

[様式 1～8] 自己点検・評価報告書

様式 1－表紙

令和 6 年度 認証評価

相模女子大学短期大学部

自己点検・評価報告書

令和 6 年 6 月

目次

自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動	12
【基準 I 建学の精神と教育の効果】	14
[テーマ 基準 I-A 建学の精神]	14
[テーマ 基準 I-B 教育の効果]	21
[テーマ 基準 I-C 内部質保証]	27
【基準 II 教育課程と学生支援】	32
[テーマ 基準 II-A 教育課程]	32
[テーマ 基準 II-B 学生支援]	57
【基準 III 教育資源と財的資源】	72
[テーマ 基準 III-A 人的資源]	72
[テーマ 基準 III-B 物的資源]	81
[テーマ 基準 III-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	85
[テーマ 基準 III-D 財的資源]	87
【基準 IV リーダーシップとガバナンス】	93
[テーマ 基準 IV-A 理事長のリーダーシップ]	93
[テーマ 基準 IV-B 学長のリーダーシップ]	96
[テーマ 基準 IV-C ガバナンス]	100

【資料】

- [様式 9] 提出資料一覧
- [様式 10] 備付資料一覧
- [様式 11-1～20] 基礎データ

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、相模女子大学短期大学部の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 6 年 6 月 24 日

理事長
風間 誠史

学長
田畠 雅英

ALO
奥村 裕司

1. 自己点検・評価の基礎資料

様式 4—自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

<学校法人の沿革>

昭和 23 年 4 月	静修女子高等学校開校。
昭和 24 年 4 月	相模女子大学は、帝国女子専門学校（明治 42 年 9 月、東京市小石川区大塚町一現東京都文京区大塚一に設置）を母体として、新制大学として現在地の神奈川県相模原市南区文京 2 丁目 1 番 1 号に開設され、学芸学部（国文学科・食物学科・経済学科）を置いた。 静修女子中学校開設。
昭和 25 年 1 月	静修女子高等学校を相模女子大学高等学校、静修女子中学校を相模女子中学校に校名変更。
昭和 25 年 4 月	相模女子大学幼稚園開設。
昭和 26 年 2 月	財団法人相模女子大学から学校法人相模女子大学に組織変更。
昭和 26 年 3 月	相模女子大学短期大学部を開設し、国文科・英文科・商科・家政科を置いた。
昭和 26 年 4 月	相模女子大学小学部を開設し、既設の高等学校、中学校、幼稚園を各々相模女子大学高等部、同中学部、同幼稚部と改称。
昭和 28 年 3 月	大学学芸学部経済学科、短期大学部英文科・商科を廃止。
昭和 31 年 9 月	相模女子大学附属若竹幼稚園を東京都世田谷区に開設。
昭和 41 年 4 月	短期大学部に英文科を設置。
昭和 42 年 4 月	大学学芸学部に英米文学科を設置。
昭和 43 年 4 月	大学学芸学部食物学科を食物学専攻と管理栄養士専攻に分離。
昭和 45 年 4 月	短期大学部家政科を家政専攻と食物栄養専攻に分離。
昭和 53 年 4 月	短期大学部家政家政専攻を家政科生活経営専攻と家政科生活造形専攻に分離。
平成 9 年 4 月	相模女子大学附属若竹幼稚園を廃止。
平成 11 年 4 月	短期大学部英文科を英語英文科に、家政科を生活学科に名称変更。
平成 12 年 4 月	大学学芸学部英米文学科を英語英米文学科に名称変更。
平成 15 年 4 月	大学学芸学部に人間社会学科を開設し、国文学科を日本語日本文学科に名称変更。 短期大学部にメディア情報学科を開設し、短期大学部生活学科生活造形専攻を生活造形学科に、生活学科食物栄養専攻を食物栄養学科に改組し、開設。 短期大学部国文科、英語英文科、生活学科の学生募集停止。
平成 16 年 3 月	短期大学部生活学科を廃止。

平成 17 年 3 月	短期大学部国文科・英語英文科を廃止。
平成 20 年 4 月	大学院栄養科学研究科修士課程を開設。
平成 20 年 4 月	大学学芸学部に子ども教育学科、メディア情報学科を開設。 大学学芸学部英語英米文学科を英語文化コミュニケーション学科に名称変更。学芸学部人間社会学科、食物学科食物学専攻、食物学科管理栄養士専攻の学生募集停止。 大学人間社会学部を設置し、社会マネジメント学科、人間心理学科を開設。 大学栄養科学部を設置し、健康栄養学科、管理栄養学科を開設。 短期大学部生活造形学科を生活デザイン学科に名称変更。 短期大学部メディア情報学科の学生募集停止。
平成 22 年 3 月	短期大学部メディア情報学科を廃止。
平成 22 年 4 月	大学院栄養科学研究科博士後期課程を開設し、大学院栄養科学研究科修士課程を博士前期課程に変更。
平成 24 年 3 月	学芸学部食物学科を廃止。
平成 25 年 4 月	学芸学部に生活デザイン学科を開設。 短期大学部生活デザイン学科の学生募集停止。
平成 27 年 3 月	学芸学部人間社会学科、短期大学部生活デザイン学科を廃止。
平成 28 年 4 月	相模女子大学幼稚部を廃園。 認定こども園相模女子大学幼稚部を開設。
令和 2 年 4 月	相模女子大学大学院社会起業研究科社会起業専攻専門職学位課程を開設。

<短期大学の沿革>

昭和 26 年 3 月	相模女子大学短期大学部を開設し、国文科・英文科・商科・家政科を置いた。
昭和 28 年 3 月	短期大学部英文科・商科を廃止。
昭和 41 年 4 月	短期大学部に英文科を設置。
昭和 45 年 4 月	短期大学部家政科を家政専攻と食物栄養専攻に分離。
昭和 53 年 4 月	短期大学部家政科家政専攻を家政科生活経営専攻と家政科生活造形専攻に分離。
平成 11 年 4 月	短期大学部英文科を英語英文科に、家政科を生活学科に名称変更。
平成 15 年 4 月	短期大学部にメディア情報学科を開設し、短期大学部生活学科生活造形専攻を生活造形学科に、生活学科食物栄養専攻を食物栄養学科に改組し、開設。 短期大学部国文科、英語英文科、生活学科の学生募集停止。

平成 16 年 3 月	短期大学部生活学科を廃止。
平成 17 年 3 月	短期大学部国文科・英語英文科を廃止。
平成 20 年 4 月	短期大学部生活造形学科を生活デザイン学科に名称変更。 短期大学部メディア情報学科の学生募集停止。
平成 22 年 3 月	短期大学部メディア情報学科を廃止。
平成 25 年 4 月	短期大学部生活デザイン学科の学生募集停止。
平成 27 年 3 月	短期大学部生活デザイン学科を廃止。

(2) 学校法人の概要

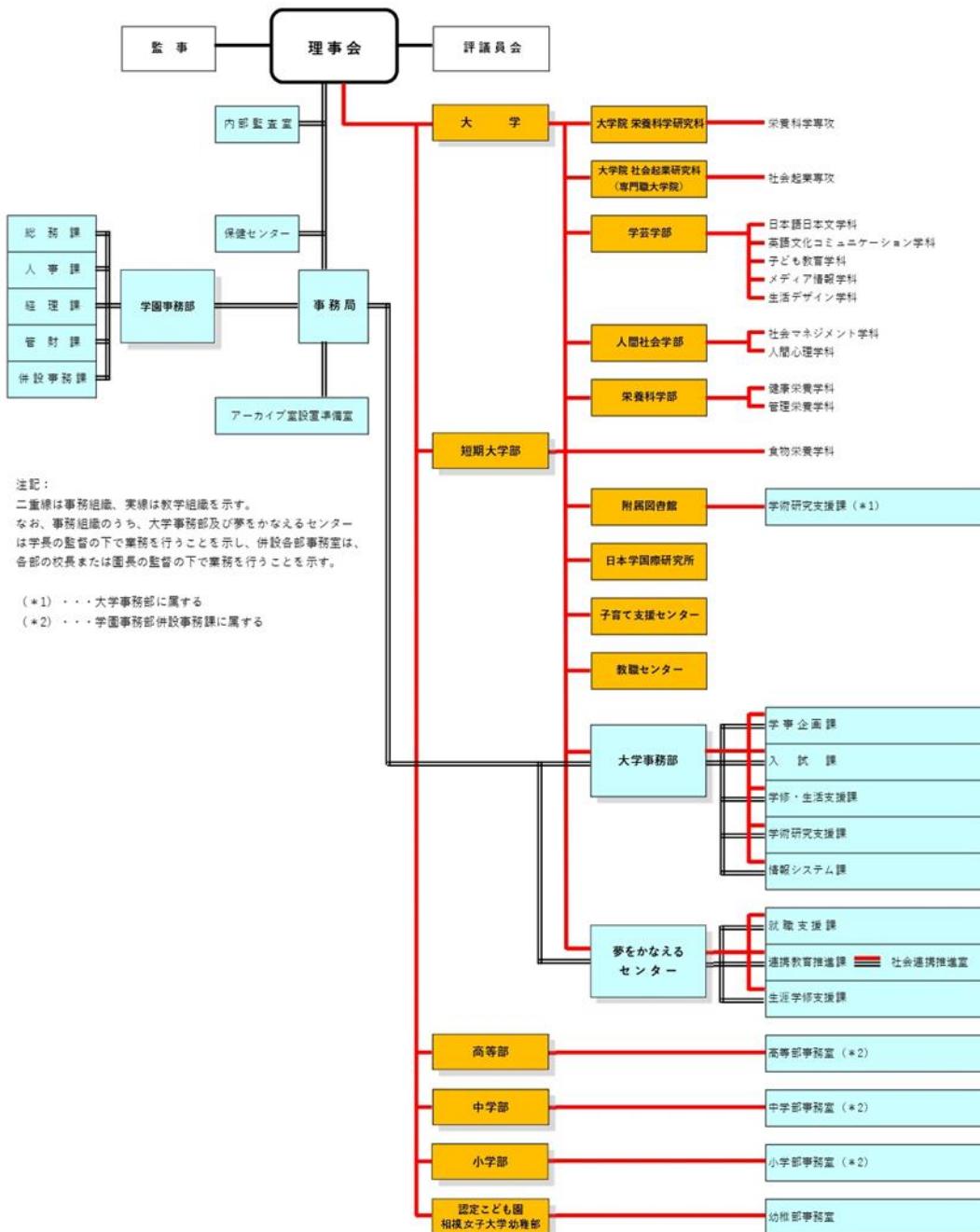
- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 6 (2024) 年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
相模女子大学 大学院	神奈川県相模原市南区文京 2-1-1	38	78	45
相模女子大学	神奈川県相模原市南区文京 2-1-1	870	3,659	3,116
相模女子大学 短期大学部	神奈川県相模原市南区文京 2-1-1	80	200	110
相模女子大学 高等部	神奈川県相模原市南区文京 2-1-1	400	1,200	1,017
相模女子大学 中学部	神奈川県相模原市南区文京 2-1-1	160	480	239
相模女子大学 小学部	神奈川県相模原市南区文京 2-1-1	70	420	429
認定こども園 相模女子大学 幼稚部	神奈川県相模原市南区文京 2-1-1	—	325	299

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和 6 (2024) 年 5 月 1 日現在

学校法人相模女子大学組織図（2024年5月1日）



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

- 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

平成 22 (2010) 年 4 月 1 日に政令指定都市となった相模原市は、現在推計人口は 724,987 人（令和 5 (2023) 年 12 月 1 日現在）であり、世帯数・人口共に増加していたが、令和 5 (2023) 年に人口総数が減少した。本学が立地する南区は、緑区、中央区の 3 区のうちで最も人口が多い地区である。

相模原市人口推移

(人)

	世帯数	総人口	男性	女性
令和元年	327,310	722,839	361,450	361,389
令和 2 年	333,192	725,447	362,142	363,305
令和 3 年	337,487	725,854	361,829	364,025
令和 4 年	342,077	726,373	361,792	364,581
令和 5 年	345,237	724,987	361,009	363,978

(相模原市ウェブサイトより各年 12 月時点の人数を掲載)

相模原市は、平成 22 (2010) 年に都市計画法に基づく「市の都市計画に関する基本的な方針」として相模原市都市計画マスター プランを策定し、本学が位置する相模大野駅周辺を都市の中心として、商業・業務、学術・文化、居住、情報、娯楽、行政などの高次都市機能の維持・誘導を図り、市内外の多くの人が集いにぎわう拠点の形成、また、近接する町田駅周辺を含む一体的な範囲を都市の連携拠点として、商業、業務、教育、文化等の機能が集積する多くの人が行き交うにぎわいのある拠点を形成するとしている。

■ 学生の入学動向：学生の出身地別入人数及び割合（下表）

地域	令和元 (2019) 年度		令和 2 (2020) 年度		令和 3 (2021) 年度		令和 4 (2022) 年度		令和 5 (2023) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
神奈川県	165	68.2	195	79.3	174	79.8	126	77.3	110	80.3
東京都	34	14.1	21	8.5	19	8.7	23	14.1	17	12.4
静岡県	11	4.5	14	5.7	10	4.6	2	1.2	3	2.2
その他	32	13.2	16	6.5	15	6.9	12	7.4	7	5.1
合 計	242	100	246	100	218	100	163	100	137	100

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和 5 (2023) 年度を起点に過去 5 年間について記

載してください。

■ 地域社会のニーズ

本学は昭和 26 (1951) 年に短期大学部を開設し、食物栄養学科は栄養士養成施設として、多くの卒業生を栄養士として輩出している。社会人特別選抜制度を実施し、社会人を受け入れるとともに、さがみアカデミーをはじめとしたさまざまな生涯学習プログラムを用意し、地域の方々に学びの機会を提供し、本学の知的財産を広く社会に還元している。

本学は、平成 26 (2014) 年に相模原市と「相模女子大学及び相模女子大学短期大学部と相模原市との包括連携に関する協定」の締結をはじめ、相模原市教育委員会・座間市教育委員会、公益財団法人相模原市文化財団、公益財団法人相模原市産業振興財団、公益社団法人相模原市観光協会等、多数の団体と協定を締結し、地域のさまざまな活動に取り組んでいる。

■ 地域社会の産業の状況

本学が立地する相模原市は、橋本・相模原・相模大野駅周辺などの多様な都市機能をもつた中心市街地と相模湖・津久井湖・宮ヶ瀬湖などの水源を含む豊かな自然が共存し、都心から近い都市的な地域でありながら同時に自然公園や水源を有する都市であり、平成 22 (2010) 年 4 月には、近隣 4 町との合併を経て、全国で 19 番目の「政令指定都市」へ移行した。小田急線、京王線、JR 中央線、中央自動車道、圏央道によって東京都心と直結しているほか、JR 横浜線・相模線といった鉄道や国道 16 号・20 号・129 号などの幹線道路網が整備されている。令和 9 (2027) 年以降に開業予定のリニア中央新幹線駅の設置も決定しており、首都圏南西部における広域交流拠点都市として、より一層の発展が期待されている。

(『相模原市の産業の概要』相模原市 令和 5 (2023) 年 8 月より)

令和 3 (2021) 年の経済センサスによると、相模原市における産業別事業所数は、22,055 事業所で、その構成比は第 1 次産業が 0.3%、第 2 次産業が 20.1%、第 3 次産業が 79.6% となっている。産業別従業者数では 263,504 人で、その構成比は第 1 次産業が 0.3%、第 2 次産業が 20.6%、第 3 次産業が 79.1% となっている。

令和3（2021）年 産業別事業所数・従業員数

産業別	事業所数	従業員数
総数	22,055	263,504
第1次産業	79	811
農林業	79	811
第2次産業	4,427	54,242
鉱業	3	69
建設業	2,588	15,606
製造業	1,836	38,567
第3次産業	17,549	208,451
電気・ガス・熱供給・水道業	22	713
運輸・通信業	813	18,022
卸売・小売業、飲食業	6,563	66,286
金融・保険業	238	3,090
不動産業	1,869	7,029
サービス業	7,945	105,382
公務	99	7,929

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(図：相模原市ウェブサイトより)

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)

基準 I 建学の精神と教育の効果

[テーマ C 自己点検・評価]

○自己点検・評価報告書は、前回の第三者評価時以降、公表されていないので、その定期的な公表が望まれる。

(b) 対策

平成 29 (2017) 年度に受審した認証評価の自己点検・評価報告書について公表とともに、本学で実施している自己点検・評価報告書についても定期的に本学ウェブサイトに公表している。 <https://www.sagami-wu.ac.jp/public/external-valuation/>

(c) 成果

自己点検・評価報告書を公表することにより、質保証が適切に機能していることを示し、社会に対する説明責任を果たしている。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a) 欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項

- (1) 専任教員の研究や教育活動は本学ウェブサイトに公表されているが、情報の更新が不十分であった。
- (2) 校舎等の老朽化への対策が課題となっている。
- (3) ポートフォリオがほとんど実施できていなかった。

(b) 対策

- (1) 学術研究支援課が専任教員に research map への登録と情報の更新を促している。
- (2) 施設を共有している併設 4 年制大学とともに施設の改修を順次進めている。
- (3) ポートフォリオ機能を有するクラウド型教育支援サービス manaba (以下 manaba) の利用を教員と学生に推進している。

(c) 成果

- (1) 専任教員の研究や教育活動の情報の更新が格段に進んでいる。
- (2) 9 号館の栄養指導実習室の内装工事を済ませ、令和 6 (2024) 年度は集団給食実習室の一部改修を予定している。
- (3) 全教員の manaba 利用によりポートフォリオ機能が学生に広く普及している。

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。
該当事項がない場合、(a) 欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。
該当事項がない場合、(a) 欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和5（2023）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

本短期大学部では、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に準拠する形で、「相模女子大学・相模女子大学短期大学部研究倫理規程」、「相模女子大学・相模女子大学短期大学部の研究活動に係る不正防止規程」、「相模女子大学・相模女子大学短期大学部公的研究費の運営・管理規程」に基づき研究活動の不正防止について対応している。また、「相模女子大学・相模女子大学短期大学部における公的研究費の運営・管理の基本方針」、「相模女子大学・相模女子大学短期大学部不正防止計画」、「相模女子大学・相模女子大学短期大学部における公的研究費の運営・管理体系図」を定めて運用し、執行にあたっては「学内研究費執行ルール」を適用して公的研究費を適正に管理している。

また、研究費の適正な執行について、「相模女子大学・相模女子大学短期大学部コンプライアンス教育・啓発活動実施計画」に沿ってコンプライアンス教育を行い、専任教員を対象とした研究倫理研修会への3年に1回の受講を研究倫理教育として義務付けている他、着任時の新任教員研修会にて、研究・情報担当副学長より研究倫理教育を実施している。そし

て、公的研究費に申請する際には、日本学術振興会が提供する e-learning 「eL CoRE」の受講を義務付けている。この e-learning は、公的研究費を扱う事務担当者にも受講を義務付けている。

公的研究費については毎年内部監査を実施しており、改善事項がある場合は、研究推進委員会において審議の上、学内研究費執行ルールを見直す等の対応をしている。

2. 自己点検・評価の組織と活動

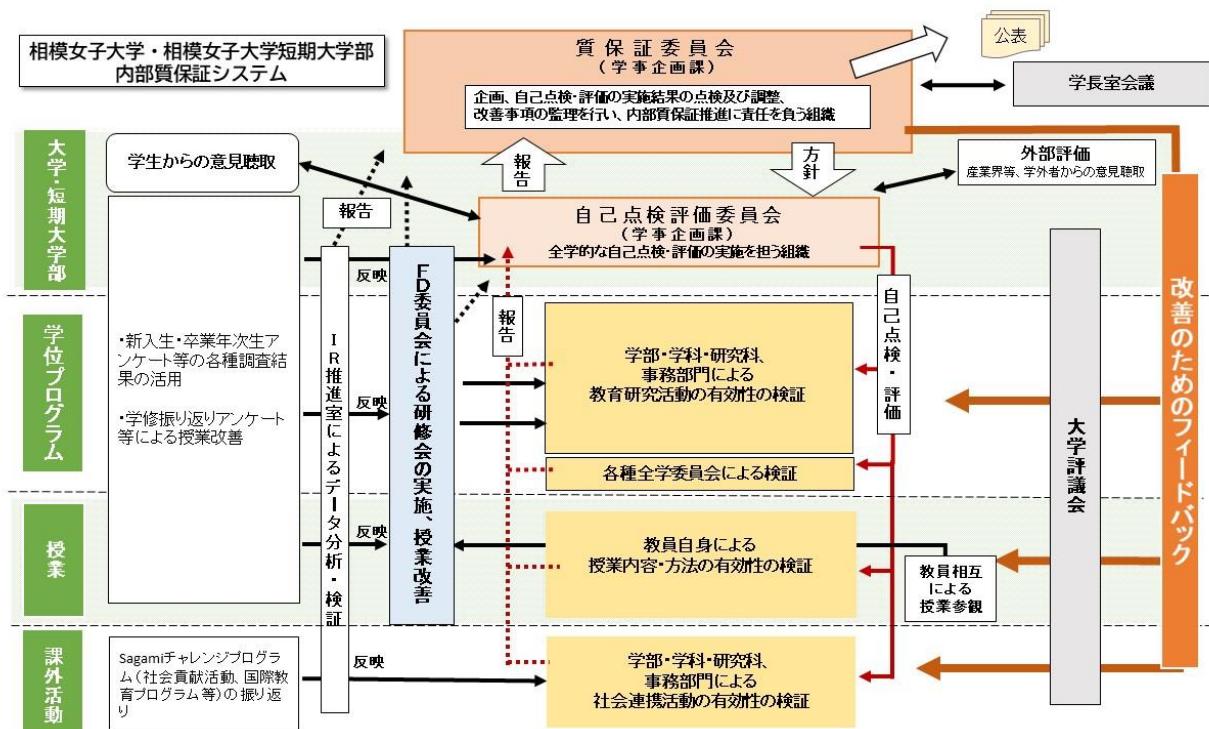
■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

「相模女子大学内部質保証に関する規程」第5条に基づき、自己点検評価委員会が置かれ、副学長（総務担当）、学部長、研究科長、事務局長、学園事務部長、大学事務部長、夢をかなえるセンター部長、学事企画課長、その他学長が委嘱する者によって構成されている。

令和5（2023）年度の自己点検・評価委員会の構成員は以下のとおりである。

	職名	氏名
委員長	副学長	奥村 祐司 (ALO)
委員	学芸学部長	久保 康彦
委員	人間社会学部長	菅沼 崇
委員	栄養科学部長	山田 とし子
委員	短期大学部長	清家 正博
委員	栄養科学研究科長	黒岡 尚徳
委員	社会起業研究科長	金森 剛
委員	事務局長	本橋 明彦
委員	学園事務部長	中島 和彦
委員	大学事務部長	齋藤 淳志
委員	夢をかなえるセンター部長	有田 雅一
委員	学事企画課長	小南 洋介

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

「相模女子大学内部質保証に関する規程」において、質保証委員会（全学的な内部質保証を推進する組織）及び自己点検評価委員会（自己点検・評価の実施に関する事項を審議・運営する組織）の設置を定めている。自己点検評価委員会より

各機関に自己点検・評価を依頼し、各機関が自己点検評価委員会に点検評価報告書を提出し、自己点検評価委員会がその結果をとりまとめた後、質保証委員会に報告する仕組みとなっている。

- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和5（2023）年度を中心に）

時期	活動内容
令和5（2023）年7月18日	第2回自己点検評価委員会 ・令和5（2023）年度自己点検・評価の実施について ・令和6（2024）年度専門職大学院及び短期大学部の認証評価について
令和5（2023）年8月23日	短期大学認証評価ALO対象説明会
令和5（2023）年11月28日	ALO・短期大学部長・ALO補佐による事前打合せ
令和5（2023）年11月29日～	自己点検・評価報告書の作成について（依頼）
令和5（2023）年12月1日	令和6（2024）年度短期大学部認証評価に関する説明会 ・令和5（2023）年度自己点検・評価報告の作成について
令和6（2024）年2月	自己点検・評価報告書の校正・資料確認 (短期大学部長、事務部長による校正)
令和6（2024）年3月	自己点検・評価報告書の全体校正・資料確認 (短期大学部長による全体校正)
令和6（2024）年4月～5月	自己点検・評価報告書の校正 (各担当者による校正)
令和6（2024）年6月	自己点検・評価報告書の全体校正（ALO・短期大学部長、学長・副学長・事務局長・事務部長による全体校正）

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

＜根拠資料＞

提出資料

1. ウェブサイト「建学の精神」
<https://www.sagami-wu.ac.jp/university/outline/>
2. 相模女子大学 New Concept Book[2010 年度]
3. 2023 Student Handbook (学生生活編) 相模女子大学・相模女子大学短期大学部[2023 年度]
4. 2024 大学案内[2024 年度]
5. 相模女子大学短期大学部学則第 1 条 (規程集 9)
7. 相模女子大学内部質保証に関する規程 (規程集 54)
8. 2023 年度版シラバス作成要領[2023 年度]
34. 学校法人相模女子大学寄附行為第 3 条 (規程集 1)

備付資料

1. 110 周年誌『校舎は焼けても、学校は焼けない』
2. 相模女子大学短期大学部包括連携協定締結一覧
3. 2023 年度夢をかなえるセンターパンフレット
4. 2023 年度 Sagami チャレンジプログラムシラバス
5. Sagami チャレンジプログラムアドバイザー制度
6. 2023 年度「ポンパドウルレシピコンテスト」参加者募集説明会資料
7. 2023 年度 Sagami チャレンジプログラムプロジェクト活動報告会チラシ
8. 2023（令和 5）年度相模女子大学・相模女子大学短期大学部発想賞
9. 第 13 回さがみ発想コンテスト募集要項
10. 2023 年度「さがみアカデミー」春季講座パンフレット
11. さがまちコンソーシアム「市民大学」
12. 未来志向の女性に向けたリーダーシップ育成講座
13. 2023（令和 5）年度「まなびのパスポート」募集要項

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

＜区分 基準 I -A-1 の現状＞

本短期大学部の建学の精神は「高潔善美」である。明治 33 (1900) 年に西澤之助が人の道の真髓である「高潔善美」を行動規範とし、その心得として「固き心を以て、やさしき行いをせよ」と説き、女性の地位が確立されていなかった時代において自立した女性を育成するために日本女学校を設立した（提出-1）。その精神が教育理念・理想を明確に示すように、

「相模女子大学短期大学部学則」第 1 条に、本短期大学部の教育目的を「女子に広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成し、建学の精神「高潔善美」にもとづく教養ある人材を育成すること」と定めている（提出-5）。さらに、本短期大学部は建学の精神の達成に向けて、平成 22 (2010) 年にスローガン「見つめる人になる。見つける人になる。」を定めた（提出-2）。女性ならではのしなやかな発想力、豊かな包容力を身につけながら、「地域社会の未来を女性ならではの着眼点で発想し、貢献する女性を育成すること」を具体的な目標としている。このスローガンは、本短期大学部が長年取り組んできた建学の精神に基づく教育理念・理想を学生の視点で明確にしたもので、「自立した女性」「先進的に行動できる女性」の具体的なあり方として、しっかりと生活の足場を見つめ、個性豊かな発想を生み出すことのできる女性を育成したいとの姿勢を示している。

「学校法人相模女子大学寄附行為」第 3 条において、「この法人は、教育基本法及び、学校教育法に基づいて、学校教育を行い、高潔善美にして社会に有用な人材を育成することを目的とする。」と定めており（提出-34）、建学の精神が「教育基本法」等に基づいた公共性を有している。

これら建学の精神、学則に明示された短期大学部の教育目的、スローガンを、本学ウェブサイト、Student Handbook（学生生活編）（提出-3）、大学案内（提出-4）、110 周年誌（備付-1）に掲載し、学内外に表明している。

建学の精神とそれに基づくスローガンの実現のため、学生に向けては、平成 23 (2011) 年度より、各教員が全ての担当授業科目を「見つめる科目」と「見つける科目」に分類し、シラバスに記載することにより、学生に建学の精神とそれを実現するためのスローガンへの理解・意識を高める工夫を行っている（提出-8）。また、平成 29 (2017) 年度より、教育活動において「優れた発想」をした学習活動を表彰する「発想賞」を設け、毎年卒業式にて表彰を行っている（備付-8）。さらに平成 24 (2012) 年度より、設定されたテーマに対して実現可能なアイデアを競う「さがみ発想コンテスト」を毎年開催している。これまで地元企業や本学と関わりの深い企業とコラボレーションしたテーマが中心だったが、13 回目を迎えた令和 5 (2023) 年度は、来る相模女子大学創立 125 周年を記念し「ワタシタチの相模女子大学 イメージビデオ制作」をテーマに開催した（備付-9）。以上のとおり、建学の精神とそれに基づくスローガンを学内において適切に共有している。

本短期大学部では、「相模女子大学内部質保証に関する規程」（提出-7）第 1 条において「相模女子大学短期大学部学則（提出-5）第 1 条の 2 に基づき、本学の理念、目的、各種方針等に基づいて、教育研究活動等の諸活動を恒常的に点検評価し、その結果を検証して改善に結び付けることにより、教育研究の質を継続的に向上させる仕組みを構築することによって、教育研究に係る適切な水準の維持及びその向上に資することを目的とする」と定めており、建学の精神について自己点検・評価をとおして定期的に確認している。

[区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

＜区分 基準 I -A-2 の現状＞

地域・社会に向けた生涯学習事業については、併設する4年制大学と共に開催している講座として「さがみアカデミー」（備付-10）、相模原市・座間市教育委員会と共に開催する「市民大学相模女子大学コース」（備付-11）に加えて、令和5（2023）年度よりリカレント講座として「未来志向の女性に向けたリーダーシップ育成講座」（備付-12）を開講している。

「さがみアカデミー」は、春季及び秋季の2期にわたり、本短期大学部の現役教員や名誉教授などの専門家による多様な世代に向けた生涯学習のための機会を提供しており、多くの受講者から好評を得ている。「市民大学」は、昭和40（1965）年、相模原市教育委員会との共催により、本短期大学部施設を開放し、市民のための生涯学習の場として創設した。当時、市民向けの生涯学習の場は例が少なく、全国に先駆けた取り組みとして高い評価を得た。順次他大学も主旨に賛同し、参画することで、現在は、13大学等による32講座（令和5（2023）年度）の規模に成長している。「未来志向の女性に向けたリーダーシップ育成講座」は、社会におけるリカレントのニーズに応じて令和4（2022）年度に試行開催し、その運営ノウハウを活かして、令和5（2023）年度は計60時間の講座としてリーダーシップスキルを、卒業生をはじめとする就業経験のある女性を対象とした新たな学びの場として開放している。

この他、本短期大学部独自の聴講生制度「まなびのパスポート」（備付-13）を設定して正課授業を開放し、高度な学びをより多くの市民に提供するための取り組みを行っている。

地域・社会における連携活動は、本短期大学部が所在する相模原市をはじめ全国各地に拡がっている。そのうち、18の自治体、企業・団体と包括連携協定を締結している（備付-2）。

学生は、前述の包括連携協定を締結している自治体等をはじめ全国各地でボランティア活動等を通じた地域・社会に貢献する活動に取り組んでいるが、本短期大学部では、学生が正課外において主体的に取り組む社会貢献活動に対しても積極的に支援する体制を整えている。その学生支援の方針として「キャリア形成支援ポリシー」を掲げ、当ポリシーの下に実施する活動を「Sagami チャレンジプログラム」と称している（備付-3）。活動に際しては、学生が社会貢献の意義・目的を理解したうえで計画的に行えるよう、授業と同様に「シラバス」を策定し、入学と同時に学生に配布し活動への参加を促している（備付-4）。

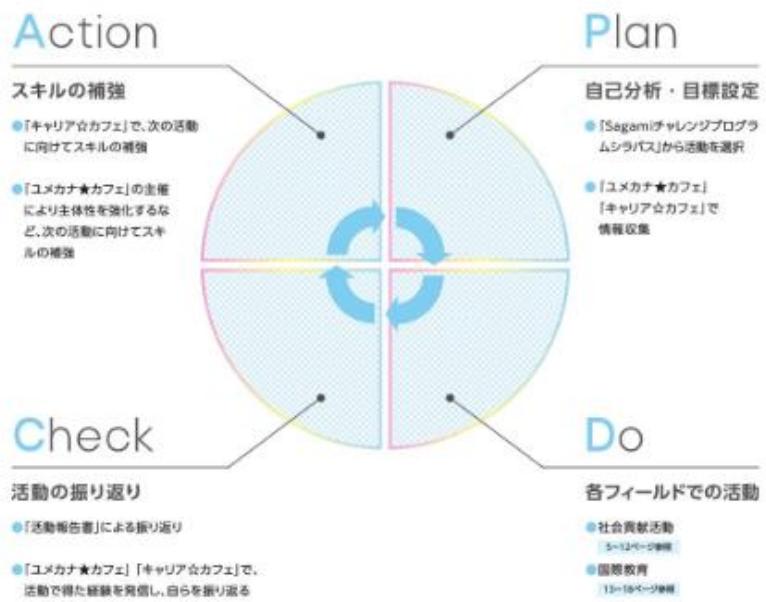
「Sagamiチャレンジプログラム」

本学では、学園スローガン「見つめる人になる。見つける人になる。」のもと、
「しなやかな発想力と豊かな包容力を身につけながら、未来を、社会を見つめ、道を、答えを見つける人になる。」
そのような人材を育成することを教育目標に掲げています。
「Sagamiチャレンジプログラム」は、上記の教育目標に則り「キャリア形成支援ポリシー」のもと
学生の「キャリア形成」を支援するプログラムです。

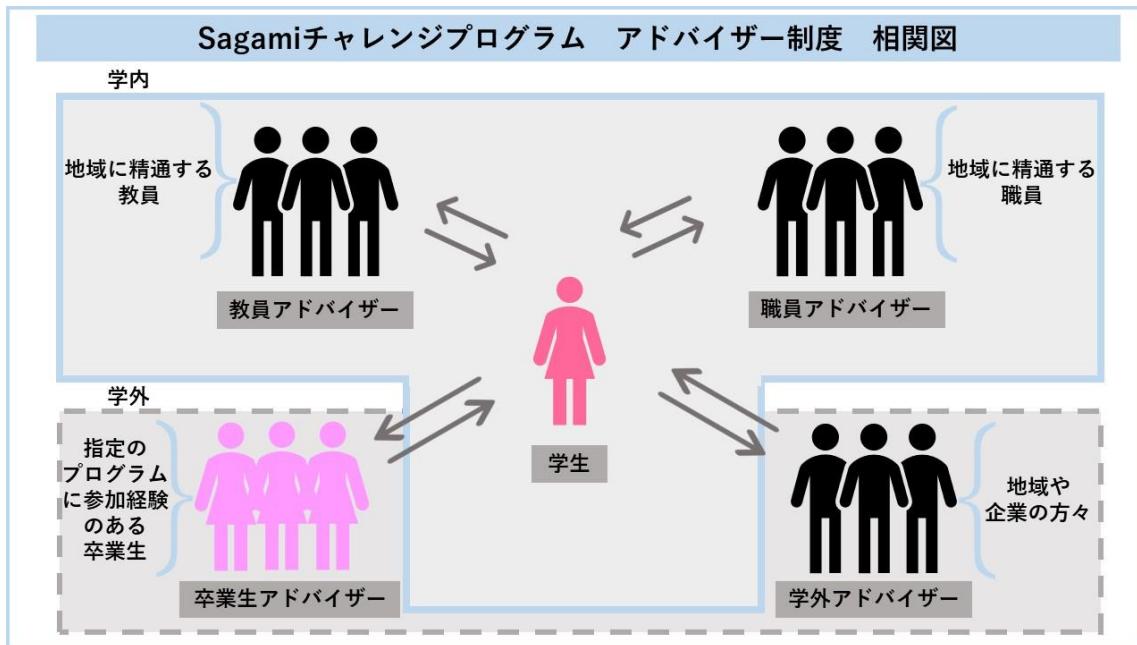
「Sagami チャレンジプログラム」における学びの仕組み

マーガレットスタディ

すべての学科・学年の学生を対象とした正課外活動における学びの仕組み「マーガレットスタディ」。
それぞれの活動においてPDCAサイクルを回すことにより、
目標の達成度を確認しながら自身の成長に気づき、弱点を補うことで次の活動につなげています。



なお、当プログラムの実施に係る支援体制として、学内の教職員に加え、自治体・企業・外部講師・卒業生など学外者と一体となって活動を支援する「Sagami チャレンジプログラムアドバイザー制度」を設けている（備付-5）。卒業生アドバイザーは、在学時に活動を行っていた知見を活かし学生を支援する制度である。この制度により、学生・教職員と卒業生との繋がりが深められ、卒業後も引き続き地域・社会に貢献できる仕組みとなっているが、学生にとっては、活動へのアドバイスを受けるだけでなく、活動経験が卒業後にどう活かされているかなどを、社会で働く最も身近な大人からアドバイスを受ける貴重な機会にもなっている。これらのように、多様なバックグラウンドを持つ大人がアドバイザーとなることで、地域・社会に対して実質的な貢献が可能となり、かつ学生のキャリア形成に資する取り組みに位置付けている。



学生が地域・社会に貢献している一例として、食を通じて地域に貢献する、企業との協働による商品開発プログラム「ポンパドウルレシピコンテスト」を行っており、参画した学生のアイデアが商品化され、これを機に、当企業への就職が決定した（備付-6）。なお、これらの活動に伴う事前・事後の学びを含めたPDCAサイクルを「マーガレットスタディ」と称している。事後の学びの一例として、例年年度末に「Sagamiチャレンジプログラムプロジェクト活動報告会」を実施している（備付-7）。学生が、活動の成果や活動で身につけた実践力や応用力などをプレゼンテーションし、前述のアドバイザーから講評・評価を受ける仕組みとしており、目標設定に対する振り返りの機会としている。なお、当報告会は、プログラムへの短期大学部生の参加者増に繋げられるよう、全学生が聴講しやすいオリエンテーションと同日開催としている。これらプログラムなど社会貢献活動に対する客観的評価の一つとしては、日本経済新聞社による「大学の地域貢献度調査」において、本学は平成23（2011）年度以降9期連続で女子大学第1位の評価を受けている。



*食物栄養学科生が考案した「クリームブリュレ」

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題>

特になし。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>

食を通じて地域に貢献する、企業との協働による商品開発プログラムに参画した学生のアイデアが商品化され、それを機に当企業への就職が決定した実績は、社会貢献活動を通じて学生のキャリアが醸成されている証として、キャリア形成支援ポリシーに適ったプログラムが実施されていると言える。

[テーマ 基準 I -B 教育の効果]

<根拠資料>

提出資料

3. 2023 Student Handbook (学生生活編) 相模女子大学・相模女子大学短期大学部 [2023 年度]

5. 相模女子大学短期大学部学則 (規程集 9)

6. 2023 Student Handbook (授業・履修編) 相模女子大学短期大学部 [2023 年度]

7. 相模女子大学内部質保証に関する規程 (規程集 54)

提出資料-規程集

25. 相模女子大学短期大学部の学位授与に関する規程

65. 大学評議会規程

66. 相模女子大学短期大学部教授会規則

67. 科会に関する通則

68. 学長室会議規程

備付資料

14. 外部評価ヒアリングについて

15. ウェブサイト「各種ポリシー」

<https://www.sagami-wu.ac.jp/university/outline/#e76989e6>

[区分 基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

<区分 基準 I -B-1 の現状>

本短期大学部及び食物栄養学科の教育目的・目標については、前述の建学の精神に基づき、「相模女子大学短期大学部学則」第 2 条の 2 に短期大学部の教育目的を「幅広い教養を基礎に深く専門分野を教授研究し、職業又は実際の生活に必要な能力を時代のニーズに対応しつつ育成することにより、より高いレベルの教育機会を提供すること」と定めており、「相模女子大学短期大学部学則」第 2 条の 2 の 2 に食物栄養学科の教育目的を「広く自然科学分野の知識を基礎にしつつ、社会活動における「食」に関する実践的、専門的な能力を養い、食を通じて健康の維持・増進に積極的に関わることのできる栄養士を育成すること」としている（提出-5）。

前述の教育目的・目標は、学則に明示し、本学ウェブサイトにて公表するとともに、Student Handbook (学生生活編) (提出-3) に掲載し、学内外に表明している。

食物栄養学科の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているかについて、「相模女子大学内部質保証に関する規程」（提出-7）第 15 条に基づき、産業界や企業

等による外部評価を実施し、定期的に点検している。令和5（2023）年度は公益財団法人相模原市民文化財団に依頼し、教育研究活動及び学習成果等に関する地域・社会の視点から意見を聴取した（備付-14）。

[区分 基準 I -B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

＜区分 基準 I -B-2 の現状＞

本短期大学部では学習成果を、「相模女子大学短期大学部学則」（提出-5）第1条に「女子に広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を養成し、建学の精神「高潔善美」にもとづく教養ある人材を養成することを目的とする」と定めている。また、建学の精神を達成するためのスローガンに沿って学位授与の方針を定めている。

【短期大学部】

■学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

相模女子大学・相模女子大学短期大学部は、スローガンとして掲げる「見つめる人になる。見つける人になる。」を実現することを目的とし、各学科で取得した能力・知識・技能に加えて、以下の姿勢を身につけた者に学位を授与します。

1. 専門領域のみならず、社会におけるさまざまな場において多角的視点でのごとを見つめ、身につけた知識や技能と柔軟な発想力を活用して社会や生活に役立つ新しいことを生み出すことができる。
2. 人や社会の持つ特性や仕組みを洞察する眼を持ち、組織の中で自分のすべきことを見極めつつ、人と協働しながら自らの個性を發揮できる。
3. 偏見や先入観を排した眼で人や社会を見つめ、人に共感し、思いやりを持ち、感動した体験をもとに成長することができる。

本短期大学部における学習成果は、具体的に「相模女子大学短期大学部学則」（提出-5）第35条に「本学に2年以上在学し、所定の科目および単位数を修得した者に対して学長は、教授会の議を経て卒業証書を授与する」と定め、「相模女子大学短期大学部の学位授与に関する規程」（提出-規程集25）に詳細を明示している。

食物栄養学科では、教育目的・目標に基づき、相模女子大学短期大学部学則（提出-5）第2条の2の2に掲げる「広く自然科学分野の知識を基礎にしつつ、社会活動における「食」に関する実践的、専門的な能力を養い、食を通じて健康の維持・増進に積極的に関わることのできる栄養士を育成すること」を学習成果として定めている。「学位授与の方針」（提出-6）においても、卒業に必要な単位数を修得するなどの要件を満たす者に学位を授与するこ

とを明記している。

【食物栄養学科】

■学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

食物栄養学科は、現代社会が求める高度で専門的な栄養知識を有し、食を通して人々の健康の維持・増進に積極的にかかわることのできる栄養士を養成することを目的としており、以下の能力・知識・技能を身につけ、卒業に必要な単位数を修得するなどの要件を満たす者に学位を授与します。

1. 食物と栄養に関する専門的な知識や技能を人の生活の質の向上のために実践することができる。
2. 栄養士および任用資格を意欲的に活かし、社会の一員として貢献できる。
3. 食の専門家として良識と責任感を持ち、他者との厚い信頼関係を築くことができるコミュニケーション能力を備える。

本短期大学部における学習成果の評価基準は、「相模女子大学短期大学部学則」（提出-5）第31条とStudent Handbook（授業・履修編）（提出-6）に掲載し、学内外に公表している。学習成果の獲得状況については、後述する量的データ並びに質的データとして測定されている（pp. 51～55）。

学習成果の現状と評価については、自己点検評価委員会において、食物栄養学科、短期大学部、各事務部（以下「各機関」）を単位として、大学・短期大学基準協会の評価基準に照らした点検・評価を毎年行っている。そこでとりまとめた評価結果は、質保証委員会において審議・評価を行い、各機関に結果をフィードバックするとともに、必要に応じて改善報告書の提出が求められる。それをもとに質保証委員会での審議後には大学評議会において報告を行うことで、PDCAサイクルが適切に運用されるように努めている。以上より、本短期大学部と食物栄養学科の学習成果は「学校教育法」第108条の規定に照らして定期的に点検している。

【区分 基準I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

＜区分 基準I-B-3の現状＞

本短期大学部及び食物栄養学科では、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の3つのポリシーを以下のとおり、関連付けて一体的に定めている。

【短期大学部】

1. 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

相模女子大学・相模女子大学短期大学部は、「見つめる人になる。見つける人になる。」というスローガンを掲げており、しなやかな発想力と豊かな包容力を身につけ、地域社会を担っていける人を育てたいと考えます。この方針に共感し、あるいは興味を持つとともに、以下の資質・志向を有する人を求めていきます。

- ・本学各学科の教育の目的・目標を理解し、本学で学びたいという意欲を持っている。
- ・本学各学科の教育課程を履修するための基礎的な学力を身につけている。
- ・勉学を通して自己を磨くとともに、他人と協力・協調し、社会に貢献する気持ちを持っている。

2. 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

相模女子大学・相模女子大学短期大学部は、スローガンとして掲げる「見つめる人になる。見つける人になる。」を実現することを目的とし、全学科に共通するものとして以下のカリキュラムを展開します。

- ・幅広い分野の知識や技能を身につけ、学際的な視点から専門分野を捉える能力を育成するため全学共通科目を設置する。
- ・本学の教育の歴史と特色を理解し、大学生としての心構えや態度を自覚するための科目を基礎共通科目に設置する。
- ・社会人基礎力を育成し、大学で学んだ知識や技能を実践に結びつける目的で、全学共通科目と各学科の専門科目にサービスラーニングや能動的学習を行う科目を設置する。

3. 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

相模女子大学・相模女子大学短期大学部は、スローガンとして掲げる「見つめる人になる。見つける人になる。」を実現することを目的とし、各学科で取得した能力・知識・技能に加えて、以下の姿勢を身につけた者に学位を授与します。

- ・専門領域のみならず、社会におけるさまざまな場において多角的視点でものごとを見つめ、身につけた知識や技能と柔軟な発想力を活用して社会や生活に役立つ新しいことを生み出すことができる。
- ・人や社会の持つ特性や仕組みを洞察する眼を持ち、組織の中で自分のすべきことを見極めつつ、人と協働しながら自らの個性を発揮できる。
- ・偏見や先入観を排した眼で人や社会を見つめ、人に共感し、思いやりを持ち、感動した体験をもとに成長することができる。

【食物栄養学科】

1. 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

- ・食を通じた健康づくりに強い関心を持ち、将来は食と栄養の専門家である栄養士として活躍したいという明確な目的意識を有する者。
- ・知的好奇心や探求心が旺盛で、食物栄養学の学習に能動的かつ意欲的に取り組むことができる者。
- ・対個人もしくは集団の中において協調性を保ち良好な人間関係を築けるコミュニケーション力に優れた者。
- ・本学での学習に必要な一定水準の学力を有する者。中でも専門教育科目の基盤となる理数系分野（生物、化学、計算力）の基礎学力を身につけていいることが望ましい。

2. 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

- ・栄養士法施行規則に準拠した教育内容と単位数を配備し、2年間で専門領域の基礎から応用までを効率よく修得し資格取得へと導く体系的なカリキュラム。
- ・講義科目での学習と実験・実習・演習科目でのアクティブラーニングとを連携させた段階的なカリキュラム。
- ・円滑に短期大学生活をスタートさせるための導入教育講座や自立した大人として必須となるスキルを学べるキャリア教育講座等を設置。
- ・卒業後に四年制大学への編入学を目指す学生や、専門領域をより極めたいと希望する学生に向けたスキルアップ科目を設置。

3. 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

食物栄養学科は、現代社会が求める高度で専門的な栄養知識を有し、食を通して人々の健康の維持・増進に積極的にかかわることのできる栄養士を養成することを目的としており、以下の能力・知識・技能を身につけ、卒業に必要な単位数を修得するなどの要件を満たす者に学位を授与します。

- ・食物と栄養に関する専門的な知識や技能を人の生活の質の向上のために実践することができる。
- ・栄養士および任用資格を意欲的に活かし、社会の一員として貢献できる。
- ・食の専門家として良識と責任感を持ち、他者と厚い信頼関係を築くことができるコミュニケーション能力を備える。

3つのポリシーは、食物栄養学科の科会（提出-規程集 67）や短期大学部教授会（提出-規程集 66）において検討がなされ、更に短期大学部のポリシーについては、全学的な方針として学長室会議（提出-規程集 68）において協議された後、大学評議会（提出-規程集 65）にて審議され決定する。本短期大学部及び食物栄養学科は、3つのポリシーに沿って、入学から卒業に至るまでの各段階において、教職員が共通認識のもと教育活動を行っている。

また、3つのポリシーは、Student Handbook（授業・履修編）（提出-6）や本学ウェブサイト（備付-15）にて学内外に表明している。

＜テーマ 基準 I -B 教育の効果の課題＞

学習成果の可視化を推進するためのディプロマ・ポリシーを起点とした具体的な学習目標の設定と整理が課題であり、現在試行している「授業科目の成績評価を用いたディプロマ・ポリシーの達成度の可視化」を進める中で、学科においてディプロマ・ポリシーと各授業科目の関係性の整理が行われている。

＜テーマ 基準 I -B 教育の効果の特記事項＞

特になし。

[テーマ 基準 I -C 内部質保証]

<根拠資料>

提出資料

7. 相模女子大学内部質保証に関する規程（規程集 54）

備付資料

14. 外部評価ヒアリングについて

16. 2021 年度相模女子大学短期大学部点検評価報告書

17. 2022 年度相模女子大学短期大学部点検評価報告書

18. 2023 年度相模女子大学短期大学部点検評価報告書

19. 2023 年度後期中等教育と高等教育との接続の改善に関する研究協議会活動実績[2023 年度]

20. 相模女子大学内部質保証の基本方針

21. 相模女子大学・相模女子大学短期大学部アセスメントポリシー

22. 点検評価結果を踏まえた改善事項について

23. ウェブサイト「求める教員像と教員組織の編制方針」

<https://www.sagami-wu.ac.jp/public/policy/#be42368a>

24. 相模女子大学短期大学部学則【2024 年度】

25. 自己点検・評価における本学の教育活動や学生支援、施設設備等に対する学生の意見聴取について(議事録)

[区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I -C-1 の現状>

「相模女子大学内部質保証に関する規程」(提出-7)において、本短期大学部の全学的な内部質保証を推進する組織として質保証委員会を設置し、自己点検・評価の実施に関する事項を審議・運営する組織として自己点検評価委員会を設置することを定めている。質保証委員会は、学長を委員長とし、内部質保証システムの運用や自己点検・評価に係る基本方針の策定等について審議するのに対し、自己点検評価委員会は、副学長（総務担当）を委員長とし、質保証委員会が定めた方針に基づき、自己点検・評価の実施に関する事項を審議し、自己点検・評価に取り組んでいる。

学科及び短期大学部の自己点検・評価は、以下の「相模女子大学内部質保証の基本方針」

(備付-20) に沿って行われている。自己点検評価委員会より、学科・短期大学部・事務部門の単位で自己点検・評価を依頼し、各機関が自己点検評価委員会に点検評価報告書を提出し、自己点検評価委員会が結果をとりまとめた後、質保証委員会に報告する仕組みとなっており、全教職員が自己点検・評価活動に関与している。また、自己点検・評価は、定期的に半期毎実施しており、質保証委員会が年度毎に結果を統括し、相模女子大学短期大学部点検評価報告書として本学のウェブサイトに公表している（備付-16, 17, 18）。

相模女子大学内部質保証の基本方針

1. 内部質保証の目的

本学の理念、目的、各種方針等に基づいて、教育研究活動等の諸活動を恒常的に点検評価し、その結果を検証して改善に結び付けることにより、教育研究の質を継続的に向上させる仕組みを構築し、教育研究に係る適切な水準の維持及びその向上を図る。

2. 組織体制

- 1) 内部質保証の目的を達成するための組織として、全学における内部質保証の推進に責任を負う質保証委員会、自己点検・評価を実施し、その結果を取りまとめる自己点検評価委員会を設置する。
- 2) 質保証委員会は学長を委員長とし、内部質保証システムの運用、自己点検・評価に係る基本方針の策定、点検及び調整、改善の監理、結果の公表について審議する。
- 3) 自己点検評価委員会は副学長（総務担当）を委員長とし、質保証委員会が定めた方針及び計画に基づき、自己点検・評価に係る項目及び実施体制の決定、促進及び啓発、結果のとりまとめ等を審議する。

3. 運用プロセス

- 1) 自己点検・評価は、毎年度、学部・学科、大学院研究科、各種全学委員会及び各事務部門（各機関）を単位として実施し、自己点検評価委員会は、自己点検・評価結果を基に点検評価報告書を作成し、質保証委員会に報告する。
- 2) 質保証委員会は、提出された点検評価報告書が内部質保証の基本方針に基づいた内容であるか検証し、改善事項については、学長室会議で意見を聴取したのち大学評議会に報告する。また、改善が必要であると判断した場合は、各機関に対し期限を定めた上で、改善を行うよう指示し、各機関はその状況を報告する。
- 3) 質保証委員会は、各機関の改善結果とともに、指示に基づいた改善活動が行われたかを検証の上、当該年度の自己点検・評価及び改善の結果の総括並びに関係報告書等の公表についての意見を添えて、大学評議会に対し報告を行う。また、質保証委員会は、点検評価報告書及び公表が必要であると判断した情報を速やかに公表する。
- 4) 内部質保証の適切性については、学外者の評価を受けるものとする。

以上

高等学校等の意見聴取として、同一法人内に併設する相模女子大学高等部との意見交換の場を定期的に設定している。具体的には高等部の校長、副校長並びに管理職と本短期大学

部の学長、副学長、関係事務部署職員をメンバーとする「後期中等教育と高等教育との接続の改善に関する研究協議会」(備付-19)、高等部の担任と本短期大学部の教員が参画する「高大教員意見交換会」が挙げられる。

また、本短期大学部の教育研究活動及び学習成果に関して、産業界や企業等から意見を聴取するため、年1回、以下のとおり外部評価を実施している。令和5(2023)年度は公益財団法人相模原市民文化財団に依頼し、教育研究活動及び学習成果等に関して地域・社会の視点から意見を聴取した(備付-14)。

外部評価の実施一覧(過去5年間)

日時	テーマ	評価者
令和6(2024)年 1月31日	相模女子大学大学院・相模女子大学・相模女子大学短期大学部の教育研究活動及び学修成果に関する意見聴取について	公益財団法人相模原市民文化財団
令和5(2023)年 2月14日	相模女子大学・相模女子大学短期大学部の教育研究活動及び学修成果に関する意見聴取について	相模原青年会議所
令和4(2022)年 2月21日	相模女子大学・相模女子大学短期大学部の教育活動及び学修成果に関する意見聴取について	神奈川県立総合教育センター
令和3(2021)年 3月8日	相模女子大学大学院・相模女子大学・相模女子大学短期大学部の教育活動に関する意見聴取について	株式会社町田新産業創造センター
令和元(2019)年 11月21日	相模女子大学・相模女子大学短期大学部・相模女子大学大学院教育活動及び学修成果に関する意見聴取について	相模原市農業協同組合営農部

自己点検・評価の結果は、質保証委員会によって検証され、各機関にフィードバックをして改善を図るために活用されている。改善事項については、学長室会議で意見を聴取したのち大学評議会に報告され、改善が必要であると判断した場合は、各機関に対し期限を定めた上で、改善を行うよう指示し、各機関はその状況を報告することになっている。令和5(2023)年度は、前期の点検評価結果を踏まえた改善事項として、質保証委員会より本短期大学部の定員未充足への対応について入試課に改善を求めた(備付-22)。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

本短期大学部では、相模女子大学・相模女子大学短期大学部アセスメントポリシー（備付-21）（以下、アセスメントポリシー）を以下のとおり定めている。質保証委員会はアセスメントポリシーを定期的に検証しており、本短期大学部と食物栄養学科はPDCAサイクルを活用して教育を向上・充実させるとともに、「学校教育法」や「短期大学設置基準」等の法令を遵守している。

相模女子大学・相模女子大学短期大学部アセスメントポリシー

本学では、恒常的な教育改善を図り、教育の質を保証する目的から、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー、キャリア形成支援ポリシーの4つのポリシーに基づき、全学レベル、学位プログラムレベル・授業レベル、キャリア形成レベルの3段階で、学生の学修成果を可視化し、検証している。

評価レベル	入学前・入学時 (アドミッション・ポリシー)	在学中 (カリキュラム・ポリシー) (キャリア形成支援ポリシー)	卒業時・卒業後 (ディプロマ・ポリシー)
全学レベル	志願者数・入学者数	学生生活実態調査	学位授与者数
学位プログラムレベル 授業レベル	入学試験 新入生アンケート	GPA 単位修得状況 学修振り返りアンケート 学修ポートフォリオ (manaba)	卒業研究・卒業制作の評価 資格試験・国家試験等の成績 卒業年次生アンケート
キャリア形成レベル	PROG	マーガレットスタディ (Sagami チャレンジプログラム) PROG	進路・就職状況 卒業5年後アンケート

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

学習成果に基づく教育改善の取り組み状況について、質保証委員会において検証した結果、指標となるアセスメントポリシーを見直す方向となり、検討を開始したところである。

例えば、アセスメントポリシーの「学位プログラムレベル」と「授業レベル」が同じレベルとなっているが、レベル毎に指標やアセスメント結果の活用方法が異なることから、明確に分けることが望ましい。今後、学習成果に基づいて教育改善が図れるよう取り組みを進める予定である。

＜テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項＞

従来は明確に示されていなかった「求める教員像及び教員組織の編制方針」を制定し、令和5（2023）年度より本学ウェブサイト（備付-23）に公表している。

また、近年、定員未充足が続いている学生募集の状況に鑑み、適切な定員管理を図るため、令和6（2024）年度より食物栄養学科の入学定員を120名から80名、収容定員を240名から160名に変更するよう学則を一部改正した。（備付-24）

＜基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

（a）前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

建学の精神、スローガン、3つのポリシーの関係性が適切であるかについては、自己点検・評価の一環として、本短期大学部の教育活動や学生支援、施設設備等に対して、毎年度学生に意見聴取を実施し、検証をしている。学生からの意見を参考に必要に応じて教育活動等の改善を図っている（備付-25）。

また、点検・評価に基づいたPDCAサイクルを適切に運用するため、平成31（2019）年度に「相模女子大学内部質保証に関する規程」を制定した。自己点検評価委員会の役割を見直すとともに、全学的な内部質保証を推進する組織として質保証委員会を設置し、内部質保証のシステムを整備している。自己点検・評価は、令和2（2020）年度より半期毎に実施しており、質保証委員会は、点検評価報告書に基づきフィードバックを行い、教育研究活動の質の向上を図っている。

（b）今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

学習成果をより具体的に評価するため、「授業科目の成績評価を用いたディプロマ・ポリシーの達成度の可視化」を進める。また、学習成果に基づく教育改善を組織的に図るため、アセスメントポリシーについて見直しを行う。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】**[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]****<根拠資料>**

提出資料

4. 2024 年度大学案内[2024 年度]
5. 相模女子大学短期大学部学則（規程集 9）
6. 2023 Student Handbook（授業・履修編）相模女子大学短期大学部[2023 年度]
7. 相模女子大学内部質保証に関する規程（規程集 54）
8. 2023 年度版シラバス作成要領[2023 年度]
9. 2023 年度入学者選抜要項(一般・共通)[2023 年度]
10. 2024 年度入学者選抜要項(一般・共通)[2024 年度]
11. 2023 年度入学者選抜要項(総合・学校・同窓・社会人)[2023 年度]
12. 2024 年度入学者選抜要項(総合・学校・同窓・社会人)[2024 年度]
13. 入試ガイド 2024[2024 年度]
14. ウェブサイト「アドミッション・ポリシー」
<https://www.sagami-wu.ac.jp/exam/admission-policy/>
15. 令和 5 (2023) 年度シラバス[2023 年度]

提出資料-規程集

25. 相模女子大学短期大学部の学位授与に関する規程

備付資料

4. 2023 年度 Sagami チャレンジプログラムシラバス
14. 外部評価ヒアリングについて
15. ウェブサイト「各種ポリシー」
<https://www.sagami-wu.ac.jp/university/outline/#e76989e6>
21. 相模女子大学・相模女子大学短期大学部アセスメントポリシー
26. ウェブサイト「シラバス」
<https://www.sagami-wu.ac.jp/student/class/syllabus/>
27. 入学年度別 GPA 推移 (2022 年度)
28. 2022 年度卒業年次生アンケート結果報告
29. 相模女子大学・相模女子大学短期大学部 卒業生進路先アンケート結果
31. ウェブサイト（科目ナンバリング・カリキュラムツリー）
<https://www.sagami-wu.ac.jp/department/course-numbering/>
32. 活動報告書
33. ウェブサイト「情報の公開>その他」（各種データ・アンケート集計結果等）
<https://www.sagami-wu.ac.jp/public/something-else/>
34. 2023 年度第 10 回学長室会議記録
35. 相模女子大学・相模女子大学短期大学部 卒業生アンケート結果報告 (2022 年度実施)
43. 相模女子大学・相模女子大学短期大学部学修振り返りアンケート実施要項

44. 学修振り返りアンケート設問
45. 2023年度春学期学修振り返りアンケート集計結果

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-1 の現状＞

卒業認定・学位授与の方針は「相模女子大学短期大学部学則」（提出-5）第35条に規定している。

学則

第35条 本学に2年以上在学し、所定の科目および単位数を修得した者に対して学長は、教授会の議を経て卒業証書を授与する。

2 卒業の時期は、学年の終了日とする。ただし、春学期終了日までに卒業要件を充たした場合は、春学期の終了日とすることができる。

3 本学を卒業した者には、短期大学士の学位を授与する。

4 前項の学位の表記は、次の通りとする。

食物栄養学科 短期大学士（栄養学）

さらに、学位授与については「相模女子大学短期大学部の学位授与に関する規程」（提出-規程集25）に詳述している。

成績評価の基準については、「相模女子大学短期大学部学則」（提出-5）第31条に示している。

学則

第31条 試験の成績は、S、A、B、C、D又はP、Fの7種類の評語をもって表し、S、A、B、C、Pを合格とする。試験に合格した者には、その授業科目所定の単位を与える。

卒業に要する単位ならびに資格取得の要件については、「相模女子大学短期大学部学則」（提出-5）第9条に示している。

学則

第9条 学生は、履修しようとする授業科目を、毎学期初めの所定の期間内に届け出なければならない。

2 授業科目の履修方法は次のとおりとする。

- (1) 卒業に要する単位は、次のとおりとする。

授業科目区分		学科	食物栄養学科
全学共通科目	必修科目	2	
	選択必修科目	8	
	選択科目	—	
小計		10	
専門教育科目	必修科目	3	
	選択必修科目	50	
	選択科目	—	
小計		53	
自由科目		3	
合計		66	

自由科目は、全学共通科目及び専門教育科目の卒業要件となる単位数を超える科目単位数並びに資格科目・単位互換科目等を認定する単位数である。

- (2) 食品衛生管理者および食品衛生監視員の資格を得ようとする者(食物栄養学科)は、(1)の規定によるほか、別表に規定する食品衛生管理者および食品衛生監視員に関する科目を履修し、単位を修得しなければならない。
- (3) 食物栄養学科において栄養士の資格を得るためにには、(1)の規定によるほか、栄養士法、同法施行令および同法施行規則に定める所定の科目(別表)を履修し、単位を修得しなければならない。

なお、両学則の内容は「Student Handbook (授業・履修編)」(提出-6)に詳述している。

本学は「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」を全学(相模女子大学・相模女子大学短期大学部および大学院)および学科ごとに定めており、ウェブサイト「各種ポリシー」(備付-15)、「Student Handbook (授業・履修編)」(提出-6)等に掲載し、学内外に表明している。

【短期大学部】

■学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

相模女子大学・相模女子大学短期大学部は、スローガンとして掲げる「見つめる人になる。見つける人になる。」を実現することを目的とし、各学科で取得した能力・知識・技能に加えて、以下の姿勢を身につけた者に学位を授与します。

1. 専門領域のみならず、社会におけるさまざまな場において多角的視点でものごとを見つめ、身につけた知識や技能と柔軟な発想力を活用して社会や生活に役立つ新しいことを生み出すことができる。
2. 人や社会の持つ特性や仕組みを洞察する眼を持ち、組織の中で自分のすべきことを見極めつつ、人と協働しながら自らの個性を發揮できる。
3. 偏見や先入観を排した眼で人や社会を見つめ、人に共感し、思いやりを持ち、感動した体験をもとに成長することができる。

【食物栄養学科】

■学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

食物栄養学科は、現代社会が求める高度で専門的な栄養知識を有し、食を通して人々の健康の維持・増進に積極的にかかわることのできる栄養士を養成することを目的としており、以下の能力・知識・技能を身につけ、卒業に必要な単位数を修得するなどの要件を満たす者に学位を授与します。

1. 食物と栄養に関する専門的な知識や技能を人の生活の質の向上のために実践することができる。
2. 栄養士および任用資格を意欲的に活かし、社会の一員として貢献できる。
3. 食の専門家として良識と責任感を持ち、他者との厚い信頼関係を築くことができるコミュニケーション能力を備える。

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、本短期大学部および食物栄養学科の教育目的・目標（基準 I-B-1）ならびに学習成果（基準 I-B-2）に対応したものである。その根幹には本学の建学の精神である「高潔善美」があり、また、平成 22（2010）年に全学共通のスローガンとして制定した「見つめる人になる。見つける人になる。」の精神に準拠したものとなっている。すなわち、卒業に必要な単位数を修得することを大前提として、「高い志と強い意志を有し、自分の生活の足場をしっかりと見つめ、次に自分の進むべき道を見つけていくことのできる能力・知識・技能を身につけた者に学位を授与する」という想いが込められている。さらに、食物栄養学科の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は食を通して社会生活を営む人々の健康の維持・増進に積極的にかかわる専門家の養成を目的としている。複雑で国際化した現代社会では、多角的視点でのごとを捉え（見つめる）、身についた知識や技能と柔軟な発想力を活用する（見つける）必要がある。また、それを実践するには健全な心身が不可欠でもある。このことから、本短期大学部および食物栄養学科の学位授与の方針は、社会的かつ国際的にも十分通用性があるものである。

令和 6（2024）年度より、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と学習成果との対応をより明確にするために、「成績評価を用いた学習成果（ディプロマ・ポリシー達成度）の可視化」を実施する。学習成果の可視化の導入により、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）が修学過程においてこれまで以上に活きた指針となることが期待される。

なお、本短期大学部および食物栄養学科における学位授与の方針は、「相模女子大学内部質保証に関する規程」（提出-7）に基づき、定期的に点検および評価を実施している。今後も客観的な検証を重ね、調整を実施していく。

【区分 基準 II-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。

- ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

＜区分 基準Ⅱ-A-2 の現状＞

本学では「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」を全学（相模女子大学・相模女子大学短期大学部および大学院）および学科ごとに定めている。

【短期大学部】

■教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

相模女子大学・相模女子大学短期大学部は、スローガンとして掲げる「見つめる人になる。見つける人になる。」を実現することを目的とし、各学科に共通するものとして以下のカリキュラムを展開します。

1. 幅広い分野の知識や技能を身につけ、学際的な視点から専門分野を捉える能力を育成するために全学共通科目を設置する。
2. 本学の教育の歴史と特色を理解し、大学生としての心構えや態度を自覚するための科目を基礎共通科目に設置する。
3. 社会人基礎力を育成し、大学で学んだ知識や技能を実践に結びつける目的で、全学共通科目と各学科の専門科目にサービスラーニングや能動的学習を行う科目を設置する。

【食物栄養学科】

■教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

1. 栄養士法施行規則に準拠した教育内容と単位数を配備し、2年間で専門領域の基礎から応用までを効率よく修得し資格取得へと導く体系的なカリキュラム。
2. 講義科目での学習と実験・実習・演習科目でのアクティブラーニングとを連携させた段階的なカリキュラム。
3. 円滑に短期大学生活をスタートさせるための導入教育講座や自立した大人として必須となるスキルを学べるキャリア教育講座等を設置。
4. 卒業後に四年制大学への編入学を目指す学生や、専門領域をより極めたいと希望する学生に向けたスキルアップ科目を設置。

これらの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、ウェブサイト「各種

ポリシー」（備付-15）、「Student Handbook（授業・履修編）」（提出-6）等に掲載し、学内外に表明している。教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に示す内容は、本短期大学部、食物栄養学科共に卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と対応するものとして構築されている。すなわち、短期大学部ならびに食物栄養学科が指標とする能力・知識・技能を身につけた人材の育成という教育理念に沿った体系的なカリキュラムとなっている。食物栄養学科は栄養士養成施設として厚生労働省より認可を受けており、「栄養士法」の定める教育の内容を修める科目が教育課程の中心となるため、2年間でこれらの科目を段階的かつ系統的に学習できるカリキュラムを編成することで、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）との連携を実現させている。

食物栄養学科の教育課程である「全学共通科目」と「専門教育科目」は「短期大学設置基準」に則り体系的に編成されている。この区分と科目内容、履修方法、卒業要件ならびに卒業および資格必修単位数等については、Student Handbook（授業・履修編）（提出-6）とシラバス（提出-15）に詳しく記載している。教育課程編成・実施の方針に示す内容は、基準Ⅱ-A-1 で示した学位授与の方針と対応するものとして構築されている。栄養士養成課程の専門教育科目に係るカリキュラムについては教育課程編成・実施の方針の1と2に、短期大学生としてのスキルアップや将来へのキャリアアップに係る全学共通科目や専門教育科目のカリキュラムについては3と4に示している。これらの方針に従い、効率的な学習を行うことで、学位授与に適う人材を育成する。

全学共通科目は短期大学生として欠かせない教養とスキルを身につけるために設置されたもので、学生自身の問題意識や興味に応じて科目選択ができるようになっている。また、学科開講の専門教育科目との連携を強く意識した編成となっている。令和6（2024）年度現在、短期大学部開講の全学共通科目はA・B・C・Dの4群編成で、A群はさがみ総合講座（導入科目、必修）1科目開講、B群は教養科目（選択必修）7科目開講、C群は語学科目、健康・スポーツ科目（選択必修）6科目開講、D群はキャリア形成科目（選択必修）4科目を配置し、計18科目27単位で構成されている。卒業必要単位は10単位以上である。

食物栄養学科の専門教育科目カリキュラムは基礎科目と専攻科目および発展科目で編成され、栄養士資格と食品衛生監視員および食品衛生管理者の任用資格が取得できるように構成されている。食品衛生監視員および食品衛生管理者の任用資格取得に係る科目は、その大部分が栄養士資格科目に包含されるため、カリキュラムは栄養士資格科目を中心とした構成となっている。1年次春学期では、講義科目を中心とした編成で専門教育の基礎および理論を学習し、1年次秋学期から2年次春学期にかけて実験・実習科目を配置し学習した理論の検証を行えるよう編成している。また2年次の指定期間において、栄養士業務を学外の現場で体得する「給食管理実習（校外実習）」を実施している。栄養士資格科目以外としては、専門教育科目への導入となる基礎科目（「栄養士入門講座」「食物基礎実験」「基礎化学」など）や、卒業後のキャリアを見据えた発展科目（「スポーツと栄養」「栄養士実践実習」「食品機能論演習」「ゼミナールⅠ・Ⅱ」）を開設し、幅広い学習の機会を提供している。

この専門教育科目における体系的なカリキュラム編成は、カリキュラムツリー（マップ）にて表現されている。カリキュラムツリー（マップ）は、ウェブサイト（備付-31）、Student Handbook（授業・履修編）（提出-6）等に掲載し広く公開しており、栄養士養成施設の指定規則（栄養士法試行規則）として規定された6つの教育分野（社会生活と健康、人体の構造

と機能、食品と衛生、栄養と健康、栄養の指導、給食の運営)に設定した科目の配置は、基礎から応用までを段階的かつ系統的に学べるように工夫されているものである。令和6(2024)年度現在、専門教育科目の開講科目数は43科目、総単位数は64単位である。そのうち、卒業必修は3科目(3単位)のみでその他はすべて選択必修科目である。専門教育科目のうち栄養士資格科目は31科目50単位、食品衛生監視員および食品衛生管理者任用資格科目は24科目41単位(37単位は栄養士資格科目と重複)である。専門教育科目の卒業必要単位数は53単位以上である。全学共通科目10単位以上、専門教育科目53単位以上と自由科目(全学共通科目や専門科目の卒業要件を超えて履修した科目)3単位以上を合わせて、卒業要件は66単位以上である。各学期で履修できる単位数には上限があり、24単位(前学期GPA3.2以上の成績優秀者は27単位)であることを「相模女子大学短期大学部学則」(提出-5)第9条の2とStudent Handbook(授業・履修編)(提出-6)に明示している。

卒業要件

食物栄養学科の卒業要件は以下のとおりです。

授業科目区分に対応した授業科目は、全学共通科目・各学科の専門教育科目(カリキュラム表)の頁を参照してください。

授業科目区分	単位数	小計	合計
全学共通科目	必修科目	2	66
	選択必修科目	8	
	選択科目	—	
専門教育科目	必修科目	3	53
	選択必修科目	50	
	選択科目	—	
自由科目*	3		

*自由科目は、「全学共通科目」及び「専門教育科目」の卒業要件を超えて修得した単位、並びに「単位互換科目」等において修得した単位です。

本短期大学部では、「短期大学設置基準」と学位授与の方針に対応した明確な成績評価基準を設けている。その内容は、「相模女子大学短期大学部学則」(提出-5)の「第6章 試験および卒業」第31条に示され、また別途諸規程として「相模女子大学短期大学部の学位授与に関する規程」(提出-規程集25)を定め、短期大学士の学位授与の要件について示している。なお、成績評価基準についてはStudent Handbook(授業・履修編)(提出-6)に明記されている。食物栄養学科所属教員はその基準に則り、担当する科目ごとの具体的な成績評価基準をシラバス(提出-15)に示し、学生の学習成果を厳正に評価している。また教員は、学科ならびに各科目における教育目的・目標の達成状況にも目を向け、これを常に把握し評価するよう心掛けている。具体的な成績評価については、後述のシラバスに記載している「授業の到達目標」や「成績評価」を基準にして、科目担当者が学習成果を明確に査定している。その評価法には「質的評価法」と「量的評価法」がある。「質的評価法」としては、段階評価科目においては100点換算した成績をS、A、B、C(C以上合格)およびD(不合格)に分類、あるいは段階評価を行わない科目は、P(合格)とF(不合格)に分類して評価することで実施している。「量的評価法」としては(平均評価点法)を採用している。

成績評価（評価基準）

評価	点数 (目安)	合否	評価係数 (GP)	備考
●段階評価				
S	100~90点	合格	4	傑出した学習成果で、所期の学習目標をほとんど完全にもしくはそれを超えて達成。
A	89~80点	合格	3	所期の学習目標をほぼ達成しているが、誤りや不十分な点がいくつかある。
B	79~70点	合格	2	全般的にますますのできであるが、誤りや不十分な点が目に付く。
C	69~60点	合格	1	相当の欠点が見受けられるが、目標の最低限は満たしている。
D	59点以下	不合格	0	単位修得にはさらに学習することが必要である。
●段階評価をしない科目				
P	—	合格	—	所期の学習目標を達成できた。
F	—	不合格	—	所期の学習目標に達しなかった。
●評価不能の場合				
I	評価不能	不合格	0	出席日数不足で受験資格がない学生に対する評価。
●認定科目				
TC	<ul style="list-style-type: none"> 留学、編入学生、転学部・転学科生等で既修得単位を認定された場合。 資格取得等により単位を認定された場合。 			

成績評価（GPA）

GPAとはGrade Point Averageの略で、総合成績を明確にするため段階評価にポイントを付与し、段階評価科目の総履修登録単位数で割ったGPA（平均評価点）を出します。そのGPA（平均評価点）はセメスター毎に成績表に記載し、履修指導、学習支援、表彰制度における審査基準、奨学金などの受給資格の審査基準、進学・留学判定などに活用されます。

GPA（平均評価点）は、以下の基準において算出します。

対象科目：履修した科目のうち卒業要件として単位集計される科目
(単位互換科目・認定科目は除く)

①評価係数 S=4、A=3、B=2、C=1、D=0、I=0

②各科目の単位数の合計を分母として計算

③算出された値の小数点以下2桁を四捨五入して計算

$$\frac{\text{（評価係数} \times \text{各評価の単位数} \text{）の合計}}{\text{各科目の単位数の合計}} = \text{GPA} \text{（平均評価点）}$$

本短期大学部の教育課程において扱われる教科の内容については、すべてシラバスに示されている。学生へのシラバスの開示はウェブ上で行っている。学生はウェブサイト(備付-26)から隨時シラバスを参照することができ、また、その内容は学外にも公表されている。紙媒体のシラバスは学修・生活支援課前に設置し、履修指導に活用するほか学生も自由に閲覧できる。シラバスの各科目見出しに記載されている項目（提出-15）は、授業科目名、科目区分、必修・選択区分、単位数、開設学科、学年、学期、担当者、開講年度、その下に、授業の到達目標、授業概要、全15回の授業計画（合わせてアクティブラーニングの回も明

示)、授業方法(回数)、オンライン授業実施の有無、必要な受講環境、予習、復習、成績評価(試験・レポート・授業態度・その他を割合で表示)、教材、参考文献等、先生からのメッセージ、参考ウェブサイトが配置されている。オンライン承認科目については、別途オンライン用のシラバスフォーマット(対面・リアルタイム型オンライン授業、オンラインデマンド型オンライン授業のそれぞれの回数を明記)を使用してシラバスを公開している。記載されたシラバスは、食物栄養学科などのチェック担当教員がシラバスを閲覧し、修正個所の有無を校閲するシステム(シラバス第三者チェック)を導入するなど、さらにシラバスの完成度をあげる工夫を推進している。

教育課程の見直しは定期的に行っている。平成30(2018)年度に一部カリキュラムの改定を実施した。食物栄養学科に入学する学生の学習意識の多様化に対応するもので、専門教育課程における学習目的を捉えるための導入科目の設置と卒業後のキャリアを意識した発展科目の強化がその改定の趣旨であった。改定からおよそ2年後にコロナ禍の時期を挟んだため、その効果については現在も継続して検証中である。令和6(2024)年度より実施する「学習成果の可視化」は、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)の達成に向けた教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)の有効性の検証ならびに今後の改善に向けた判断基準にも活用できると考えている。なお、令和7(2025)年度には、全学共通科目のカリキュラム改定が予定されている。この改定の趣旨の一つに、全学共通科目における大学と短期大学部のコードシェアの実施がある。短期大学部の学生にとって科目選択の幅が広がる改定は、有益な学習環境の整備につながるものと期待している。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3 の現状>

食物栄養学科の教育課程は「短期大学設置基準」に則り編成されており、学科の専門教育課程における学びを通して、食物と栄養に関する知識をもとに取得した栄養士等の資格を活かして、社会の中で人々の生活の質の向上のために働くことのできる人材に対して学位を授与することを明示している。近年、ライフスタイルや家族形態、また社会環境の多様化が進む一方で、人々の健康志向はますます強くなっている。加えて人々の健康の根幹を支える食に関する情報も多様化し、正しい見識を擁した栄養士有資格者の需要は高まっている。食物栄養学科では、2年間の教育課程で修得した食に関する専門的な知識を人々の健康の維持・増進や生活の質の向上のために活用する力を備えた実践的な栄養士を養成しており、その力があると認めた者に学位を授与している。

本短期大学部の教育課程は「全学共通科目」と「専門教育科目」より構成されているが、この区分と科目内容、履修方法、卒業要件(卒業および資格取得のための必修単位数)等については、Student Handbook(授業・履修編)(提出-6) やシラバスに詳しく記載されてい

る。基準II-A-2で示したように全学共通科目に係る短期大学部の「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」はウェブサイト、Student Handbook（授業・履修編）（提出-6）等に掲載されている。

本短期大学部に向けて開講されている全学共通科目の特色は「本学の学生として『一定水準の知識・技能・教養』が備わるよう、必修科目である『さがみ総合講座』を中心に、体系的に履修できるように配置されて」いることであり、短期大学部生として欠かせない教養やスキルを身につけるために構成されている。これらの科目を履修することによって、社会や企業で短期大学部生に求められている3つの力（自分で問題を見出し、解釈していく力。自分の考えを的確に表現し、伝達する力。具体的に目標を定め、行動する力。）を身につけることが可能である。本短期大学部は食物栄養学科のみの単科編成であることから、学科開講の専門教育科目との連携を強く意識した編成となっている。全学共通科目はA、B、C、Dの4群で編成されており、A群は「さがみ総合講座」（必修、1科目開講）、B群は教養科目（選択必修、7科目開講）、C群は語学科目とスポーツ科目（選択必修、6科目開講）、D群はキャリア形成科目（選択必修、4科目開講）を配置し、計18科目27単位で構成されている。「さがみ総合講座」は、「建学の精神、本学の歴史などの知識を修得し、本学の学生であることの自覚を涵養するための科目」であり、「大学教育の意味、本学の教育の特色を知り、キャリアデザインのための教養と知識を得ること」を目的としている。教養科目は、「生活に直結したさまざまな分野の知識や教養を得ること」を目的としている。その中には食や食生活についての科目が含まれており、栄養士を養成する専門教育と直結している。語学科目は、「実用的な技術の習得を目的として、『英語』、『中国語』、『フランス語』で形成され」ており、ここに含まれている国際交流を目的とした語学研修は、「海外語学集中講座」の単位として認定される仕組みになっている。スポーツ科目では心身の健康を維持するためのスポーツの重要性を体感でき、食と運動が人々の健康増進に重要であることを学ぶ専門教育と関連している。キャリア形成科目は、「将来の自分を見据えて、キャリア形成ができるよう」にその科目を配置している。

食物栄養学科の専門教育課程は「基礎科目」と「専攻科目」と「発展科目」で編成され、栄養士資格、食品衛生監視員および食品衛生管理者および社会福祉主事の任用資格が取得できるようになっている。食品衛生監視員および食品衛生管理者の任用資格取得に係る科目は、その大部分が栄養士資格科目に包含されるため、カリキュラムは栄養士資格科目を中心とした構成となっている。1年次春学期では、講義科目を中心とした編成で専門教育の基礎および理論を学習し、1年次秋学期から2年次春学期にかけては実験・実習科目を配置することで、すでに学習した理論の検証が行えるようにしている。また2年次夏季休業期間から秋学期指定期間においては、栄養士業務を学外の現場で体得することを目的とした「給食管理実習（校外実習）」を実施している。栄養士資格科目以外としては、専門教育科目への導入となる基礎科目（「食物基礎実験」「基礎化学」など）や、卒業後のキャリアを見据えた発展的な内容の科目（「スポーツと栄養」「栄養士実践実習」「食品機能論演習」「ゼミナールI・II」）も開設し、幅広い学習の機会を提供している。

この専門教育課程における体系的なカリキュラム編成は、カリキュラムツリー（マップ）にて視覚的に理解されやすいようになっている。カリキュラムツリー（マップ）は、ウェブサイト（備付-31）、Student Handbook（授業・履修編）（提出-6）等に掲載されることで広

く表明されているものである。これを参照すると、栄養士養成施設の指定規則として規定された 6 つの教育分野（社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生、栄養と健康、栄養の指導、給食の運営）に設定した科目的配置は、基礎から応用までを段階的かつ系統的に学べるように工夫されているものであることが理解できる。また全体を通して見ると、最終的な学習成果の形態である栄養士等の資格取得が個々の学習成果の集積によるものであることも体現されている。専門教育課程における開講科目数は 43 科目、総単位数は 64 単位となっている。そのうち、卒業必修は 3 科目（3 単位）のみで、その他はすべて選択必修科目としている。栄養士資格科目は卒業必修を兼ねていない。専門教育科目のうち栄養士資格科目は 31 科目 50 単位、食品衛生監視員および食品衛生管理者任用資格科目は 24 科目 41 単位（内 37 単位分は栄養士資格科目と重複）である。全学共通科目と専門教育科目の卒業要件は、基準Ⅱ-A-2 に示した通りである。教育課程に関する教員配置は、文部科学省や厚生労働省の定めた設置基準に則っており、各担当分野・科目に見合う資格や業績を適切に反映したものになっている。専任教員および非常勤講師の採用人事は、「短期大学部教員資格審査基準」に沿って厳正に審査し実施している。また栄養士資格科目を担当する教員については、助手の配置も含め、「栄養士法施行規則」にも準拠するものとなっている。

教養科目的効果を測定・評価して改善するために、1 年に 2 回（学期ごと）受講生に対する学修振り返りアンケート（備付-43）を実施している。さらに、食物栄養学科では、学科会議等を通じて学科の教育課程上の問題点を定期的に点検し、改善に向けての検討を行っている。学生に対しては担任教員が卒業要件として履修すべき科目、修得すべき単位数や履修方法などについて個別に指導している。学生の履修状況は食物栄養学科会議と短期大学部教授会後などにおいて報告され、担当教員も積極的に学生指導に関わっている。このような状況下で、本短期大学部と食物栄養学科の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に見合うような基礎学力を修得して実践力を身につけた栄養士の育成を継続していくために、平成 30（2018）年度にカリキュラムの見直しを行なった。さらに、令和 7（2025）年度には、全学共通科目的カリキュラム改定を予定している。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

教育課程における職業又は実際生活に必要な能力の育成については、「相模女子大学短期大学部学則」（提出-5）第 1 条ならびに第 2 条の 2 において提言している。

相模女子大学短期大学部学則

第1条 相模女子大学短期大学部は、女子に広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成し、建学の精神「高潔善美」にもとづく教養ある人材を育成することを目的とする。

第2条の2 短期大学部は、幅広い教養を基礎に深く専門分野を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を時代のニーズに対応しつつ育成することにより、より高いレベルの教育機会を提供することを目的としている。

2 前項の目的を達成するため、食物栄養学科は、広く自然科学分野の知識を基礎にしつつ、社会活動における「食」に関する実践的、専門的な能力を養い、食を通じて健康の維持・増進に積極的に関わることのできる栄養士を育成することを目的に掲げる。

この職業教育に係る指針について、食物栄養学科の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）では、より具体的に「栄養士および任用資格を意欲的に活かし、社会の一員として貢献できる者に学位を授与する」と提示している。

全学共通科目には、卒業必修として「さがみ総合講座」を設置している（提出-15）。この科目は、建学の精神、本学の歴史などの知識を修得し、本学の学生であることの自覚を涵養するための科目であり、また、大学教育の意味、本学の教育の特色を知り、キャリアデザインのための教養と知識を得ることも目的としている。前半の授業は、相模女子大学短期大学部の歴史や教育方針、社会に出たときに問われる判断力や問題解決能力と大学で身につける教養がベースである。後半の授業は、「社会人への扉」、「女性と健康」、「ジェンダー」といった社会人として知っておくべきモラル、マナー、知識について取り扱っている。授業の一環として実施している「PROG」や「SPI」は自分の能力を客観視できるテストで、受講生全員が受検することを原則としている。いずれも結果解析のための時間が設けられており、学生はその結果を自身の素質発見と社会的・職業的自立への接続として活用している。

回	内 容	回	内 容
1	大学での授業の受け方（1） ～オンライン授業の受け方～	9	ジェンダー ～ジェンダーとはなにか～
2	相模女子大学を知ろう（1） ～相模女子大学の歴史と教育理念～	10	社会人への扉（2） ～自分の力を伸ばそう～（PROG解説）
3	相模女子大学を知ろう（2） ～見つめる人になる。見つける人になる。～	11	SPI試験
4	大学での授業の受け方（2） ～モチベーション維持の極意～	12	社会人への扉（3） ～ハラスメントと女性～
5	大学での授業の受け方（3） ～大学生のLearning～	13	社会人への扉（4） ～ブラックバイトってなに？ これだけは知っておきたい労働法～
6	社会人への扉（1） ～自分の力を知ろう～（PROG受検）	14	SPI試験解説
7	女性と健康（1） ～薬物、タバコ、アルコールのリスク～	15	まとめレポート 「さがみ総合講座を受講して」
8	女性と健康（2） ～メンタルヘルス～		

食物栄養学科は、厚生労働省より認可を受けている栄養士養成施設であるため、開講する専門教育科目のほとんどが栄養士資格取得のための職業教育に直結しており、また、食を通じて生活の質の向上に寄与できる人材育成教育を実践している。食物栄養学科の職業教育の内容と実施体制については、正課においては学修・生活支援課と、正課外においては就職支援課や連携教育推進課との協働により確立されており、それぞれ明確に機能している。正

課の職業教育に係る体系は「カリキュラムツリー」（備付-31）にまとめている。「カリキュラムツリー」は、ウェブサイトおよび「Student Handbook（授業・履修編）」（提出-6）に掲載しており、その内容は、2年間で専門領域の基礎から応用まで効率よく修得し、資格取得へと導く体系的なカリキュラム構成を表している。明確なコース制はないが、基礎科目および栄養士資格必修科目等を段階的に学ぶことにより、フードマネジメント系（実践栄養士）、健康栄養系（栄養指導者）、フードサイエンス系（研究者、編入学）などの領域で活躍できる教育内容となっている。

専門教育科目において、1年次の春学期に開講する卒業必修科目である「栄養士入門講座」は、栄養士職に対する理解を深め、資格取得に向けての目的意識を明確にすることを授業到達目標としている。この授業では、栄養士として活躍する卒業生による講話会も実施している。同様に、各給食施設で働く現役の栄養士の方を講師に迎えて行う講話会については、「給食管理実習（校外実習）」でも実施している。「給食管理実習（校外実習）」は、学校（小学校）、事業場（事業所、保育園、高齢者福祉施設）、病院のうちの一か所で、「栄養士法」により規定された一定期間行う栄養士の学外実習であり、その日程を2年生の夏季休業期間と秋学期中に組んでいる。この科目では、実習の事前事後教育も実施しており、その事前教育において、各施設に勤務する栄養士職員を招聘しての講話会を行っている。これらの卒業生や栄養士を招いた講話会は、学生にとって生きた職業知識の修得に大いに寄与している。また、専任教員が校外実習先に巡回訪問を行い、実習現場で求められるスキルやマナーについての情報を収集し、以後の職業教育方法の改善に役立てている。訪問先では卒業生が働いていることが多く、巡回は就職先での生きた意見が聞ける機会にもなっている。

専門教育科目の中の発展科目で、卒業後のキャリア支援につながる内容のスキルアップ科目（「ゼミナールⅠ・Ⅱ」「スポーツと栄養」「栄養士実践実習」「食品機能論演習」）を配置している。キャリア形成に向けた前向きな履修を促すため、発展科目枠から2単位以上の卒業選択必修を規定している。中でも「ゼミナールⅠ・Ⅱ」は、FD活動で求められているアクティブラーニングを積極的に取り入れている科目である。専任教員の多彩な専門領域に触れ、より高度な知識と技術に係る学習ができるゼミナールは、それぞれの学生が目指す将来のキャリア支援にもつながる実践的な科目となっている。

正課外の職業教育は、基本的には学生主導での実施を促している。教員ならびに地域連携活動を担当する連携教育推進課のサポートのもと、大学が提携する各地に赴いての社会貢献活動、産学連携による食品の開発と販売、企業が主催するレシピコンテストへのエントリーなどの参加実績があり、学生たちは大きな成果を上げている（備付-4）。その他の正課外活動として、就職支援課のサポートのもと、相模原市や横浜市の保育園で食物栄養学科1年生を参加対象としたインターンシップを実施している。この企画は、保育園における業務体験を通じて保育園栄養士への理解を深め、就業意識を高めることを目的としたもので、平成21（2009）年度から毎年実施している（令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症予防のために一時中断）。インターンシップ先の保育園には学生の就職実績もあり、キャリアに直結した正課外活動となっている。1年生にとって職業選択の機会として有効に機能するように、受け入れ先の保育園とも協議をしながら今後も継続していく予定である。

正課内外において職業教育に関連する事項として、一般社団法人全国栄養士養成施設協会が主催する「栄養士実力認定試験」の受験を卒業年次生全員に義務づけていることがあげ

られる。当該試験の受験成果は、食物栄養学科での2年間の学習効果を査定する基準になるとともに、卒業後の関連職業への接続を円滑にするために機能している。その試験対策として、卒業必修科目に「認定試験直前対策講座」を設けている。

食物栄養学科は学修・生活支援課や就職支援課と連携して、「栄養士免許の取得率」、「食品衛生管理者・監視員資格の取得率」、「就職率」などのデータを蓄積して、職業教育の効果測定・評価を行っている。また、就職支援課主導のもと、就職先での卒業生の状況を調査する「卒業生評価アンケート」を実施している（備付-29）。「卒業生評価アンケート」についてはまだ端緒についたばかりであり、今後、定期的な実施によりデータを蓄積して、職業教育の改善と実効に向けて活用していく。職業教育の遂行にあたっては、教員と学生が安心して学習に注力できるための環境づくりに取り組む事務局（学事企画課、学修・生活支援課、就職支援課、連携教育推進課など）との連携が必須である。そのため、教員組織からは、教務委員、学生支援委員、キャリア委員、社会連携推進委員などを配して、教員と職員間の連携の強化と情報の共有を図り、多角的に職業教育の効果を測定・評価して、全学一丸となってその改善に取り組んでいる。

[区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5 の現状>

食物栄養学科は建学の精神、教育理念、教育目的・目標に従い、学習成果に対応した入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を次のように定め、学内外に公表している。

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

1. 食を通した健康づくりに強い関心を持ち、将来は食と栄養の専門家である栄養士として活躍したいという明確な目的意識を有する者。
2. 知的好奇心や探求心が旺盛で、食物栄養学の学習に能動的かつ意欲的に取り組むことができる者。

3. 対個人もしくは集団の中において協調性を保ち良好な人間関係を築けるコミュニケーション力に優れた者。

4. 本学での学習に必要な一定水準の学力を有する者。中でも専門教育科目の基盤となる理数系分野（生物、化学、計算力）の基礎学力を身につけていることが望ましい。

アドミッション・ポリシーは「入試ガイド 2024」（提出-13）および「入学者選抜要項」（提出-9, 10, 11, 12）に掲載しており、本学公式ウェブサイト上（提出-14）でも公開している。年間7回のオープンキャンパスやキャンパス見学会、県内外で実施する進学相談会、高校への出張講義及び説明会、あるいは受験生の個別見学等あらゆる機会を通じて、直接受験生に資料を配布し説明をしている。また、高校教員に対しては、入試課職員およびAO（アドミッションズ・オフィス）室員による高校訪問時や教員対象説明会の機会を利用して、説明を行っている。

アドミッション・ポリシーでは、食物栄養学科に入学後、学習成果を修得するために必要な資質について示している。学習歴、学力水準等については、学校推薦型選抜では「入試ガイド」および「入学者選抜要項」に出願資格や出願要件にて明示されている。具体的に食物栄養学科では、学校推薦型選抜（指定校）、学校推薦型選抜（公募制）、同窓生特別推薦選抜において、出願要件に「生物基礎」、「化学基礎」、「科学と人間生活」の履修について定めている。同様に、一般選抜及び大学入学共通テスト利用選抜においても、教科・科目で必修科目を定めている。具体的には、一般選抜では「生物」、大学入学共通テスト利用選抜では「理科」を必修とし、「生物基礎」および「化学基礎」、「生物」、「化学」から1科目選択する。ただし、基礎を付した科目を選択する場合は「生物基礎」と「化学基礎」の両方を選択し1科目と設定している。また、入学希望者に求める水準等の判定方法については、学校推薦型選抜（公募制）では「入試ガイド」に表記しており、調査書（30%）、試験当日の成績結果（70%）と判定の割合を明記している。

入学者選抜はアドミッション・ポリシーに基づき、入学者選抜ごとに作成する「入学者選抜実施要項」に従って公正かつ適切に実施している。高大接続の観点から、多様化する入学者に対応するため「総合型選抜（全日程型・後期日程型）」、「学校推薦型選抜（公募制）」、「学校推薦型選抜（指定校）」、「学校推薦型選抜（高等部）」、「同窓生特別推薦選抜」、「社会人特別選抜」、「大学入学共通テスト利用選抜」、「一般選抜」の8つの選抜制度を採用しており、これらは以下に記すように適正な選考方法をもって実施されている。その内容は「入試ガイド」に明記している。

「総合型選抜」 全日程型と後期日程型を実施

全日程型：9月・10月・11月・12月・3月に各1回ずつ計5回実施

後期日程型：12月・3月に各1回ずつ計2回実施

【選考方法】

全日程型：口頭試問を含む面接、アピールシートの評価を総合して行う。

後期日程型：調査書・作文・提出物に基づく面接で評価する。

・食物栄養学科への入学を強く希望する者に対し、志望動機や基礎学力、活動実績、学習意欲等を、面接・課題によって総合的に判断、評価する。

- ・食物栄養学科で学びたいことが決まっており、入学を強く希望し、アドミッション・ポリシーや教育内容を十分理解していること。
- ・高校までの基礎学力、活動実績、大学・食物栄養学科での学習意欲や将来のビジョンを、面接・課題（後期日程型では調査書を含む）によって総合的に判断、評価する。
- ・全日程型ではアピールシートと志願票を提出し、面接では食物栄養学科が独自の課題を行う。
- ・後期日程型では作文、調査書、志願票を提出し、面接を実施する。

「学校推薦型選抜（公募制）」

面接により選考を行うものであるが、出願条件として指定された評定平均値の基準と高等学校等で履修しておくべき科目を明示している。また高等学校等の成績（調査書）も選考の対象となる。

「学校推薦型選抜（高等部）」11月・3月の計2回実施

学校法人相模女子大学併設高等部生の内部進学のための入学者選抜として実施している。面接により選考を行うものであるが、出願条件として指定された評定平均値の基準を明示している。

「学校推薦型選抜（指定校）」11月・12月の計2回実施

面接により選考を行うものであるが、出願条件として指定された評定平均値の基準と高等学校等で履修しておくべき科目を明示している。なお、「生物基礎」、「化学基礎」、「科学と人間生活」のいずれかを履修していることが出願資格となる。

「同窓生特別推薦選抜」11月・3月の計2回実施

相模女子大学・相模女子大学短期大学部同窓生の子や孫、同窓生教員からの推薦者を対象とする。面接により選考を行うものであるが、指定された評定平均値の基準と高等学校等で履修しておくべき科目も明示している。

以下のことを出願資格としている。

- ・「生物基礎」、「化学基礎」、「科学と人間生活」のいずれかを履修していること。
- ・本学在学生または卒業生の、4親等以内にあたる者。
- ・本学の卒業生が現在高等学校もしくは中等教育学校の教員（専任・臨時）または講師（専任、非常勤）として教育した者で、学校長の推薦を受けた者。

「社会人特別選抜」11月・3月の計2回実施

社会に出て学び直しの必要性を感じた、留学や資格取得など、目的が明確になった社会人の学びを支援する選抜制度として力を入れている。面接のほか、指定されたテーマをもとにまとめた課題文の評価も含めた選考を行う。

「大学入学共通テスト利用選抜」A日程・B日程・C日程の計3回の出願機会

「一般選抜」A日程・B日程・C日程の計3回実施

筆記試験により選考を行うものであり、その試験科目には語学系（国語または英語）のほか専門教育科目の基盤となる理系科目を必須科目としている。

これらいづれの入試制度における選考も入学者受入れの方針に対応したものであり、また、入学前の学習成果の把握と評価をふまえたものとなっている。なお、全ての入学試験において合否判定会議が開催され厳正なる判定を行っている。

授業料その他入学に必要な経費は、「入学者選抜要項」や本学公式ウェブサイトに明示している。内容は以下のとおりである。

2024(令和6)年度 大学院・大学・短期大学部 校納金一覧

		学 科	年	入学金	授業料	施設・設備費	実験実習費	合 計
大 学 院	栄養科学研究科(博士前期課程)	1	230,000	745,000	240,000	40,000	1,255,000	
		2		745,000	240,000	40,000	1,025,000	
	栄養科学研究科(博士後期課程)	1	230,000	745,000	240,000	40,000	1,255,000	
		2		745,000	240,000	40,000	1,025,000	
		3		745,000	240,000	40,000	1,025,000	
	社会起業研究科(専門職大学院)	1	300,000	500,000	100,000	0	900,000	
		2		500,000	100,000	0	600,000	
	日本語日本文学科	1	300,000	725,000	320,000	0	1,345,000	
		2		725,000	320,000	0	1,045,000	
		3		725,000	320,000	0	1,045,000	
		4		725,000	320,000	0	1,045,000	
	英語文化コミュニケーション学科	1	300,000	725,000	320,000	45,000	1,390,000	
		2		725,000	320,000	45,000	1,090,000	
		3		725,000	320,000	66,000	1,111,000	
		4		725,000	320,000	5,000	1,050,000	
大 学	芸 学 部	1	300,000	730,000	360,000	65,000	1,455,000	
		2		730,000	360,000	65,000	1,155,000	
		3		730,000	360,000	65,000	1,155,000	
		4		730,000	360,000	65,000	1,155,000	
	メディア情報学科	1	300,000	725,000	320,000	31,000	1,376,000	
		2		725,000	320,000	25,000	1,070,000	
		3		725,000	320,000	25,000	1,070,000	
		4		725,000	320,000	23,000	1,068,000	
	生活デザイン学科	1	300,000	745,000	360,000	65,000	1,470,000	
		2		745,000	360,000	65,000	1,170,000	
		3		745,000	360,000	65,000	1,170,000	
		4		745,000	360,000	65,000	1,170,000	
	人間社会学部	1	300,000	725,000	320,000	83,100	1,428,100	
		2		725,000	320,000	20,800	1,065,800	
		3		725,000	320,000	18,100	1,063,100	
		4		725,000	320,000	10,500	1,055,500	
	人間心理学科	1	300,000	725,000	320,000	5,000	1,350,000	
		2		725,000	320,000	5,000	1,050,000	
		3		725,000	320,000	0	1,045,000	
		4		725,000	320,000	0	1,045,000	
栄 療 科 学 部	健康栄養学科	1	300,000	745,000	360,000	75,000	1,480,000	
		2		745,000	360,000	75,000	1,180,000	
		3		745,000	360,000	75,000	1,180,000	
		4		745,000	360,000	75,000	1,180,000	
	管理栄養学科	1	300,000	745,000	360,000	80,000	1,485,000	
		2		745,000	360,000	80,000	1,185,000	
		3		745,000	360,000	80,000	1,185,000	
		4		745,000	360,000	80,000	1,185,000	
短期大学部	食物栄養学科	1	300,000	725,000	280,000	55,000	1,360,000	
		2		725,000	280,000	55,000	1,060,000	

※上記以外の代理徴収

【後援会費】大学・短期大学部のみ:10,000円

【自治会費】大学・短期大学部入学時のみ

(大学:20,000円、2年次編入:15,000円、3年次編入:10,000円、短期大学部:10,000円)

【同窓会終身会費】大学・短期大学部入学時のみ(編入学含む):20,000円

学生募集に当たっては、所管部署である入試課に加えて、相模女子大学と合同で「アドミッションズ・オフィス」を設置している。アドミッションズ・オフィスでは、入試課職員の他、専任事務職員全員が室員となっており、(1) 総合型選抜における面接実施並びに出願依頼に関すること (2) オープンキャンパス、高校訪問、高校ガイダンス、進学相談会等の学生募集活動に関すること (3) その他入試広報業務に関連して必要な事項の業務を行っている。(1)においては、アドミッションズ・オフィス室員である専任事務職員も面接官となり、判定時の協議にも加わっている。募集活動においては、室員全員体制で臨んでおり、事務を担当する入試課職員以外のアドミッションズ・オフィス室員で構成される「受験生獲得プロジェクト」では、オープンキャンパススタッフの育成や SNS による情報発信、学生支援に係る各課の取組をまとめたリーフレットの作成など、令和 5 (2023) 年度は以下のプロジェクトが精力的に進められた。

受験生獲得プロジェクト活動一覧

No.	プロジェクト (企画)
1	オープンキャンパス (以下、OC) 満足度アップ&学生スタッフ育成
2	本学の魅力を受験生へ発信
3	各課の取り組みをまとめたリーフレットの作成
4	新潟県受験者数増プロジェクト
5	OC 事前申込者の自動共有化
6	他大学の事例から OC の新企画を考える
7	OC スタッフ等に学生生活の様子を聞き取り、高校訪問時に出身校の卒業生の近況を報告
8	調整中) 学生近況報告用システム構築検討
9	ライバル大学とのカリキュラム比較等を行い、他大学との差別化ポイントを調査する
10	地方高校訪問における事前準備の工夫と高校への新規提案等に関する活動
11	学科の特長的な授業を参観し、報告書にまとめる

受験生からの問い合わせについては入試課が担当している。電話以外にも、問い合わせ用のメールアドレスの公開や本学ウェブサイトに受験生用の問い合わせ様式を設けて広く対応している。対面での個人見学も実施しており、本学ウェブサイトで予約ができる他、予約なしの来校にも応じている。年間を通じて実施しているオープンキャンパスやキャンパス見学会においても、個別相談のできるブースを設けて対応している。また、学外会場での進学相談会や高校でのガイダンスにも参加し、各会場でも教員やアドミッションズ・オフィス

室員が問い合わせに対応している。

高等学校関係者との意見交換等については、併設している高等部の教員とで構成される「高大接続協議会」を定期的に実施し、意見聴取をしている他、同協議会とは別に、高等部教員と大学教員の意見交換会を開催し、高等部の意見を聞き取っている。さらに高等部の進路指導部長とは密に連絡を取っており、聞きたいことを聞ける関係性を構築している。また、学外の高等学校との関係においても、コミュニケーションを重視し、年間を通して本学のアドミッショنز・オフィス室員が数回訪問している。その場では広報活動として本短期大学部と食物栄養学科のPRをするだけではなく、高等学校の教育現場での現状や課題について意見を聴取し、食物栄養学科の方針や取り組みなどについて定期的に点検している。その他、取引のある教育関連企業とも定期的に面会し、高等学校の現状等の情報を収集している。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

学習成果は、シラバス（提出-15）に記載している「授業の到達目標」や「成績評価」を基準として各科目担当者が明確に査定している。その評価法には「質的評価法」と「量的評価法」があり、それぞれの基準は次のとおりで具体性がある。なお、この内容は、次のように「相模女子大学短期大学部学則」（提出-5）第31条とStudent Handbook（授業・履修編）（提出-6）に掲載し学内外に公表している。

[質的評価法]

試験の成績は、S、A、B、C、D又はP、Fの7種類の評語をもって表し、S、A、B、C、Pを合格とする。試験に合格した者には、その授業科目所定の単位を与える（相模女子大学短期大学部学則第31条）。

1 成績評価（評価基準）

評価	点数 (目安)	合否	評価係数 (GP)	備考
●段階評価				
S	100~90点	合格	4	傑出した学習成果で、所期の学習目標をほとんど完全にもしくはそれを超えて達成。
A	89~80点	合格	3	所期の学習目標をほぼ達成しているが、誤りや不十分な点がいくつかある。
B	79~70点	合格	2	全般的にまことにできであるが、誤りや不十分な点が目に付く。
C	69~60点	合格	1	相当の欠点が見受けられるが、目標の最低限は満たしている。
D	59点以下	不合格	0	単位修得にはさらに学習することが必要である。
●段階評価をしない科目				
P	—	合格	—	所期の学習目標を達成できた。
F	—	不合格	—	所期の学習目標に達しなかった。
●評価不能の場合				
I	評価不能	不合格	0	出席日数不足で受験資格がない学生に対する評価。
●認定科目				
TC	<ul style="list-style-type: none"> ・留学、編入学生、転学部・転学科生等で既修得単位を認定された場合。 ・資格取得等により単位を認定された場合。 			

[量的評価法]

GPA とは Grade Point Average の略で、総合成績を明確にするため段階評価にポイントを付与し、段階評価科目の総履修登録単位数で割った GPA（平均評価点）を出している。GPA はセメスター毎に成績表に記載し、履修指導、学習支援、表彰制度における審査基準、奨学金などの受給資格の審査基準、進学・留年判定などに活用される（Student Handbook（授業・履修編）（提出-6））。

GPA（平均評価点）は、以下の基準において算出します。

対象科目：履修した科目のうち卒業要件として単位集計される科目
(単位互換科目・認定科目は除く)

①評価係数 S=4、A=3、B=2、C=1、D=0、I=0

②各科目の単位数の合計を分母として計算

③算出された値の小数点以下 2 術を四捨五入して計算

$$\frac{\text{（評価係数} \times \text{各評価の単位数} \text{）の合計}}{\text{各科目の単位数の合計}} = \text{GPA} \text{（平均評価点）}$$

食物栄養学科では以上の成績評価に基づく学習成果の可視化を進めている。具体的には、各履修科目の GPA と食物栄養学科が掲げる「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」（基準 I-B-2 参照）とを関連付けて学習成果を測定する新たな取り組みを進めている。

食物栄養学科の学習成果には、栄養士資格および食品衛生監視員・食品衛生管理者任用資格取得へとつながる具体性がある。すなわち、食物栄養学科における学習成果は、2 年間に

所定の単位を修得することで短期大学士（食物栄養学）の学位を取得した上に、卒業後に社会の中で活用できる各種資格類を取得することでも測定できる。学習に真摯に取り組めば、2年間という限られた期間内で学習成果である資格獲得が可能である。教職員は、学生が満足のいく学習成果を達成できるように様々な局面で常にサポートをしている。各種資格は、卒業後に実践的な価値をもって活用できるものである。休学者を除く令和4（2022）年度卒業生の栄養士資格取得率は96.3%、そのうち卒業後すぐに栄養士資格を活かした職に就いた者の割合（就業率）は約64%であった（全体就職率は98.4%）。また最近では、本短期大学部卒業後にも食と栄養の知識を生かしてもっと学びを続けたいと4年制大学への3年次編入学を目指す学生が増えている。過去3年間では合計22名の学生が進学を決めており、編入学の合格者数についても学習成果としての測定が可能である。

2年次の12月上旬に実施され、受験を義務づけている（一般社団法人）全国栄養士養成施設協会主催の「栄養士実力認定試験」についても2年間の学習成果を明確に査定する機会としている。その試験対策として、平成30（2018）年度からは卒業必修科目に「認定試験直前対策講座」を取り入れている。教員全員でオリジナル問題を作成し、授業以外にも常に学生の質問にも対応している。認定試験の評価は「認定A」「認定B」「認定C」の3区分の到達レベルで表され、栄養士としての知識・技能が査定される。栄養士としての資質を保証するものである「認定A」の評価は、2年間の学習成果を測定する物差しであり、資格を活かした職種に就く際の自信につながるものである。

評価方法について

試験は3段階で評価されます。

認定証A

栄養士として必要な知識・技能に優れていると認められた者

認定証B

栄養士として必要な知識・技能のあと一步の向上を期待する者

認定証C

栄養士としての知識・技能が不十分で、さらに研鑽を必要とする者

※認定Aは得点率60%以上の者、認定Bは得点率60%未満40%以上の者、認定Cは得点率40%未満の者。

（一般社団法人全国栄養士養成施設協会 HPより引用

https://www.eiyo.or.jp/ability_test.html

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもつている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用してい

る。

- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

＜区分 基準Ⅱ-A-7 の現状＞

本学では、恒常的な教育改善を図り、教育の質を保証する目的から、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー、キャリア形成支援ポリシーの4つのポリシーに基づき、全学レベル、学位プログラムレベル・授業レベル、キャリア形成レベルの3段階で学生の学習成果を可視化し、検証するためのアセスメントポリシーを設定している（備付-21）。アセスメントポリシーは、全学レベルでは、志願者数・入学者数、学生生活実態調査や学位授与者数、学位プログラムレベル・授業レベルでは、入学試験、新入生アンケート、GPA、単位修得状況、学修振り返りアンケート、ポートフォリオ機能を有するクラウド型教育支援サービス manaba（以下 manaba）、卒業研究・卒業制作の評価、資格試験・国家試験等の成績や卒業年次生アンケート、キャリア形成レベルでは、PROG、マーガレットスタディ（Sagami チャレンジプログラム）、進路・就職状況や卒業5年後アンケートを、学習成果測定のための指標と位置付けている。

指標を活用した例としては、学生の GPA 獲得状況を入学年度ごとに取りまとめてグラフ化することにより、入学後の経年変化を可視化するといった試みを行っている（備付-27）。具体的には、開講科目ごとの学習成果については、シラバス（提出-15）に予め記載されている、試験、レポート、授業態度等のパーセンテージを示す「成績評価」を基準とし、「授業の到達目標」の達成度を各科目担当者が明確に査定している。その評価方法としては、次の手法を用いている。段階評価科目においては、100点換算した成績を S、A、B、C（以上合格）および D（不合格）に分類、あるいは段階評価を行わない科目は、P（合格）と F（不合格）に分類して評価することで実施しており、GPA（平均評価点）を算出し、セメスター毎に学生の成績表に記載している（提出-6）。

次に、栄養士資格の全員取得を目指す中で、2年次の12月に実施される全国栄養士養成施設協会主催の「栄養士実力認定試験」の受験を必須としており、2年間の学習成果を明確に査定する機会としている。試験評価は「認定 A」「認定 B」「認定 C」の3区分の到達レベルで表され、栄養士としての知識・技能が査定される。栄養士としての資質を保証するものである「認定 A」の称号は、2年間の学習成果を測定する物差しとして有効であり、またその取得は将来、資格を活かした職種に就く際の自信につながるものであると考える。なお、令和4（2022）年度卒業生82名のうち79名が栄養士資格を取得しており、栄養士取得率は96.3%であった。

また、manaba の中の学生ポートフォリオ機能を用いて、学生の成績と科目ごとの DP 達成度を紐づけし、学習到達度を用いた学習成果の可視化を令和5（2023）年度はテスト空間を用いた試験運用を実施した。令和6（2024）年春学期の成績より、学生に公開する形で学習成果の可視化を正式運用する。なお、今後は学習成果の可視化の正式運用に合わせ、学生向けのループリックを作成し、学生が目指す学びを視覚的に理解し、その学びに活用していくような取り組みを実施する予定である。

アセスメントポリシーにおいて、学位プログラムレベル・授業レベルの卒業時（ディプロマ・ポリシー）の測定指標と位置付けている「卒業年次生アンケート」は、毎年度卒業式当

日に実施している。このアンケートでは、大学生活に関する満足度のほか、在学中の知識・スキルの修得度を学生自身が自己評価している。アンケートの集計・分析結果はレポートとしてまとめ（備付-28）、学長・副学長に報告した後に学科及び事務局各課にフィードバックし、自己点検等への活用を促している。

また、キャリア形成レベルの卒業後（ディプロマ・ポリシー）の測定指標と位置付けている「卒業5年後アンケート」は、対象を卒業後4年、10年、20年の卒業生に変更した上で「卒業生アンケート」として令和4（2022）年度に初めて実施した。このアンケートでは、大学での学び・経験、学生時代に身につけた知識・スキル、ディプロマ・ポリシーに示す能力といった学習成果が実社会でどのくらい役立っているかを卒業生自身が自己評価している。このことにより、学生に身につけさせるべき能力や経験させるべき事柄、ディプロマ・ポリシーの適切性等を把握して、教育力の向上や改善及び社会的・職業的自立に向けた指導の充実に繋げることを目的としている。なお、アンケートの集計・分析結果はレポートとしてまとめ（備付-35）、学長・副学長に報告している。

学生自身が学習成果の獲得状況を把握する機会としては「学修振り返りアンケート」を実施している。アセスメントポリシーにおいて、学位プログラムレベル・授業レベルの在学中の測定指標と位置付けている「学修振り返りアンケート」は、クラウド型教育支援サービスmanaba（以下 manaba）を利用したウェブアンケートで、学生が授業で学んだことを自己評価することで学習成果を把握することを目的に、年2回、春学期と秋学期のそれぞれ第14週～15週に行っている。授業担当教員は、アンケートの集計結果に対する所見を授業科目毎に入力し、学生へフィードバックしている（備付-43, 44）。また、開講所属別の集計結果はmanabaに掲載し、教員及び学生に結果の共有を図っている（備付-45）。

また、学生の正課外における社会貢献活動「Sagami チャレンジプログラム」の学習成果の測定方法として、㈱リアセックが提供する社会人基礎力を測定するツール「PROG」を1年次春学期の正課授業「さがみ総合講座」内で受検し、自らの力を自覚したうえで活動を行えるようにしている。活動後は、学生に活動の成果などを測る「活動報告書」を提出させており、報告書の設問の「活動の満足度」を成果の獲得状況の量的測定値としている（備付-32）。就職支援については、インターンシップ参加率や「PROG」の結果を活用している。

なお、大学編入学者数や就職率などの進路に関するデータと、入学年度別のGPA獲得状況の推移、卒業年次生アンケートの集計・分析結果（抜粋）、卒業生アンケートの集計・分析結果などの学習成果に関するデータを、本学ウェブサイトにて公表している（備付-33）。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聽取した結果を学習成果の点検に活用している。

＜区分 基準Ⅱ-A-8 の現状＞

卒業生の進路先からの評価は、求人に訪れる進路先の人事担当者や、学外就職関連会議に出席する進路先関係者から、定期的に卒業生の状況について意見を聴取している。また、学

生の校外実習先の多くは卒業生の就職先でもあり、教員は巡視時に卒業生および就職先の評価を伺っている。さらに、令和4（2022）年度には、初めて「卒業生進路先アンケート」を実施した。このアンケートは、平成29（2017）～令和3（2021）年度に複数名の本学卒業生（学部生を含む）を採用した実績がある進路先391社（団体）を対象とし、ディプロマ・ポリシーに示す能力や大学の学び・経験から得られる知識・スキル、社会人基礎力に示される能力要素等を本学の卒業生がどの程度身についているかを評価してもらうとともに、本学のディプロマ・ポリシーの社会における重要性についても評価を受けた。このことにより、前述の「卒業生アンケート」と同様に、学生に身につけさせるべき能力や経験させるべき事柄、ディプロマ・ポリシーの適切性等を把握して、教育力の向上や改善及び社会的・職業的自立に向けた指導の充実に繋げることを目的としている。

聴取した結果については、外部評価（備付-14）において資料として提出している。卒業生進路先アンケート結果（備付-29）をもとに学習成果に関する意見を聴取して学習成果の点検を行い、その結果を学長室会議で共有し、教育課程の改善や質の向上に繋げている（備付-34）。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題＞

上述の「卒業生進路先アンケート」は、本短期大学部の卒業生を採用した企業・団体の回答のみを抽出しているのではない。加えて、本アンケートは毎年度実施しているのではないため、本短期大学部卒業生全体に対する評価としては、現段階では参考程度に留めておく必要があるだろう。

また、「卒業年次生アンケート」の集計・分析結果をフィードバックして自己点検等への活用を促してはいるものの、実際に学科や事務局各課でどのように扱い、活用していくかについてはなお検討が必要な段階である。

外部評価で聴取した意見は、学長室会議などで共有しているが、教育課程の改善に十分活用できているとはまだ言い切れない。学習成果の点検や教育課程の改善に繋げていく方策や制度を確立していくことが今後の課題となろう。

学習成果の獲得に向けては、学習成果を様々な観点から測定し、多角的な可視化を進めているが、それぞれの測定によって可視化される成果を総合的に学生に示すシステムについてはまだ確立されていないため、引き続き検討が必要である。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項＞

- (1) 学習成果を可視化するために、一般社団法人全国栄養士養成施設協会が主催する「栄養士実力認定試験」の受験を卒業年次生全員に義務づけている。試験結果は、2年間の学習効果を査定する明確な基準となる。その試験対策として、卒業必修科目に「認定試験直前対策講座」を設けている。
- (2) manaba を教員と学生が広範に使用するようになり、学生の業績集積（ポートフォリオ）が前回の認証評価時に比べて飛躍的に向上した。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

提出資料

3. 2023 Student Handbook (学生生活編) 相模女子大学・相模女子大学短期大学部 [2023 年度]

6. 2023 Student Handbook (授業・履修編) 相模女子大学短期大学部 [2023 年度]

15. 令和 5 (2023) 年度シラバス [2023 年度]

提出資料-規程集

15. 相模女子大学短期大学部在学期間延長制度取扱規程

30. 相模女子大学短期大学部特別奨学生規程

31. 相模女子大学短期大学部地方学生支援特別奨学金規程

33. 相模女子大学緊急給付奨学金規程

34. 相模女子大学・相模女子大学短期大学部障がい学生修学支援規程

75. 学校法人相模女子大学文書取扱規則

備付資料

3. 2023 年度夢をかなえるセンターパンフレット

4. 2023 年度 Sagami チャレンジプログラムシラバス

7. 2023 年度 Sagami チャレンジプログラムプロジェクト活動報告会チラシ

25. 自己点検・評価における本学の教育活動や学生支援、施設設備等に対する学生の意見聴取について（議事録）

40. 2023 年度秋学期オリエンテーション資料（食物栄養学科）

43. 相模女子大学・相模女子大学短期大学部学修振り返りアンケート実施要項

45. 2023 年度春学期学修振り返りアンケート集計結果

46. ウェブサイト「奨学金」

<https://www.sagami-wu.ac.jp/campuslife/scholarship/>

47. SmileSagami 利用ガイド

48. Web 履修登録ガイド

49. スタディサポートデスクのご案内

50. 住まいの Guide Book 2024

51. 2023(令和 5) 年度 課外活動奨励賞候補募集について

52. 令和 5 年度相模原市地域活動・市民活動ボランティア認定制度概要

53. ウェブサイト「学校法人相模女子大学 2021 (令和 3) 年度～2025 (令和 7) 年度 中期計画 大学院・大学・短期大学部、併設各部」

<https://www.sagami-wu.ac.jp/foundation/s-vision-2021-2025/education-plan/>

54. 2023 (令和 5) 年度第 2 回 FD 研修会

55. 学生からの意見・投書について

56. 栄養士養成のための栄養学教育モデル・コア・カリキュラム

57. 2023 年度秋学期就職準備講座について

126. 学長オフィスアワーのお知らせ

[区分 基準 II-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

＜区分 基準 II-B-1 の現状＞

学習成果の獲得状況は、開講科目ごとにシラバス（提出-15）に記載している「授業の到達目標」や「成績評価」を基準にして、各科目担当者が適切に評価し把握している。その評価法には「質的評価法」と「量的評価法」がある。「質的評価法」は、段階評価科目においては 100 点換算した成績を S、A、B、C（以上合格）および D（不合格）に分類、あるいは段階評価を行わない科目は、P（合格）と F（不合格）に分類して評価することで実施しており、「量的評価法」は GPA（平均評価点）法を用いて評価している。食物栄養学科会議などでそれらの学習成果に関する情報を共有し、個々の学生指導の資料として役立てている。

学生による授業評価として、学期ごと（1 年に 2 回）に、学生に「学修振り返りアンケー

ト」(備付-43)を実施している。専任教員および非常勤講師は、オムニバス科目を含むすべての担当科目でアンケートを実施することを原則としている。その集計結果は科目ごとに各教員に通知される。教員から学生にはクラウド型教育支援サービス manaba(以下 manaba)を利用して集計結果に対する所見(結果に対してのコメント、改善のための方策)を公開し、授業改善に活用している。

授業内容については、全国栄養士養成施設協会が策定・提示する「栄養士養成課程コアカリキュラム」(備付-56)の内容に沿った授業を展開するよう心がけている。コアカリキュラムにはそれぞれの分野・科目ごとに必須となる要点が示されているが、科目ごとに独立したものではなく、相互に連携しあうなど共通の要素を含むものが多い。そのため、関連分野においては各科目担当者間で授業内容についての意思の疎通を図り、時には調整を行い、卒業および資格取得に向けて適正な指導が実現できるように協力している。また、オムニバスなどの複数の教員で授業を担当する場合は、担当教員全員で事前の打ち合わせを行い、授業内容の検討や情報の共有を行っている。それ以外にも、専任教員は月に数回行われる学科会議を利用して、学生の情報共有と教員間の意思の疎通、協力・調整を常に図っている。それらの食物栄養学科教育課程に関する基本方針等の話し合いを通して、意識の共有や授業内容に関する意見交換を行い、教育の改善に取り組んでいる。

教員は、シラバスに掲載している授業の特性に合わせた方法(試験、レポート、授業態度、アクティブラーニング等)で担当科目の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。クラス担任は、学修・生活支援課から食物栄養学科に伝えられる成績をもとに個々の学生の単位取得状況を確認し、教育目的・目標の達成状況を把握している。学生に対する履修及び卒業に至る指導については、月に数回行われる食物栄養学科会議において、専任教員全員で学生の履修状況や特に欠席が目立つ学生などについての情報交換を常に行ってている。欠席が3回以上になった場合は、科目担当教員から担任に報告することになっており、該当学生への指導を迅速にできる仕組みになっている。その情報をもとに、学期末には、学生一人ひとりの単位取得状況を把握し、卒業及び資格取得への影響などの情報を共有し、個々に合わせた指導を行っている。単位不認定により再履修となった場合は、既定の2年間で卒業できるように支援し、学生自身が無理のない履修クラスで受講できるように様々な配慮を心がけている。さらに必要に応じて、学生の保証人とも連携した支援も行っている。

学生の学習成果の獲得に向けては、事務所管である学修・生活支援課を中心に事務職員も積極的に関与している。具体的には、前述した学生に実施している「学修振り返りアンケート」の結果(備付-45)を教員とともに共有し、学習成果の獲得に関わっている。さらに、学生の学習成果の獲得に積極的に貢献すべく、manabaの学生ポートフォリオを利用した学習成果の可視化を令和5(2023)年度より開始した。令和5(2023)年度はテスト環境内の試験実施ではあるものの、学習成果の可視化を実現させた。令和6(2024)年度春学期よりmanabaの学生ポートフォリオ機能を用いた学習成果の可視化について本格運用を開始する。この学生ポートフォリオ機能では、学生の成績と科目ごとに紐づけられたDPを元にグラフ化して表示がなされるため、視覚的に学習成果を理解することができる。そのため、学生毎に得意な分野をより伸長する事や、学びが不足している科目を履修し、新たな力を伸長するなど、自身の学習成果をわかりやすく確認することができる。このようなシステムを導入し、学生の状況を把握ながら支援に繋げることで、所管部署として学習成果の獲得に責任

を果たしている。

学生への修学支援として、本短期大学部での学びの基礎を理解する科目である「さがみ総合講座」（必修科目）において課題未提出が続く学生に対し、学修・生活支援課職員より電話連絡による状況確認を行っており、課題の提出方法等について日頃より丁寧に指導をしている。また、各学期終了後に学修・生活支援課職員は担当学科の学生一人ひとりの単位修得状況を確認し、一定の基準の単位数を修得できていない学生を把握し、学科長とクラス担任教員に報告している。さらに、保証人に成績通知書を配付する際に、履修指導を要する学生には不足単位数等が分かる別紙を同封し、当該学生が学修・生活支援課窓口での学習指導に訪れるよう促している。学生との面談の際には、学生の学習状況を把握し、卒業までの無理のない履修計画づくりをサポートしている。

なお、卒業生を含めた学生の成績原簿については、「学校法人相模女子大学文書取扱規則」（提出規程集 75）に基づいて、永久保存書類として扱っている。

学習成果の獲得に向けた施設設備及び技術的資源については、図書館において司書資格を有するスタッフが閲覧業務、レファレンス業務等を行いながら学習向上のための支援を行っている。図書館資料はシステムで管理しており、電子ジャーナルや電子ブック、データベースといった電子コンテンツは、館内だけでなく自宅等からもオンラインで情報を検索・入手することが可能となっている。図書館で所蔵していない資料については、該当資料を所蔵している他機関への文献複写依頼や貸借依頼、紹介状や県内大学図書館共通閲覧証発行等の支援をしている。学生は 10 冊まで貸出可能であり、和書は 2 年生が 4 週間、1 年生が 2 週間貸出可能であり、全学年ともに洋書は 4 週間まで貸出可能である。これら図書・電子資料の利用に際して、カウンターでのレファレンスサービス以外に、オリエンテーションやガイダンス等を適宜実施し、基本的な利用から発展的な利用まで対応できるサポート体制を整えている。図書館の各種催事やサービス関係の情報は、相模女子大学附属図書館ウェブサイトと本学ウェブサイトにて適宜広報している他、学生用ポータルサイト「Smile Sagami」より学生宛に直接周知し、利用を促している。開館時間は授業期間中の平日（月～金曜日）は 9 時から 20 時まで、土曜日は 9 時から 17 時まで、開館日数は学年暦に沿った開閉館を原則として、日曜日と授業のない祝日、創立記念日である 10 月 18 日は閉館している。令和 5（2023）年度は年間 264 日開館した。

学習成果の獲得に向けては、ICT も積極的に活用している。教員は授業資料をパソコンで作成、使用することが多く、また情報収集においてもインターネットを活用するケースが一般的となっている。各教室には学内 LAN が敷設され、教員はパソコンを学内 LAN へ接続しており、パソコンは授業・大学運営において必要不可欠なものとなっている。電子メールも学生及び教職員全員にメールアドレスを付与し、入学時のガイダンスで全学生にも使用方法を説明している。各種連絡、情報交換に利用にされており、教育・学校運営において積極的に活用している。また、学生及び教職員に対して ICT 機器の技術支援を行うサポートデスクを設置し、ICT 機器の使用方法などについて様々なサポートを行っている。

図書館内には、蔵書検索や学内外の電子データ利用のため 111 台の端末機を設置しているほか、学生自身のパソコンからも接続できるよう Wi-Fi 環境を整備している。また、館内にはグループ学習室があり、自由に使えるホワイトボードや電子黒板、ノートパソコンやプリンタを備え、希望者にはプロジェクターを貸し出し、グループ学習ができる環境を整えて

いる。また、個室の読書室や畳の閲覧席、飲食可能なライブラリー・カフェや資格取得に必要な資料を置いた資格・検定学習室、視聴覚資料を閲覧できる視聴室や視聴覚ホールを備え、利用者の目的や用途によって使い分けができるようにしている。

なお、ICTの活用による新たな教育方法の確立については、令和3（2021）年度～令和7（2025）年度の中期計画に掲げ、FD研修会を通じてICT環境の整備や利用技術の向上を図っている（備付-53）。令和5（2023）年度第2回FD研修会では「教育方法の改善」をテーマとし、本学教員によるICTを活用した授業実践の事例紹介を行い、教職員にノウハウを共有している（備付-54）。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

＜区分 基準Ⅱ-B-2 の現状＞

入学予定者の学習支援として、年内に入学が決定している者については、入学する学科の学習に連動した内容の課題を入学前に課している。さらには、入学前に本短期大学部内にてスクーリングを実施し、短大生活に対する不安の軽減はもとより、高等学校から大学教育へのスムーズな移行を図っており、比較的早期に入学が決定した場合でも、入学までの期間、短大進学への高い意識を維持することに効果を得ている。

一人暮らしを予定している者に対しては、「住まいのGuide Book」（備付-50）を作成し、物件の情報提供を行いながら、住まいの相談会を開催し、物件探しから契約まで不安なく行えるよう手厚いサポートに努めている。

新入生に対しては入学直後、9月中旬および3月末にそれぞれオリエンテーションを実施

している。そこでは主にStudent Handbook（授業・履修編）（提出-6）を用いて履修登録の方法、資格に必要な科目について等のガイダンスを実施している。

在学生のオリエンテーションでは、学修・生活支援課による基本的な履修指導および担任による教育課程に基づき学習の動機付けに焦点を合わせた履修指導を行っている（備付-40）。また、必要に応じて、学修・生活支援課および食物栄養学科において学生を呼び出し、個別の面談指導を行っている。資格取得を目標とすることで、学習への意欲喚起を図っており、全学生が目標を達成し、履修科目を適切に選択できるように支援・指導を行っている。

学生便覧としては Student Handbook（学生生活編）（提出-3）、（授業・履修編）（提出-6）を入学時に配付している。授業等、学生生活で必要な情報を掲載し、卒業時まで確認できるよう説明されている。履修登録は Smile Sagami（備付-47）を利用して行うが、登録する際にシラバスをワンクリックで閲覧することができ、シラバスを確認しながら履修登録を行うことができる。さらに Student Handbook（授業・履修編）（提出-6）にはカリキュラムツリー（マップ）が掲載されており、学生はそれを指標としながら履修計画を立てることができるようになっている。履修登録の実際の手順については、「Web 履修登録ガイド」（備付-48）を配付し、実際にデモンストレーションをしながら説明を行っている。

基礎学力や学習意欲が不足する学生に対しては、食物栄養学科全体で連携を図りながらその対応を行っている。例えば、授業が理解できるように内容を工夫したり、教え方を変えたり、個別に補習授業を行うなどのサポートをしている。また、各教員は学生のためにオフィスアワーを設けて学習上の質問や悩みの相談にも応じるとともに、オフィスアワー以外の時間においても日常的に声かけをしながら学習支援を行っている。さらに、学内のラーニングコモンズに設置されたスタディサポートデスクやリメディアル講座の利用も促している。スタディサポートデスクのスタッフは、個別にレポートの書き方、学習に関する質問や相談に応じている。

学習意欲の高い学生は、1年次春学期に履修する「栄養士入門講座」で実施している栄養士として活躍している優秀な卒業生を招いた講演会で、自身の将来像をイメージできる等の良い効果を得ている。2年次に履修できる発展科目の中には、「ゼミナールⅠ・Ⅱ」をはじめ「栄養士実践実習」、「食品機能論演習」、「スポーツと栄養」があり、学習意欲の高い学生は自分の進路に合わせて実践的な授業を履修できる。とくにゼミナールでは、学生が自身の興味・関心に従ってテーマを設定して研究に取り組み、ゼミナール担当教員が個別に指導を行うことにより、高い学習成果をあげられるようにしている。また、担当教員は当該分野の最新の情報を紹介するなど、より関心を深める指導を心がけている。さらに、大学3年次に編入学を希望している学生も多く、2年次の春学期には「編入学対策講座」を設け、学生の編入学先に合わせた学習並びに受験指導を行っている。このように各教員は、個々の学生の目的、理解度に合わせた学習上の配慮や支援を行っている。

留学生の受け入れは行っていないが、短期大学部生の派遣としては、協定校となるマニトバ州立大学（カナダ）、ビクトリア大学（オーストラリア）、ソウル女子大学（韓国）、文藻外語大学（台湾）において短期語学研修プログラムを実施しており、令和4（2022）年度に1名を派遣している（令和5（2023）年度の派遣は無し）（備付-3,4）。

学習成果の獲得状況については、前述（基準Ⅱ-A-6）の量的・質的データに基づき、学習支援の方策を点検している。学修・生活支援課の職員、科目担当教員並びに担任教員が個々

の学生の学業成績や出席状況を把握し、成績や出席状況が芳しくない学生に対して個別に支援・指導を行っている。食物栄養学科会議においても学生の情報が共有され、学習支援方策を日常的に点検している。



*オーストラリアビクトリア大学



*カナダマニトバ州立大学



*留学先での様子

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する

体制を整えている。

- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

＜区分 基準Ⅱ-B-3の現状＞

大学事務部学修・生活支援課にて、履修、成績、実習、奨学金、課外活動、学費、アルバイト、住まいや障害学生修学支援など、学生生活全般に関して支援を行っている。また、全学学生支援委員会を設け、教育担当副学長を委員長に置くとともに、各学部より選出された教員1名および学修・生活支援課職員が委員となり、奨学生の選考、入学前教育や障害学生修学支援など、学生指導や厚生補導についての情報を共有し課題について検討しながら学生支援の充実に努めている。その他、クラス担任制度や全教員オフィスアワー制度を設け、教学・生活面のフォローに努めている。

学生の主体的に参画する組織である学生自治会は、中央執行委員会等の各委員会と文体部連合会で組織されており、その運営にあたっては、多様な補助金を設けながら学修・生活支援課が中心となって支援している。毎年2月にクラブ・委員会活動の新旧引き継ぎ会を開催し、クラブ・委員会内での引継ぎが円滑に行われるよう配慮するとともに、5月には補助金に関する説明会、8月には防犯と安全対策のために本短期大学部の保健センター、神奈川県相模原南警察署から講師を招き、護身術・応急手当講習会を開催するなどクラブ・委員会運営全般にわたって支援している。

マーガレットホールに学生食堂として「カフェテリア101」(310席)、軽食・喫茶スペースとして「ティーラウンジ2002」(140席)を設置している。マーガレットホールの外壁は全面ガラス張りで開放感のあるデザインとなっている。一部は、ファミリーレストラン風のテーブルやベンチシートになっており、電源タップも備えていることから、食堂の営業時間内でも学生のグループワークや自学学習スペース、学生同士のコミュニケーションの場として利用されている。3号館には、文具類・日用品・大学指定教科書・一般図書などを販売しているブックセンター(紀伊國屋書店)や飲食類を販売している売店を設置し、売店機能を充実させている。またお昼には食堂のほか、弁当や飲料のワゴン販売やキッチンカーが出店し、学生のランチタイムを充実させている。また、飲料等の自動販売機(18台)を配置し、学生生活の利便性を支援している。主たる講義棟にはラウンジを設置し、休憩はもとより学生同士のコミュニティーの場として学生が自由に使用できるように環境を整備している。授業時間外の自主学習やオンライン授業への対応を考慮して、マーガレット本館1階の個人ブース(6席)や2階ラウンジには、持参したノートパソコン・タブレット等も利用できるように電源を完備し、学びのスペースが充実している。各建物の外部テラスやピロティーにテーブル、椅子を設置し四季の空気を感じながらくつろげるスペースを提供している。キャンパスの桜並木や銀杏並木など、緑豊かな四季折々の表情を見せる景観は学生の安らぎと快適な空間を創出している。

学生の住まいに関する相談については、6社の民間業者に紹介業務を委託し、入学時の部屋探しの案内から契約までを支援している。そのうち1社は本学（大学・本短期大学部）学生専用マンションを所有している。本マンションは65戸で、最寄り駅（小田急線）東林間駅より徒歩5分、本短期大学部からも自転車で約10分の立地にある。オートロックや防犯カメラを設置し、平日は女性管理人が常駐しており、セキュリティ面も充実している。また、家具付で共有部にはコインランドリーとコミュニティルームを設置している。

本短期大学部の通学環境としては最寄り駅（小田急線）相模大野駅から徒歩10分程度の立地にあり、スクールバスは運行していない。自転車通学を希望する学生には安全に配慮して自転車登校ができるように自転車交通安全講習会への参加を義務づけ、自転車保険の加入後に自転車通学許可ステッカーを発行している。また、学内には数カ所の駐輪場を設置している。

入学後に家計支持者の死亡や失職等による家計状況の急変による経済的支援を目的とした「相模女子大学短期大学部緊急給付奨学金」（提出規程集33）、成績優秀者に対する奨学金として「相模女子大学短期大学部特別奨学金」（提出規程集30）・「相模女子大学短期大学部地方学生支援特別奨学金」（提出規程集31）など様々な奨学金制度を設け、経済的な負担の軽減に努めている。

奨学金制度の実績等は次の表の通りである。

※留学に関する奨学金を除く

2023年度実績

申請時期	奨学金名称	条件	支給方法	内容	
			募集人数		
			出願（希望）者		
			採用（合格）人数		
入学試験	相模女子大学短期大学部特別奨学生制度	一般選抜A日程、B日程の成績優秀者	免除	入学年度の授業料全額免除。2年生以降について、成績が一定の水準を下回る場合を除き、継続して授業料の全額を免除する。	
			若干名		
	相模女子大学短期大学部地方学 生支援特別奨学生制度		0名		
			0名		
在学中	相模女子大学奨学生	<p>【学力】 1年生は出身高校の調査書の評定平均値が3.2以上であること。2年生以上は前年度の成績が上位1/2以内であること。 【家計】日本学生支援機構第一種奨学生の算定基準に準じる。</p>	給付	入学年度の1年に限り、給付金（年額30万円）を支給する。	
			30名 (大学含)		
			3名		
			3名 (うち1名辞退)		
	相模女子大学緊急給付奨学生		貸与	1年間の授業料相当額を貸与。継続を希望する場合は継続願を提出の上、再度成績や家計等を審査し継続を認める。卒業年次生に限り、希望者には学費相当額の貸与が認められる場合がある。	
			28名程度 (大学・院含)		
			新規0名		
			新規0名		
在学中	相模女子大学同窓会（翠葉会） 卒業時緊急奨学生	<ul style="list-style-type: none"> ・家計の急変等の経済的理由により修学継続が困難な者 ・過去に奨学生給付を受けていないもの 	給付	春学期または秋学期いずれかの授業料相当額を給付。	
			各学科若干名		
			0名		
			0名		
	相模女子大学同窓会（翠葉会） 卒業時緊急奨学生		貸与	秋学期学費相当額を満額に、希望額を貸与。卒業年次生において、経済的理由により卒業が困難となる者に対して貸与する。	
			若干名		
			0名		
			0名		

また、日本学生支援機構の奨学生（第一種、第二種）は、多くの学生が貸与を希望している。そのため、安易に奨学生の貸与を勧めるのではなく、奨学生説明会の実施等により、奨学生におけるメリットとデメリットの両面を理解させるよう努めている。学生に配付している Student Handbook (学生生活編) (提出-3) で紹介するほか、大学案内やウェブサイト「奨学生」(備付-46)においても奨学生等の情報を提供している。

学生の健康管理、メンタルヘルスケア等に関しては、学生相談室と保健センターを設置し、対応にあたっている。学生相談室は、学修・生活支援課に所属しているが、場所は学修・生活支援課とは別棟（1号館）に事務室および相談室を設けている。平均2名のカウンセラー

が常駐し、月～金の10時～17時で個別相談に応じている。また、室内には寛ぎのスペースがあり、空き時間などでの学生の居場所となっている。保健センターは、マーガレットホール3階に位置し、月～金の9時～18時に開室している。2名の保健師・看護師が常駐するとともに、精神科医が週1回、校医（内科医）が月1回来校し、心身の健康相談等に応じている。近年、精神的な悩みを抱える学生が増加傾向にあることから、特にメンタルヘルスに関しては、保健センターと学生相談室、学修・生活支援課が必要に応じて情報を共有し、連携して対応にあたっている。

学生の意見や要望の聴取に関しては、「学長への手紙」と名付けた投書箱を学内に設置し、学生からの意見や要望を広く聴取することに努めている。記名は任意であるが、意見や要望に可能な限り応えるため、投書した学生への確認連絡が取れるよう、記名での投書を推奨している（備付-55）。また、学長と対話する機会として、年に2度実施している「学長オフィスアワー」（備付-126）や自己点検評価の中で実施している「自己点検・評価における本学の教育活動や学生支援、施設設備等に対する学生の意見聴取について（議事録）」（備付-25）がある。個別テーマに関するヒアリングやアンケート等は適宜実施している。その成果として、学内環境整備に関するヒアリングを実施した際には、トイレ環境の整備に関する要望が複数あったことから、トイレ個室の物置台と洗面台にペーパータオルを設置した。集中して個別学習したいとの要望に対しては、マーガレット本館のラーニングコモンズ前に個別学習ブースを設置する等の改善を行った。また、生理用品の無償配布についても学生の声を聴きながら支援を行っている。

社会人学生に対しては、入試時には社会人特別選抜という入試制度を設けているが、入学後には原則として社会人学生と一般学生は区別することなく対応している。ただ、一般学生と比べて学力は優秀であるが、希望すればラーニングコモンズ内に設置したスタディサポートデスクでは、高校までの復習も含め短期大学部での学習について大学院生スタッフが相談を受け付けることができる体制は整っている（備付-49）。また、教員は社会人学生が一般学生たちに馴染めるように配慮するとともに、ただ質問に答えるだけでなくより高度な情報を提供して旺盛な学習意欲に応える努力をしている。

障害者受け入れのための整備としては、「相模女子大学・相模女子大学短期大学部障がい学生修学支援規程」（提出-規程集34）に基づき、修学支援を行っている。現在、短期大学部生に障害のある学生はいない。しかし、障害を持つ学生の入学に対応できるよう学内の施設にはエレベーターやみんなのトイレ等を設置し、車いすの学生にも配慮した整備を進めている。

本短期大学部では長期履修生を受け入れる体制は整っていないが、卒業要件を満たした後も資格取得等を目的として在籍を続けられるよう「相模女子大学短期大学部在学期間延長制度取扱規程」（提出-規程集15）に基づき在学期間の延長を認める制度を設けている。

学生が正課外において主体的に行うボランティアなどの社会貢献活動に対する評価として、年度末に「活動報告会」を実施している。学生が年間の活動実績や活動で身につけた力などを発表する場としているが、学内教職員のみならず、活動を支援する自治体・企業など学外者も参加して各活動に対する講評・評価を受ける場としている（備付-7）。当報告会は、活動に参加していない全学生が聴講できるよう学生オリエンテーションと同日開催しており、加えて、受験生など高校生も聴講できるよう案内している。これらのように多様な

立場の方からのリアクションやフィードバックを受けることで、学生を積極的に評価し、学生のモチベーションの向上を図っている。そのほか、学生の活動を評価する仕組みとして、課外活動において顕著な活躍をした学生を顕彰する「課外活動奨励賞」への推薦や、相模原市との包括連携協定のもとでの取組みの一環として、地域貢献活動を自主的に行った学生に対して相模原市が認定する「相模原市地域活動・市民活動ボランティア認定制度」への申請を推奨するなど、学内のみならず学外からも学生が評価を受ける機会を設けている（備付-51, 52）。



[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

全学的な組織として、相模女子大学と合同の全学キャリア委員会を設置している。委員長を副学長、副委員長を就職支援課長とし、委員は各学科から1名ずつ選出している。定期的に開催する委員会ではその時点での就職率や進学率を共有するとともに、就職活動を行う上で学生が抱えている不安やよくある質問等について共有し、就職支援課と食物栄養学科全体で学生を支援できるような態勢を整えている。また、委員会主催の教職員向けの勉強会を年1回開催し、近年の採用状況と就職活動の状況を理解し、全教職員が共通理解のもと就職支援ができるようにしている。

支援体制としては、キャリア形成支援部署にあたる「夢をかなえるセンター」に就職支援課を置き、専任職員の他に、派遣スタッフとしてキャリアカウンセラーを配置して就職支援を行っている。また、専任職員の学科担当者を配置し、全学生と個別に面談を行うことで、きめ細やかな個別の支援を行っている。個別面談を行う中で希望進路を把握しているため、各学生の希望や適正に応じた企業の求人を紹介するなど適切な支援ができている。

3週間に1回程度開催する課会議において、学生の進路状況に関する情報共有を図りながら、就職・進学支援に関する様々な課題について協議し、学生満足度の高い支援となるよう取り組んでいる。

就職支援課は、学生や企業の来客者の利便性を考慮し、「夢をかなえるセンター」1階に設置している。入口には正面を向いて座っている受付専門のパートタイマーがおり、学生対応が即時にできるようになっている。就職支援課内には、個別面談ができるようパーテーションで仕切られたテーブル席を7席設けている他、個別ブースを3つ設置し、よりプライバシーを尊重したい学生との面談の際に利用したり、採用試験でウェブ面接の際に学生が利用したりすることが可能となっている。希望者には、ノートパソコンやヘッドセットを貸し出しており、顔を明るく照らすための専用の照明も完備するなど、学生が安心して支援が受けられるよう設備を整えている。

求人やインターンシップ情報については、本学学生専用のポータルサイト（さがみ就職支援ナビ）を設定し、学生は学内外問わずいつでもウェブ上で求人等を閲覧することができる。また、学科担当者やキャリアカウンセラーとの面談予約やイベントの予約なども同サイトから行うことができ、利便性が高いものとなっている。さらには、面談記録を同サイト上に残すようにしているため、全学生の状況について、課内で情報共有がなされている。

この他、就職活動に必要な図書や参考書を取り揃えており、希望者は自由に借りることができ、自学自習ができるようになっている。

食物栄養学科の専門科目の単位修得で取得できる栄養士資格などの他に、マイクロソフト オフィス スペシャリスト（Word、Excel、Power Point）の対策講座・検定試験、ビジネス実務マナー検定試験、TOEIC®IP、世界遺産検定を学内で開催するなど、就職後にも活用できる資格取得支援を行っている。また、就職試験対策については、1年生から実施している就職準備講座（備付-57）を実施し、希望者に対しては別に就職試験に必要な試験対策講座を実施している。

卒業時の就職状況については、全学生分を把握するとともに、内定先、業種・職種について分析をしている。分析結果を教員に情報共有するとともに、学生の就職支援に活用している。

進学希望者に対する支援として、四年制大学への編入学については、各大学から送られてくる案内資料を専用コーナーに設置し、常時閲覧できるようにしている。併設する相模女子大学への編入学希望者に対しては、1年生の夏頃に編入学セミナーを実施し、本短期大学部から編入学をした先輩学生の話を聞く時間などを設けている。また、出願書類の添削や面接対策なども個別に行っている。留学希望者については、情報提供を行うなど、個別に支援をしている。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題＞

特になし。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項＞

学生の学習や生活相談に利用できるように、マーガレット本館1階の学修・生活支援課横にラーニングコモンズを設けている。ラーニングコモンズに設置したスタディサポートデスクでは、高校までの復習も含め短期大学部での学習について大学院生スタッフが相談を受け付けることができる体制が整っている。ラーニングコモンズ内の個人ブース（6席）やマーガレット本館2階ラウンジには、持参したノートパソコン・タブレット等も利用できるように電源を完備し、学びのスペースが充実している。

図書館内には、蔵書検索や学内外の電子データ利用のため 111 台の端末機を設置しているほか、学生自身のパソコンからも接続できるよう Wi-Fi 環境を整備している。また、館内にはグループ学習室があり、自由に使えるホワイトボードや電子黒板、ノートパソコンやプリンタを備え、希望者にはプロジェクターを貸し出し、グループ学習ができる環境を整えている。また、個室の読書室や畳の閲覧席、飲食可能なライブラリー・カフェや資格取得に必要な資料を置いた資格・検定学習室、視聴覚資料を閲覧できる視聴室や視聴覚ホールを備え、利用者の目的や用途によって使い分けができるようにしている。

学生が行うボランティアなどの社会貢献活動に対して、全国レベルでの活動を支援する自治体・企業なども参加する「活動報告会」の開催、顕著な活躍をした学生を顕彰する「課外活動奨励賞」への推薦、相模原市が認定する「相模原市地域活動・市民活動ボランティア認定制度」への申請を推奨するなど、学内のみならず学外からも学生が評価を受ける機会を設けている。

＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

「入学前教育の対象者について全学学生支援委員会で検討する」については、前回の認証評価後一般入試で入学してくる学生が減少し、現在はほとんどの入学者が入学前教育の対象者になっている。

「基礎学力が不足する学生の対応について全学教務委員会および共通教育機構運営委員会で検討する」については、両委員会などでの検討を経て、現在は学内のラーニングコモンズ内のスタディサポートデスクやリメディアル講座を設けている。スタディサポートデスクのスタッフは、個別にレポートの書き方、学習に関する質問や相談に応じている。

「学生支援の事務組織の満足度の向上について定期的に開催される大学事務部会議にて情報を共有し、管理職がリーダーシップを取り、全体の情報共有およびサービスの質向上を図っていく」については、前回の認証評価後、事務機構として学生支援のあるべき姿を検討した。その結果、平成 30（2018）年 3 月に学生の正課外活動を支援する体制を整備するために「夢をかなえるセンター」を設置したのに続き、令和元（2019）年 10 月には学生支援の質の向上を目的に大学事務部と「夢をかなえるセンター」の事務機構改編を行った。具体

的に、学生支援に関しては、学生の学習支援の強化やワンストップでの学生支援の充実を目的とし、旧教務課と旧学生支援課を統合した学修・生活支援課を設置した。なお、大学事務部と「夢をかなえるセンター」では、学生支援の質の向上に向けて、各部長・課長が出席する合同部会議を定期的に開催し、情報共有を図っている。

「通学のための便宜及びキャンパスのアメニティ等については昨年度より事務局内で設置した職員委員会の満足度向上部会で検討し、全学学生支援委員会へ提案し、さらに検討を行っていく。」については、学生支援における学生の満足度向上に向けた取り組みとしては、学修・生活支援課において、「学生との向き合い方指針浸透プロジェクト」として、①新入職者向け説明会の実施②指針を示したプレートのカウンターへの設置③職員行動チェックシートによる自身の行動チェック④自身の学生対応を他者に評価してもらう自己評価⑤学生の窓口対応満足度を測る学生アンケートの実施などを実施し、自身で自分の学生対応について考える事、他者から自身の学生対応がどう見えているのかを知る事、学生から窓口対応がどのように見えているかを知る事など、多角的な視点から窓口での学生満足度向上に向けた取り組みを実施した。また、学生の満足度向上へ向けた手立ての一つとして、生理用品の無償配布を実施した。まずは、対面での配付とトイレでの自由配付を実施し、学生のアンケートを元に学生の利便性を確認。令和5（2023）年度からアプリを登録することにより無償で生理用品を受け取れるシステムのデモ機を導入し、実証実験を実施。令和6（2024）年度からの本格稼働を目指して準備を進めている。

「社会人学生の学習を支援する体制や長期履修生を受け入れる体制については、教務課で制度について原案を作成し、短期大学部役職者と調整の上、全学教務委員会において審議する。」について、長期履修制度の導入に関しては結論に至ってはいないが、学習支援体制としては、マーガレット本館1階のスタディサポートデスクにて大学院生による個別学習相談の受付、学習全般に活用できる国語の講座の開講などを行っており、その対象に社会人学生も含めている。

「新入生への過度な負担をかけないオリエンテーションとなるように、各課と調整を行い、担当事務局にてオリエンテーション日程の原案を作成する。その後、全学教務委員会にて諮り決定する。」については、4月の新入生オリエンテーションは新入生への負担とならないよう、担当事務局にて履修登録等の作業時間の確保、説明時間の短縮、2日目以降の集合時間を遅らせる等、プログラムを工夫した。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

入学する学生の学習意識の多様化に対応するために、平成30（2018）年度に一部カリキュラムの改定を実施した。その効果について検証中である。また、令和7（2025）年度には全学共通科目のカリキュラム改定が予定されており、円滑な実施に向けて作業を進めている。新たに始めた卒業生進路先アンケートを実効のあるものにするために、学事企画課と就職支援課を中心に方法と分析方法などについて検討を続けている。入学者選抜方法の見直しを始めており、その際には入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）も検討する必要がある。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】**[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]****<根拠資料>**

提出資料

6. 2023 Student Handbook (授業・履修編) 相模女子大学短期大学部 [2023 年度]

33. 令和 6 (2024) 年度事業計画 [2024 年度]

提出資料-規程集

39. 学校法人相模女子大学経営管理機構並びに職制規程

40. 経営管理機構における職務権限規程

41. 学校法人相模女子大学経営管理分掌細則

45. 事務局管理職会議規程

70. 相模女子大学・相模女子大学短期大学部ファカルティ・ディベロップメント (FD) 委員会規程
員会規程

86. 就業規則

90. 相模女子大学・相模女子大学短期大学部非常勤講師規程

92. 無期労働契約の非常勤職員に関する規則

93. 勤務に関する取扱細則

106. 事務職員採用手続規程

107. 相模女子大学短期大学部教員採用手続規程

108. 非常勤講師採用手続規程

109. 相模女子大学短期大学部教員資格審査基準

113. 相模女子大学短期大学部教員昇任手続規程

118. 相模女子大学短期大学部研究専念期間制度に関する規程

119. 研究専念期間制度施行細則

123. 職員育児休業等実施要項

124. 職員介護休業等実施要項

128. 給与規程

140. 国外出張旅費規程

182. 研究費規程

186. 相模女子大学・相模女子大学短期大学部研究倫理規程

187. 相模女子大学・相模女子大学短期大学部の研究活動に係る不正防止規程

191. 相模女子大学・相模女子大学短期大学部ヒトを対象とする研究倫理基準

204. 職員研修規程

備付資料

23. ウェブサイト「求める教員像と教員組織の編制方針」

<https://www.sagami-wu.ac.jp/public/policy/#be42368a>

43. 相模女子大学・相模女子大学短期大学部学修振り返りアンケート実施要項

60. 非常勤教員一覧表 [様式 23]

62. ウェブサイト「機関リポジトリ」
<https://www.sagami-wu.ac.jp/laborepository/>
65. 相模女子大学・相模女子大学短期大学部教員 SD 活動報告
66. 事務職員研修計画・実施状況
67. 組織目標設定シート 2023 年度
68. ウェブサイト「専任教職員数」
<https://www.sagami-wu.ac.jp/public/fulltime/>
69. ウェブサイト「教員紹介 短期大学部 食物栄養学科」
<https://www.sagami-wu.ac.jp/faculty-introduction/food/>
70. 短期大学部教員の昇任に関する内規
71. 短期大学部教員昇任推薦評価指針研究業績細則
72. FD 研修会参加状況（2021 年度～）
73. 2023（令和 5）年度第 1 回 FD 研修会動画公開について（お知らせ）
74. 2023（令和 5）年度授業参観について（お知らせ）
75. 学校法人相模女子大学「目指すべき事務職員像」・「事務職員行動指針」
76. 「役割等級基準」・「役割等級別能力基準」
77. 2023 年度事務職員人事評価制度実施要項
78. ウェブサイト「研究成果」
<https://www.sagami-wu.ac.jp/laboresult/>
79. ウェブサイト「研究倫理・コンプライアンス」
<https://www.sagami-wu.ac.jp/laboeithics/>
80. 学内研究費執行ルール 2023（令和 5）年度
81. 相模女子大学紀要投稿及び執筆要領
99. 2021（令和 3）年度～2025（令和 7）年度中期計画

[区分 基準III-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準III-A-1 の現状>

本短期大学部及び食物栄養学科では、「求める教員像と教員組織の編制方針」（備付-23）に基づき、教員人事に関する規程及び教員人事計画を定め、必要な教員組織を編制している。

■短期大学部

【求める教員像】

相模女子大学短期大学部は、建学の精神「高潔善美」、スローガン「見つめる人になる。見つける人になる。」と3つのポリシーに基づく教育に理解と情熱を持ち、学生の声にしっかり耳を傾け、ていねいな指導を行うとともに、専門領域の研究や活動にも意欲的に取り組み、積極的にその成果を公表し、社会に還元できる教員を求める。

【教員組織の編制方針】

1. 短期大学設置基準並びに関連法令により定められた基準に基づき、カリキュラムに必要な教員を適切に配置する。
2. 教員の募集・任免・昇任は公平を旨とし、透明性を保つ。
3. 年齢構成、男女比、専門分野等が著しく偏らないよう配慮する。
4. 食物栄養学科に付与された免許・資格課程に配慮した教員組織を編制する。
5. 食物栄養学科は、栄養学の分野に十分な教育研究実績を有するとともに、社会人としての良識を持った教員を配置する。

令和6（2024）年度より入学定員を120名から80名に変更したことに伴い、「短期大学設置基準」第22条に定める必要専任教員数は、10名（短期大学部として3名、食物栄養学科として7名）から8名（短期大学部として3名、食物栄養学科として5名）となる。また、3割以上が必要とされる教授の数も、4名以上（短期大学部として1名以上、食物栄養学科として3名以上）から3名以上（短期大学部として1名以上、食物栄養学科として2名以上）となる。令和6（2024）年5月1日現在の専任教員数は、教授3名、准教授2名、講師3名、合計8名であり（備付-68）、「短期大学設置基準」第22条に定める専任教員数を充足している。なお、入学定員変更前の令和5（2023）年度の専任教員数（令和5（2023）年5月1日現在）は、教授6名、准教授3名、講師1名、合計10名であり、「短期大学設置基準」第22条に定める専任教員数を充足している。

専任教員の職位は、「相模女子大学短期大学部教員資格審査基準」（提出-規程集 109）に基づき決定している。「相模女子大学短期大学部教員資格審査基準」は、教員の資格を定めた「短期大学設置基準」第七章の各規定に則している。以上のことから、専任教員の職位は「短期大学設置基準」の各規定を充足していると言える。なお、専任教員の学位、研究実績等は、本学ウェブサイトにて公表している（備付-69）。

教育課程編成・実施の方針に基づき構築されたカリキュラムを実施するため、前述の専任教員のほか、延べ33名（実人数32名）の非常勤教員を配置している（備付-60）。非常勤教員の内訳は、全学共通科目担当者27名、食物栄養学科専門教育科目担当者6名である。なお、全学共通科目では、27名の非常勤講師のうち学部所属の専任教員18名が、専門教育科目では、6名のうち学部所属の専任教員1名が兼任教員として授業を担当している。

食物栄養学科は、栄養士養成施設として厚生労働省から認可を受けており、教育課程編成・実施の方針にも「栄養士法施行規則に準拠した教育内容と単位数を配備し、2年間で専

門領域の基礎から応用までを効率よく修得し資格取得へと導く体系的なカリキュラム」（提出-6）とあるとおり、栄養士養成を主眼に置いたカリキュラム構成となっている。授業を担当する教員は、栄養士養成施設の指定規則に規定された6つの分野（社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生、栄養と健康、栄養の指導、給食の運営）について、栄養士法施行規則第9条の定めに則り、専任教員や医師・管理栄養士等の有資格者を適切に配置している。

非常勤教員の採用は、「非常勤講師採用手続規程」（提出-規程集108）に則って行われている。規程では、学科科会から推薦された候補者について、学長及び短期大学部長が「相模女子大学短期大学部教員資格審査基準」（提出-規程集109）に基づき採用を決定することとしており、専任教員と同様の基準で厳格に審査を行っている。

食物栄養学科は、栄養士養成施設として厚生労働省から認可を受けており、「栄養士法施行規則」第9条に定めに則って必要な数の助手を配置している。令和6（2024）年度の助手は4名で、実験・実習の授業補助を担当している。

専任教員の採用は、「相模女子大学短期大学部教員採用手続規程」（提出-規程集107）に則って行われている。人事委員会及び大学評議会で承認された採用計画に基づき公募を行い、食物栄養学科科会による選考、資格審査委員会による「相模女子大学短期大学部教員資格審査基準」（提出-規程集109）に基づいた資格審査の後、教授会での審議を経て推薦された候補者について学長が採用を決定している。また、専任教員の昇任は、「相模女子大学短期大学部教員昇任手続規程」（提出-規程集113）及び「短期大学部教員の昇任に関する内規」（備付-70）「短期大学部教員昇任推薦評価指針研究業績細則」（備付-71）に則って行われている。教授会での審議を経て承認された教員昇任案について、人事委員会での意見聴取を行った上で学長が昇任を決定している。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

＜区分 基準Ⅲ-A-2 の現状＞

本短期大学部専任教員の研究活動は、食物栄養学科の教育課程編成・実施の方針に基づき、論文や活動報告が相模女子大学紀要を中心に多数掲載され、これらが教育改善にいかされている。専任教員個々人の研究活動状況については、主な研究業績を本学ウェブサイト「研究成果」（備付-78）および「教員紹介」（備付-69）において公開している。

研究活動資金に関する規程である「研究費規程」（提出-規程集 182）に基づき、教育研究費として助教以上の専任教員には年間 35 万円、助手には 15 万円を一律で支給するとともに、学内の競争的資金として特定研究助成費や学術図書刊行助成費、海外出張助成費の各種学内研究助成制度を整備し、教員の研究意欲促進を図っている。また、外部資金獲得のための支援として、科学研究費補助金新規採択者には 10 万円、不採択でも A 判定だった場合は 5 万円を教育研究費に上乗せし、次回の申請に繋がるよう支援しており、令和 3（2021）～令和 5（2023）年度において食物栄養学科より科学研究費補助金 1 件が採択されている。

本短期大学部では、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に準拠する形で、「相模女子大学・相模女子大学短期大学部研究倫理規程」（提出-規程集 186）及び「相模女子大学・相模女子大学短期大学部の研究活動に係る不正防止規程」（提出-規程集 187）に基づき研究活動の不正防止について対応しており、内容はウェブサイト「研究倫理・コンプライアンス」（備付-79）にて公開している。研究費の適正な執行におけるコンプライアンス教育として、専任教員を対象に 3 年に 1 回の研究倫理研修会の受講を義務付けている他、着任時には新任教員研修会にて研究・情報担当副学長より研究倫理教育を実施している。公的研究費に申請する際には、日本学術振興会が提供する e-learning 「eL CoRE」の受講を義務付けており、公的研究費を扱う事務担当者にも「eL CoRE」の受講を義務付けている。公的研究費及びその他外部資金については、毎年内部監査を実施しており、改善事項がある場合は、研究推進委員会において審議の上、「学内研究費執行ルール」（備付-80）を見直す等の対応をしている。また、ヒトを対象とする研究の適切性について、「相模女子大学・相模女子大学短期大学部ヒトを対象とする研究倫理規準」（提出-規程集 191）に基づき学内審査をしており、審査は学生の研究等で実施する調査も対象として、指導教員が申請し、審査を受けることで、適切な研究を行っている。

本短期大学部では、専任教員の研究成果を発表する機会の一つとして「相模女子大学紀要」を毎年度刊行している。投稿について「相模女子大学紀要投稿及び執筆要領」（備付-81）を定め、冊子媒体だけでなくウェブサイト「機関リポジトリ」（備付-62）に掲載し、学内外へ無償で公開している。専任教員個々人の研究活動状況については、ウェブサイト「研究成果」（備付-78）および「教員紹介」（備付-69）にて公開している。

専任教員は週 1 日の研究日が確保されており、研究および研修等を行う時間を充分に確保している。さらに、研究に専念できる制度として「研究専念期間制度」（提出-規程集 118）を設け、研究以外の職務を可能な限り免除することで、自主的な調査研究に専念できる環境を整えている。

専任教員には、着任時に個人研究室が割り当てられ、Wi-Fi 環境も整備されており、教員が共同で使用できる無菌室や動物飼育室等も完備され、教育研究に集中できる環境を整備している。

研究支援に関する事務については学術研究支援課が担っており、専任職員 2 名（内、1 名は図書館業務と兼務）、派遣職員 1 名（図書館業務と兼務）の体制で科学研究費補助金等の申請や研究倫理に関する業務等を担当している。本学では、これらを通じて、教員の研究活動の促進を図っている。

専任教員の留学や海外派遣、国際会議出席等について、以前は「大学・短期大学部留学規程」及び「留学規程施行細則」にて整備をしていたが、現在は「相模女子大学短期大学部研究専念期間制度に関する規程（提出-規程集 118）」及び「研究専念期間制度施行細則（提出-規程集 119）」により研究専念期間を活用して留学できるよう包括的に整備をしている。また、渡航にかかる費用については、「国外出張旅費規程（提出-規程集 140）」にて整備している他、「研究費規程（提出-規程集 182）」にて海外出張助成費を整備することで、専任教員の海外での研究を支援している。

FD 活動は「相模女子大学・相模女子大学短期大学部ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会規程」（提出-規程集 70）に基づき企画・運営している。FD 委員会は大学院・大学・短期大学部合同で組織され、研究・情報担当副学長を委員長とし、各学科・研究科からの委員で構成されている。主な活動内容として、年 2 回、専任教職員を対象とした FD 研修会を行っている。令和 5 (2023) 年度第 1 回 FD 研修会（令和 5 (2023) 年 7 月 13 日開催）は「学修成果の可視化を支える授業実践」をテーマに、第 2 回 FD 研修会（令和 6 (2024) 年 2 月 8 日開催）は、「教育方法の改善」をテーマに開催し、いずれも非常に高い参加率となった（備付-72）。さらに研修会の動画を非常勤講師の希望者にも公開し、研修内容の共有を図った（備付-73）。学修振り返りアンケートは、前述の通り年 2 回（春学期と秋学期の第 14 週～15 週）行い、学生の自己評価による授業の到達目標達成度や授業に関する要望を把握し、所見をつけることで、授業・教育方法の改善を図っている（備付-43）。また、一年を通して授業参観を行っており、原則として非常勤講師を含む全教員の授業を全科目参観可能としている（備付-74）。さらに、FD に関する外部研修会・セミナー等が開催される際には、FD 委員を通じて積極的な参加を促している。

専任教員は全学各種委員会に所属し、学部を横断して学内の教員ならびに事務職員と連携し、学生の学習成果の獲得が向上するよう課題解決に向けて業務を遂行している。また令和 3 (2021) 年度より、全学各種ワーキンググループが設置され、専任教員は関係部署と連携し、学習成果の可視化の整備等に取り組んでいる。また、食物栄養学科は同じく栄養士を養成する 4 年制大学の管理栄養学科及び健康栄養学科と協力して、学生の学習成果が向上するように情報を共有し、課題解決に臨んでいる。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。

- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

＜区分 基準Ⅲ-A-3 の現状＞

事務組織の責任体制については、「学校法人相模女子大学経営管理機構並びに職制規程」(提出-規程集 39)、「経営管理機構における職務権限規程」(提出-規程集 40)により明確に規定している。事務組織の業務分掌については、「学校法人相模女子大学経営管理分掌細則」(提出-規程集 41) に定めている。

事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有しており、また事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。事務職員は、事務をつかさどり教学をマネジメントする能力が求められることから、採用、業務の分野において、以下の取り組みを行っている。まず、採用は、「事務職員採用手続規程」(提出-規程集 106)に基づき、複数の選考を設定し適切に行っている。選考では面接以外にプレゼンテーションを課し、事務職員に必要な業務推進力を確認している。また、面接官には現場の管理職を加えることにより、多様な視点を確保するとともに、管理職自身の OJT 機会としている。次に、事務職員には「目指すべき事務職員像・事務職員行動指針」(備付-75)、「役割等級基準」・「役割等級別能力基準」(備付-76) に沿って業務に取り組むことを求めており、「事務職員人事評価制度実施要項」(備付-77)に基づいて、年に一度、「能力・業績・情意」の 3 視点からなる人事評価を実施している。特に、業績評価は、事業計画から組織目標(部署単位)をブレイクダウンして設定した個人目標を対象としており、期首(4~5 月)、期中(9 月)、期末(1 月)の評価者面談で進捗を確認しながら取り組むこととなる。評価結果は、3 月にフィードバックを行い、また次年度昇給に反映している。なお、事務職員には毎年度、意向調査を実施し、業務適性やキャリアビジョンを確認している。

以上のように、事務関係諸規定などを整備している。

大学事務部の各部署は、学生の導線を意識し、利用しやすいような場所にそれぞれの事務室を配置しており、学生がもっとも集まりやすいマーガレット本館 1 階に、学修・生活支援課を配置し、カウンター窓口はわかりやすい案内サインをデザインし、学生が気軽に相談しやすい環境に配慮している。各事務室には、事務職員に対し 1 人 1 台のパソコンを用意し、全てがインターネット接続可能なものとなっており、必要なプリンタや複合機など情報機器や備品を整備している。

事務職員に対する SD 活動は、「職員研修規程」(提出-規程集 204)、および「毎年度事務職員研修計画」に基づき、適切に実施している(備付-66)。研修種別は、全体、階層別、初任者、業務別、学外(業務・SD)など多岐にわたっており、職層や適時必要性に応じた内容にしている。また、自部署等の課題解決を目的とした課題解決研修や、職員の学習ニーズに応じて費用を助成する Off-JT のように、職員の多様なニーズに応じた研修制度を展開している。

教員に対する SD 活動は、毎年度、SD 研修実施計画に基づき、適切に実施している。研修種別は、全体、階層別、テーマ別、学外(加盟協会等の研修)であり、職層や適時必要性に応じた内容にしている。階層別研修である大学改革懇談会は、大学役職者及び事務管理職を

対象に、大学を取り巻く環境の変化や高度化・複雑化する諸課題への対応に向け、多様な分野の専門家を講師に招き、講師と参加者の討論を取り入れている。テーマ別研修の一つであるハラスメント研修は、全教職員を対象にオンデマンド形式で開催しており、対象者の都合に応じて参加可能となっている（備付-65）。

本学は中期計画（備付-99）に基づいて年度ごとに事業計画（提出-33）を策定している。各部署は年度ごとの事業計画に基づいた組織目標を設定している。年度途中に各部署で進捗状況を確認し、年度末の最終的な振り返りを行い、学内で閲覧できる環境にしている（備付-67）。また、月に1回、「事務局管理職会議規程」（提出-規程集45）に定められた事務局管理職会議を開催し、事務に係る重要事項の協議や情報共有をしている。この他、学園事務部、大学事務部、「夢をかなえるセンター」は部会議を開催し、部内の業務について協議や情報共有をしている。管理職はこれらの会議で協議・共有された事項を課会議で課内に共有し、業務が円滑に進むよう努めている。

事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう、授業で使用しているクラウド型教育支援サービスmanaba（以下manaba）のポートフォリオ機能を用い、学生の履修・授業出席・成績取得状況を教員と共有し、個々人に応じた指導を展開している。具体的には、卒業必修科目である「さがみ総合講座」の授業において、manabaの機能の1つである「小テスト」で未提出が続く学生の情報をクラス担任に共有し、事務職員からも学生に電話連絡を通して授業の受け方や課題の提出方法等について助言をしている。

[区分 基準III-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行って いる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準III-A-4 の現状>

教職員の就業に関しては、「就業規則（提出-規程集86）」や「給与規程（提出-規程集128）」をはじめ、「相模女子大学・相模女子大学短期大学部非常勤講師規程（提出-規程集90）」、「無期労働契約の非常勤職員に関する規則（提出-規程集92）」、「勤務に関する取扱細則（提出-規程集93）」、「職員育児休業等実施要項（提出-規程集123）」、「職員介護休業等実施要項（提出-規程集124）」など、教職員の就業に必要な諸規程を制定しており、適宜必要に応じて見直している。

教職員への周知について、規程集はインターネット環境において常時閲覧可能であるほか、規程改正時は全教職員宛のメールにより周知を行うとともに、教育職員には教授会や大学評議会、事務職員には事務局管理職会議にて適宜補足説明を行っている。

教職員の就業の管理に関しては、「勤務に関する取扱細則（提出-規程集93）」に基づき適正に管理し公正、適正に処理している。教育職員については、短期学部長が所属長として教員の就業状況を掌握している。事務職員については、部長ならびに課長が指導管理している。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題＞

特になし。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞

【基準Ⅲ-A-3】

事務職員の人事評価制度は、事業計画からブレイクダウンされた個人目標で業績評価を実施していること、その目標の進捗や被評価者の取組状況を四半期に一度の評価者面談で確認していることなどから、事業推進と職員育成の双方を叶えるものであるという点で特筆すべき制度である。

本短期大学部教員のFD研修会の参加率は毎年非常に高く、過去5回の実施(令和3(2021)年度～令和5(2023)年度)において、参加率100%を4回達成しており(備付-72)、授業・教育方法の向上・改善に対する教員の意識の高さが表れている。

[テーマ 基準III-B 物的資源]

<根拠資料>

提出資料－規程集

- 149. 調達規程
 - 160. 用品取扱要領
 - 161. 備品管理規程
 - 162. 学校法人相模女子大学施設貸出規程
 - 170. 学校法人相模女子大学防災規程
 - 176. 相模女子大学附属図書館規程
 - 178. 相模女子大学図書館資料管理規程
 - 181. 図書館運営委員会規則
- 備付資料
- 84. 校地校舎及び運動場等の配置図（校地区画図）
 - 85. 相模女子大学附属図書館利用案内
 - 86. 【統合版】大学_NW 系統図、AP 設置資料

[区分 基準III-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準III-B-1 の現状>

本短期大学部のキャンパスは、相模女子大学と共にしており、「短期大学設置基準」に基づく必要校地面積 2,400 m²に対して、77,282 m²（校地敷地 61,336 m²・運動場敷地 15,946 m²）を有している（備付-84）。また校舎は、「短期大学設置基準」に基づく必要校舎面積 2,600 m²に対して、40,950.94 m²を有し、そのうち本短期大学部専用が 525.10 m²、大学との共有部分が 40,425.84 m²である。令和 6（2024）年度は、収容定員の変更により必要校地面積 2,000 m²、必要校舎面積は 2,350 m²となる。本短期大学部の敷地内には、主として講義室棟（1、7、11号館、マーガレット本館）実験実習室棟（5、9号館）の校舎（大学と共有含む）を置き、それぞれ配置している。講義室、演習室、実験室、実習室の面積も十分に確保している。体育施設としては、グラウンド（250m トランク）や体育館（1,331 m²）の他、テニスコート 4 面（ナイター設備有）を備えている。

障害者への対応として、平成 2（1990）年以降建設された施設については、条例によりバリアフリーへの配慮がなされている。また、平成 2（1990）年以前に建設された施設については、エレベーター、自動扉、手摺等の設置並びに段差の解消を順次図っており、平成 27（2015）年には、体育館の障害者専用トイレに合わせて大学の主要な女子トイレを全面リニューアルし、障害者に配慮した整備を行っている。また、障害者専用の駐車場も設けている。

教育課程編成・実施の方針に基づいて、本短期大学部は講義室、演習室、実験・実習室を配置している。各施設には、教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うためのプロジェクター、スクリーン、ワイヤレスマイク、DVD プレーヤー等の設備・機器備品を設置している。さらに、栄養士養成施設として授業の効果を高めるための機器・備品をすべて備えており、学生が高い学習効果を得られるようにしている。例えば、調理室等では手元を映し出すカメラを設置し、学生はスクリーンで教員の作業の様子を確認しながら、自身の参考とすることができるように対応している。

附属図書館は併設する大学との共用であり、専有延床面積 5,509.19 m²の 4 階建（4 階機械室）の独立施設である。603 席の閲覧室があり、令和 6（2024）年 5 月 1 日時点での図書 388,323 冊、学術雑誌 4,855 種類を所蔵し、電子コンテンツは、電子ジャーナル（18 種類）、電子ブック（511 タイトル）、データベース（19 種類）を導入している。1 階は参考図書、人文科学系を中心とした図書、遂次刊行物を排架し、グループ学習室、レファレンスカウンター、館長室、事務室が配置されている。2 階は社会科学系、自然科学系を中心とした図書、製本雑誌等が排架され、積層開架書庫があるほか、畳の閲覧スペースやグループ学習室、資格・検定学習室、ライブラリー・カフェが配置されている。3 階には、視聴覚系の資料を閲覧できる視聴室や視聴覚ホール、貴重書庫、特殊資料室があり、ラウンジが設けられている（備付-85）。

附属図書館は、「相模女子大学附属図書館規程」（提出-規程集 176）、「図書館運営委員会規則」（提出-規程集 181）に基づいて運営されている。大学を含む各学科の教育課程の方針に基づいた参考図書や関連図書等を常に整備しており、授業シラバスに掲載されている資料や授業用参考文献等の教員からの推薦資料、学科からの推薦資料を含め、毎年の予算に応じて積極的に資料の収集を行っている。図書館の業務に関することや、雑誌、電子ジャーナルやデータベースの新規購入、高額図書や視聴覚資料の購入については、図書館長、大学を含む各学部選出委員、学術研究支援課長及び学術研究支援課職員で構成する図書館運営委員会に諮りその採否を決定している。図書館資料は「相模女子大学図書館資料管理規程」（提

出-規程集 178) に基づき管理している。

2 階建ての体育館 (1,331 m²) の 1 階はバレー・ボーラー・バスケットボールのコートであれば 2 面、バドミントンコートであれば 4 面の使用が可能であり、他にもチアリーディングやダンス、フットサル、剣道等の利用などアリーナを多目的に利用ができ、障害者専用トイレも設置している。2 階には、トレーニングルームや更衣室及びシャワールームを備えている。

多様なメディアを高度に利用する教育方法の変化を踏まえ、教室に天井カメラを設置し、双方向でのハイフレックス授業を実施することができる設備をコロナ禍以降導入している。また、zoom 等のテレビ会議システムを利用してハイフレックス授業が実施できる音声ハイフレックス教室など、これまでの教室機材に加え、新たな授業方法にも対応できる機材を順次整備している。

[区分 基準III-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

＜区分 基準III-B-2 の現状＞

学校法人相模女子大学として、「調達規程（提出-規程集 149）」「用品取扱要領（提出-規程集 160）」「備品管理規程（提出-規程集 161）」「学校法人相模女子大学施設貸出規程（提出-規程集 162）」を制定し、これらの規程に基づき施設設備や物品等を維持管理している。

本学の施設整備の安全管理については「建築基準法」「消防法」「ビル管理法」等に規定された定期点検・整備を行い、エレベーターの点検は「建築基準法」に、電気設備の点検は「電気事業法」にそれぞれ基づいて適正に実施している。

火災・地震対策として、平成 21（2009）年 4 月 1 日施行の「学校法人相模女子大学防災規程（提出-規程集 170）」に基づき消防計画を定め、消防設備の定期点検を実施している。また、学校法人相模女子大学として火災・地震などの災害に備えて、毎年新入生に対し、防火・防災訓練を実施している。なお、学内の避難経路については、当該教室からの避難場所までの避難経路図を各教室に掲示をしている。東日本大震災や熊本地震等の災害を踏まえ、主要な建物に緊急地震通報システムと緊急放送設備の整備を実施した。

耐震改修工事は、昭和 56（1981）年以前に建設した校舎の耐震診断調査を行い、平成 26（2014）年 3 月に、1 号館を耐震改修工事とバリアフリー化整備として、エレベーターを設置した。また、耐震診断調査で、耐震性能が低い旧 5 号館においては、学生及び教職員の安全確保のため、新 5 号館を平成 26（2014）年に建設し実習室・実験室・研究室や調理室等を機能移転し、令和 6（2024）年 3 月に旧 5 号館解体工事を完了させた。

防犯対策については、学内を常駐警備員が管理し、正門及び東門や北門それぞれに警備員を配置し、外来者の確認をするとともに、夜間においては定期巡回を4回行い、各門には防犯カメラを設置するなど不審者侵入防止対策を図り、危機管理と安全に配慮している。

コンピュータのセキュリティ対策については、学内のすべてのコンピュータに本短期大学部が指定しているウィルス対策ソフトウェアをインストールし、また学内 LAN とインターネットとの接続点にファイアーウォールを設置し、外部からの不正なアクセスに対して対策を行っている（備付-86）。

省エネルギー・省資源対策に寄与するため、平成23（2011）年に、デマンド監視システムを導入し、最大電力の抑制の管理を行い節電に努めている。平成30（2018）年～平成31（2019）年に、主要な講義棟（1、7、11、マーガレット本館）の照明をLED照明に更新した。また、夏期はクールビズをキャンパス全体で実施し、室温を28度に設定、冬期はウォームビズを展開し室温を22度に設定している。また年2回のノーエアコン期間を定めて、全学園でエネルギー使用の節減に努めている。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題＞

特になし。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞

特になし。

[テーマ 基準III-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

備付資料

- 39. manaba 簡易設定ガイド
- 86. 【統合版】大学_NW 系統図、AP 設置資料
- 87. 11号館平面図①（情報処理教室）
- 88. 11号館平面図②（情報処理教室）
- 89. マーガレット本館（情報処理教室・マルチメディア教室）

[区分 基準III-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準III-C-1 の現状>

教育課程編成・実施の方針に基づいて学生に学習成果を獲得させるための技術的資源の整備については、無線 LAN 環境を含むネットワーク環境整備を計画的に進めている。その過程で遭遇したコロナ禍においては、最優先でオンライン授業等に必要な環境を整備した。具体的には 9 教室にカメラとマイクの設置を行い、ハイフレックス授業に対応できる教室設備を整え、併せて、オンライン授業環境の整備のため、通信回線増強を実施した。また同時に、学生へのノート PC や Wi-Fi ルータの無償貸与を実施するとともに、オンライン授業のガイドラインを作成し、新しい様式の授業についても、教育内容を確実に担保できるよう大学としての基準を示した。

学生には「栄養情報処理実習」の科目において情報技術を修得・向上させている。また、情報処理教室サポートデスクを設置し、常駐の技術者が学生及び教職員に対して情報技術の向上に関するサポートを行っている。

本短期大学部では、学生に教育課程編成・実施の方針に基づく学習成果を獲得させるために、ICT、ハードウェア及びソフトウェアに関連する技術サービス、専門的な支援や施設な

どを計画的に維持、整備し、技術的資源と施設の適切な状態を保持している（備付-87, 88, 89）。

全学生が共通して利用するコンピュータ環境に関しては、分配を常に見直し、活用するために、学園で整備・運営する体制になっている。学科及び教員のパソコン等は、学科の予算及び教員の研究費としての備品予算で個別に整備している。職員にもパソコンが割り当てられており、教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータの整備を行っている。

学生の学習支援のために必要な学内 LAN 整備は、学内全体をカバーしている。学内に設置されているパソコンは基本的にすべて学内 LAN に接続しており、学生の学習支援に有効活用されている（備付-86）。

教員の情報技術の向上に向けては、本学で導入しているクラウド型教育支援サービス manaba（以下 manaba）の利用方法（備付-39）について、年に1回主に新任教員（非常勤含む）を対象とした説明および体験会を実施し、教員へトレーニングの機会を提供している。manaba は、教員にはレポート課題の提示・提出・学生へのフィードバックを可能にし、学生にはポートフォリオ機能も提供している。また、授業の予習復習のために、授業で使用したスライドや配布物をいつでも確認することも可能である。さらに、オンライン技術を活用してのグループ学習や学生間での成果物の共有など、新しい情報技術を利用して、効果的な授業を行っている。

学内には、教育課程編成・実施の方針に基づいて、教育研究に資する ICT 機器を設置した情報処理教室を 6 室整備している。CALL 教室については、情報処理教室のパソコンに語学学習支援ソフト「CaLaBo」を導入することで学習環境を提供している。各情報処理教室のパソコンには、Microsoft Office アプリケーションのほか、統計ソフトや栄養計算ソフト等、授業で使用するソフトを導入している。

その他、図書館や各ラウンジのフリースペース等に学生が自由に使用することができるパソコンを設置するとともに、電子黒板や可動式の机・椅子も、学内数か所に設置しており積極的な学びを支援する設備となっている。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題＞

ICT 機器の利用率上昇に伴って学内 LAN を流れるデータ量も著しく増加している。また、学内 LAN を構成するネットワーク機器等の老朽化も進んでいるため、安定的な学習環境を維持するためには、学内 LAN 機器等の更新を行う必要がある。

私有のパソコンを持ち込んで授業を受ける或いは課題に取り組む学生が増えており（BYOD）、今後、学内の ICT 環境においても BYOD に対応できる施設・設備の整備が必要である。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞

図書館や各ラウンジのフリースペース等に学生が自由に使用することができるパソコンを設置するとともに、電子黒板や可動式の机・椅子も、学内数か所に設置しており積極的な学びを支援する設備となっている。

[テーマ 基準III-D 財的資源]

<根拠資料>

提出資料

25. 活動区分資金収支計算書（学校法人全体）[書式1]
26. 事業活動収支計算書の概要[書式2]
27. 貸借対照表の概要（学校法人全体）[書式3]
28. 財務状況調べ[書式4]

提出資料-規程集

135. 退職手当規程
147. 学校法人相模女子大学経理規程
148. 学校法人相模女子大学経理規程取扱要領
150. 資金運用規程
161. 備品管理規程

備付資料

90. 学校法人相模女子大学マーガレット募金 募金趣意書
91. 相模女子大学創立125周年記念事業募金 募金趣意書

[区分 基準III-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えていない。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。

- ③ 年度予算を適正に執行している。
- ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

＜区分 基準III-D-1 の現状＞

本学園の財政状況は、直近の決算となる令和5（2023）年度の資金収支において、支払資金が229,220千円増加した。令和2（2020）年度から令和3（2021）年度にかけては653,262千円、令和3（2021）年度から令和4（2022）年度にかけても261,318千円増加しており、直近数年間の決算結果において支払資金の増加が続いている（提出-25）。また、事業活動収支についても、基本金組入前当年度収支差額において令和3（2021）年度は873,940千円、令和4（2022）年度は639,341千円、令和5（2023）年度は11,907千円と過去3年間はいずれも収入超過となっている（提出-26）。

事業活動収支における収入超過が続いている大きな要因として、大学部門において学生数の増加が続いていることが挙げられる。特に令和3（2021）年度は学生生徒等納付金がピークとなり、教育研究活動ならびに施設設備への投資を継続的に行いながらも、資金収支・事業活動収支ともに大きく収入超過となった。

貸借対照表については、令和4（2022）年度まで純資産の増加が続いており、令和5（2023）年度は減少しているものの（提出-27）、要因は建物の取壊しによる資産除却の影響によるもので、借入金の返済も計画的に進んでいることから、健全に推移していると言える。

一方で、学園全体としては収入超過が続いているものの、本短期大学部は過去3年間、基本金組入前当年度収支差額において令和3（2021）年度は▲74,636千円、令和4（2022）年度は▲131,996千円、令和5（2023）年度は▲244,467千円と支出超過が続いている（提出-26）。支出超過の主な原因として、本短期大学部は食物栄養学科の一学科構成であることに加え、栄養士養成課程を擁する学科の特性上、施設設備の維持更新にかかる経費負担が大きいことも影響している。加えて、新型コロナウイルス感染症の流行以降、これまで堅調に推移していた学生数が減少に転じ、令和3（2021）年度は90名（入学定員充足率75.0%）令和4（2022）年度は68名（同56.7%）、令和5（2023）年度は65名（同54.1%）と急激に減少したことも支出超過が続く要因と言える。しかしながら、事業活動支出における本短期大学部の財政規模は学園全体の約6.6%（令和5（2023）年度）ほどであり、学園全体としては前述のとおり収入超過が続いていること、貸借対照表についても健全に推移していることから、本短期大学部の存続を可能とする財政は維持している。

退職給与引当金については、退職金の支給に備えるため、教職員の「退職手当規程」（提出-規程集 135）に基づく期末要支給額を基に、私立大学退職金財団に対する掛金の累計額と交付金の累計額との繰入調整額を加減した金額の100%を計上（提出-25）している。

資産運用については、「資金運用規程」（提出-規程集 150）に基づき運用を行っている。

毎年理事会にて資金運用計画を諮り、承認された計画に則って運用を進め、運用結果についても理事会にて報告を行っている。

本短期大学部の教育研究費比率は令和 3 (2021) 年度は 52.3%、令和 4 (2022) 年度は 66.3%、令和 5 (2023) 年度は 81.5%と、いずれも「20%程度」を大きく超えている（提出-28）。これは学生数減少に伴う経常収入の減収に対し、収入超過となる大学部門（施設設備などを共有）にて支出超過分を吸収し、教育研究活動にかかる経費を据え置いていることによるものである。また、大学栄養科学部と共に使用する栄養士養成課程のための実験・実習室が配備された 5 号館の竣工や、大量調理が可能な調理室を擁する 9 号館の設備更新など、教育研究活動における環境の充実を図りつつ、毎年度の予算編成方針に則り、教育研究活動の質を落とさぬよう適切な資金配分を行っている。

公認会計士からの監査意見への対応については、毎月の会計監査にて指摘が発生した場合は、該当部門と共有し都度改善の措置をとっている。直近決算となる令和 5 (2023) 年度においても、財政状態が適正に表示されているとの意見を得た。寄付金の募集については、恒常的に「学校法人相模女子大学マーガレット募金」（備付-90）を設定しており、その募集は適正に行われている。また、令和 5 (2023) 年度より評議員会での意見聴取を経て「創立 125 周年記念事業募金」（備付-91）の募集を開始した。なお、学校債の発行は行っていない。

本短期大学部の直近 3 年間の入学定員充足率は令和 3 (2021) 年度に 75.0% (90/120 名)、令和 4 (2022) 年度に 56.7% (68/120 名)、令和 5 (2023) 年度に 54.1% (65/120 名) と年々減少しており、直近の令和 5 (2023) 年度の収容定員充足率は 57.1% (137/240 名) と、妥当な水準からは大きく下回っている状況である。前述のとおり、本短期大学部の運営上必要な施設設備は、大学部門と共にしていることもあり、その維持更新にかかる経費負担が大きいものの、今後も充足率の改善を目指して募集力強化に努めていくとともに、収容定員充足率に沿った財務体質を構築していかなければならない。なお、令和 6 (2024) 年度より定員変更（入学定員：120→80 名）を行った。

学校法人及び本短期大学部では、平成 26 (2014) 年度に「Sagami Vision2020」を、また令和 2 (2020) 年度にはその後令和 7 (2025) 年度までの 5 年間を区切りとした中期計画を策定し、学園が掲げる教育構想の実現に向けて教職員が一丸となって取り組んでいる。年度毎の事業計画及び予算は、関係部門の意見を集約し、3 月の理事会で決定し、各学校長及び事務局各所属長を通じて学園全体に通知している。

日常の出納業務は、年度毎の予算を「学校法人相模女子大学経理規程」（提出-規程集 147、提出-規程集 148）に基づき予算執行部署並びに経理部門にて予算管理し、出納担当者及び経理責任者が行っている。出納情報は所定の手続きを経て会計伝票が作成され、会計システムに集約された後、月次で試算表を作成し、財務担当理事を経て理事長に報告している。資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、「資金運用規程」（提出-規程集 150）、「備品管理規程」（提出-規程集 161）に基づき適切な会計処理を行い、会計システム・資産管理システムを通じて管理台帳に記録され、安全かつ適正に管理している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができている。

[注意]

基準III-D-2について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成27年度～」のB1～D3に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

＜区分 基準III-D-2の現状＞

本短期大学部は、平成25（2013）年度に生活デザイン学科の募集を停止した後、栄養士養成課程を擁する食物栄養学科のみの一学科構成となっている。前項でも記したとおり、令和2（2020）年度まで堅調に推移していた入学生数は、現在は未充足が続いている。

食物栄養学科は、現代社会が求める高度で専門的な栄養知識を有し、食を通して人々の健康の維持・増進に積極的にかかわることのできる栄養士を養成することを目的としており、即戦力として社会に貢献できる人材を輩出できる点や、大学部門において栄養科学部を設置していることもあり、専門分野に長けた教員を多数擁していること、豊富な実験・実習施設が備わっている点が強みである。また、学園全体で取り組んでいる地域協働活動が評価され、地域貢献度ランキングにおいては全国女子大1位を9期連続で獲得しており、正課外での活動も学生のキャリアを形づくる上で非常に大きな効果を与えることができている。2年間でありながら本短期大学部が目指す高度で専門的な知識を有した人材を育成できる点が最大の強みであると言える。食物栄養学科は、令和6（2024）年度より入学定員を変更し、今後も強みを活かした募集活動を継続し、定員充足率の改善に向けて取り組んでいく。

財政状況については、大学部門の栄養科学部と施設設備を共用していることによる経費負担が大きいことに加え、近年の定員未充足による学生生徒等納付金の減収の影響により支出超過が続いている。オープンキャンパスの受入れ体制強化や短期大学部独自の動画作成など、直接的に受験生にアプローチする学生募集対策を実施している。また、令和7（2025）年度より校納金の改定を計画しており、募集力強化と学納金増収の両面から財政状況の改善を目指している。人事計画並びに施設設備等の計画については、毎年度予算編成方針を策

定する段階でそれぞれの計画を作成しており、退職者の発生に伴う補充人事はもとより、カリキュラムに則した教員配置など、教員採用を行う大学部門の事務部とも連携を図りながら採用を進めている。施設設備計画に関しても、老朽化対策を含む施設設備投資計画をマスター・プランとして定め計画的に実行している。それら計画をもとに 10 年間の財務シミュレーションを行い、結果に基づき予算編成方針の策定を行っている。

外部資金の獲得に向けては、科学研究費補助金の獲得（令和 5（2023）年度短期大学部採択件数：1 件）に向けて全教員を対象に説明会を行う他、受託研究や共同研究、奨学寄附金の受け入れ状況を本学ウェブサイトに公開するなど、積極的に取り組んでいる。また、地域協働活動等における補助金や受託金などについても、関係部署において受け入れ体制の整備を行い、獲得に努めている。

前述したとおり本短期大学部は、平成 25（2013）年度の生活デザイン学科の募集を停止して以来、食物栄養学科のみの一学科構成を継続している。施設設備維持における費用が大きい学科の特性がある中で、これまでも本短期大学部のみでの黒字化を目指しながら、支出超過分を大学部門で吸収することで、社会貢献につながる人材の育成と輩出を続けてきたが、近年の急激な入学生減少の影響を受け、收支のバランスが崩れていると言える。繰り返しとなるが、募集力の強化による充足率改善と、今後の定員変更や校納金の改定により、適切な定員管理とそれに見合う経費バランスを目指していく。

学内に対する経営情報の公開については、財務諸表を公開しており、予算編成時にも学園の收支状況を示した上で予算策定に臨んでいる。また、毎年度職員集会にて募集状況や財務状況を共有し、学園の方向性を示しながら危機意識の高まりを促している。

＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題＞

本短期大学部は令和 3（2021）年度以降、入学定員未充足の状態が続いている。女子教育と短期大学での栄養士養成課程を両立させることで、多様な学生の受け入れ環境の充実につながり、それを継続させていくことが、ひいては本短期大学部が社会的使命を果たすことにもつながっていくと考えている。そのため、募集力の強化と充足率の改善、さらには本短期大学部での黒字化と安定した財政基盤の構築が今後の課題と言える。

＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項＞

特になし

＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

（a）前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

学生確保について、直近 3 年間の入学定員充足率は令和 3（2021）年度に 75.0%（90/120

名）、令和 4（2022）年度に 56.7%（68/120 名）、令和 5（2023）年度に 54.1%（65/120 名）と年々減少している状況を踏まえ、令和 6（2024）年度から入学定員を 120 名から 80 名に減員した。募集活動において、短期大学部に特化した高校訪問、動画制作、SNS 広告などをここ数年展開している。

短期大学部一学科構成のため、入学者の減少に伴い、短期大学部門の経常収支差額は悪化している状況である一方で、大学と短期大学部を合わせた収支差額は収入超過を維持している。外部資金の獲得に向けては、直近の令和 5（2023）年度と前年度の令和 4（2022）年度決算比で大学と短期大学部を合わせて、経常費補助金収入が約 1100 万円、施設設備利用料収入が約 500 万円増加した。

施設設備の環境整備においては、特に授業時間外に学習するスペースや環境の整備を図り、マーガレット本館 1 階にラーニングコモンズを設置するとともに、同フロアに個人ブース（6 席）や 2 階ラウンジには、持参したノートパソコン・タブレット等も利用できるよう電源を完備し、学びのスペースの充実を図った。講義室、演習室、実験・実習室には、各教室に応じてプロジェクター、スクリーン、ワイヤレスマイク、DVD プレーヤー等の設備・機器備品を設置するとともに、ハイフレックスに対応する教室を整備し、様々な授業形態に対応している。また、省エネルギー・省資源対策として、主要な講義棟（1、7、11、マーガレット本館）の照明を LED 照明に更新した。

ICT 環境の整備において、ネットワーク環境については、学生の学習支援のために必要な無線 LAN 環境及び通信回線増強を整備するとともに、オンライン授業等に必要な環境として、カメラとマイクの設置を行い、ハイフレックス授業に対応できる設備を整備した。また、各情報処理教室のパソコンには、Microsoft Office アプリケーションのほか、統計ソフトや栄養計算ソフト等、授業で使用するソフトを導入している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

その他の教育資源の課題として、ネットワーク機器等の老朽化も進んでいるため、引き継ぎ、学内 LAN 機器等の更新を行うとともに、学生がパソコンを持ち込んで授業を受けたり、課題に取り組むことへの対応として、BYOD に対応できる施設・設備の整備を年次計画で検討する。

財的資源の課題としては、短期大学部門での収支の支出超過額を減少させるために、入学者数を増加させなければならない。そのために大学・短期大学部全体で推進している、高校での出張講義や探究学習の支援等の高大連携事業を強化するとともに、現在 4 校と締結している協定校を増やすことで、高校教員及び生徒に対して早い段階で、本学への興味関心を高めて、オープンキャンパスなどのイベント参加に繋げる。

【基準IV リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップ]

＜根拠資料＞

提出資料

- 5. 相模女子大学短期大学部学則（規程集9）
- 7. 相模女子大学内部質保証に関する規程（規程集54）
- 33. 令和6（2024）年度事業計画[2024年度]
- 34. 学校法人相模女子大学寄附行為（規程集1）

提出資料-規程集

- 42. 学園経営会議規程

備付資料

- 95. 履歴書（令和6年5月1日現在）
- 99. 2021（令和3）年度～2025（令和7）年度中期計画

[区分 基準IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

＜区分 基準IV-A-1 の現状＞

理事長は、平成 27 (2015) 年 4 月から令和 3 (2021) 年 3 月まで、相模女子大学並びに相模女子大学短期大学部学長を務めた後、令和 3 (2021) 年 4 月から理事長に就任しており、建学の精神及び教育理念・目的を十分に理解している（備付-95）。また理事長は、令和 3 (2021) 年 6 月から現在まで公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアムの代表理事を務めており、地域との連携の重要性を認識している。

理事長は、理事会の他、平成 25 (2013) 年に定めた「Sagami Vision」の実現に向けた中期計画（備付-99）及び事業計画（提出-33）の実行にあたって、リーダーシップを発揮した。また、法人と学長・各学校長・事務部局長とのインフォーマルな意見交換の場であった学園教育懇話会の位置づけを明確にし、「学園経営会議規程」（提出-規程集 42）を制定し、理事会と短期大学部との意思疎通をさらに活発にするとともに、現在の「Sagami Vision」の後を継ぐ令和 8 (2026) 年度以降の新たな計画の策定に向けた検討に着手している。

理事長は、「学校法人相模女子大学寄附行為」（提出-34）第 11 条に定めるところにより、法人を代表し、その業務を総理している。

理事長は、「私立学校法」第 46 条の規定に定めるとおり、毎会計年度終了後 2 月以内に監事の監査を受け、理事会の議決を経た決算及び財産目録、貸借対照表、収支計算書並びに事業報告書を評議員会に報告し、その意見を求めている。

理事会は、「私立学校法」第 36 条の規定に従い、「学校法人相模女子大学寄附行為」（提出-34）第 16 条に定めるところにより、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。また理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。

認証評価に係る自己点検・評価の基本方針を定める質保証委員会は、学長が委員長を務め、総務担当理事が構成員となり、認証評価に対する役割と責任を負っている（提出-7）。

理事会は、短期大学の運営の発展のために、日本私立短期大学協会や日本私立大学協会の発信する情報や他の関係機関との交流等により学内外の必要な情報を収集している。

理事会は、関係法令を順守しており、短期大学の運営に「学校教育法」等による法的な責任があることを認識している。また学校法人運営に関する規程として「学校法人相模女子大学寄附行為」（提出-34）等を整備し、短期大学部の運営に関する規程として「相模女子大学短期大学部学則」（提出-5）等を整備している。

理事は、本学の建学の精神を理解し、本法人の健全な経営について学識及び見識を有し、「私立学校法」第 38 条に従った「学校法人相模女子大学寄附行為」（提出-34）第 6 条の規定に基づき適正に選任されている。また「学校教育法」第 9 条の規定は、役員の解任及び退任事由として「学校法人相模女子大学寄附行為」（提出-34）第 10 条に準用している。

＜テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題＞

理事長のリーダーシップの下、理事会及び常任理事会などで構成される学校法人の管理運営体制は、関係法令及びこれを踏まえた寄附行為の定めに従って確立され、適正に運営されており、特に問題はない。

＜テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項＞

理事長は、本学の特色である民主的な運営体制のもと、各学校の課題や教職員の要望を的確に把握しながら、理事会の経営方針が各学校や教職員に理解・共有される体制の構築を図っており、令和5（2023）年4月に新たに女性の外部理事を迎えることで、男女比率の偏りを改善するとともに、「私立学校法」の改正に伴い、本法人にふさわしい理事会と評議員会のあり方を検討している。

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料

5. 相模女子大学短期大学部学則（規程集 9）
7. 相模女子大学内部質保証に関する規程（規程集 54）
38. 2021（令和3）年度短期大学部教授会議事録〔2021年度〕
39. 2022（令和4）年度短期大学部教授会議事録〔2022年度〕
40. 2023（令和5）年度短期大学部教授会議事録〔2023年度〕

提出資料-規程集

36. 相模女子大学並びに相模女子大学短期大学部学生懲戒規程
66. 相模女子大学短期大学部教授会規則
71. 各種全学委員会通則
73. 相模女子大学学長並びに相模女子大学短期大学部学長の職務に関する規程
95. 相模女子大学学長・相模女子大学短期大学部学長選考規則

備付資料

100. 学長の教員個人調書〔様式21〕
124. ウェブサイト「教員紹介 田畠雅英」
<https://www.sagami-wu.ac.jp/faculty-introduction/media/masahide-t/>
125. 大学改革ワーキンググループについて（2023年度）
126. 学長オフィスアワーのお知らせ

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参照して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

- ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
- ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
- ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
- ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
- ⑤ 教授会の議事録を整備している。
- ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
- ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

＜区分 基準IV-B-1 の現状＞

学長は、教学運営の最高責任者として、「相模女子大学短期大学部学則」（提出-5）第 46 条の 2 並びに「相模女子大学短期大学部教授会規則」（提出-規程集 66）第 3 条に基づき、教授会で述べられた意見を参酌して、学生の入学（再入学を含む）、卒業及び課程の修了、学位の授与、その他教育研究に関する重要な事項について最終的な判断を行っている。

学長は、公益財団法人相模原市民文化財団の評議員を務める等、人格が高潔であるとともに、東京大学大学院人文科学研究科独語独文学専門課程修士課程修了の学歴を持ち、学識が優れている（備付-124）。平成 24（2012）年 4 月から平成 30（2018）年 3 月まで相模女子大学学芸学部長、平成 24（2012）年 4 月から平成 26（2014）年 3 月まで学校法人相模女子大学理事及び評議員、平成 25（2013）年 4 月から平成 26（2014）年 3 月まで学校法人相模女子大学学園事務部長を務め、令和 3（2021）年 4 月より現在に至るまで、相模女子大学・相模女子大学短期大学部学長、学校法人相模女子大学理事・評議員として大学運営に携わっており、大学運営に関する識見を有している（備付-100）。

学長は、「相模女子大学短期大学部学則」（提出-5）第 1 条に定められている建学の精神に基づく人材育成に向けて教育研究を推進するとともに、同第 2 条の 2 及び「相模女子大学内部質保証に関する規程」（提出-7）第 1 条に定めるとおり、それを達成するための教育研究等の改善・充実に努めている。

学生に対する懲戒については、「相模女子大学短期大学部学則」第 44 条にて教授会の議を経て学長が懲戒する旨を定めており、その手続き等については、「相模女子大学並びに相模女子大学短期大学部学生懲戒規程」（提出-規程集 36）にて定めている。

学長は、「相模女子大学学長並びに相模女子大学短期大学部学長の職務に関する規程」（提出-規程集 73）に基づき校務をつかさどり、所属職員を統督するとともに、すべての校務に関する最終的な決定権を有し、その責任を負っている。

学長は、「相模女子大学学長・相模女子大学短期大学部学長選考規則」（提出-規程集 95）に基づき選考され、理事会の議を経て理事長により任命される。令和 3（2021）年 4 月に相模女子大学・相模女子大学短期大学部学長に就任後、6 つの大学改革ワーキンググループ（備付-125）を立ち上げ（①卒業生との連携強化、②多様な生涯学習のあり方と、本学における位置づけの検討、③地域社会との連携の深化、④学部・学科・研究科の連携促進、⑤全学的

なグローバル化の推進、⑥ICT 活用教育の推進・学修成果の可視化)、大学改革を推進している。

教授会は、当該学部に係る事項について審議する機関であり、「相模女子大学短期大学部教授会規則（提出-規程集 66）により定められ、構成員は教授、准教授及び講師をもって組織する。原則として月 1 回開催することとし、必要に応じて臨時に開催することもある。短期大学部長が議長となり、次の事項を審議し、学長がそれらの事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学（再入学を含む）、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

また、教授会では次の事項を審議し、学長に対して意見を述べることができる。

- (1) 短期大学部長の選定に関する事項
- (2) 学科長の選定に関する事項
- (3) 教授、准教授、講師、助教及び助手の任用、昇任の際の教育研究業績に関する事項
- (4) 名誉教授の推薦に関する事項
- (5) 学則の改正に関する事項
- (6) 学科の教育課程に関する事項
- (7) 授業科目の種類及び編成に関する事項
- (8) 各種委員の選出に関する事項
- (9) 学術研究に関する事項
- (10) 学生の留学、転学部転学科、休学、復学、退学、転学に関する事項
- (11) 学生の試験及び単位修得に関する事項
- (12) 委託生、外国学生、科目等履修生、単位互換履修生、聴講生に関する事項
- (13) 学生の賞罰に関する事項
- (14) 学生団体、学生活動、学生生活に関する事項
- (15) その他、教育研究に関する事項および学長からの諮問事項

教授会の議事録（提出-38, 39, 40）は、その都度作成し、決議事項及びその他の重要事項については、次回教授会での確認をうけ、短期大学部長がこれを保管している。

各種全学委員会の運営は「各種全学委員会通則」（提出-規程集 71）に基づき、適切に運営している。各種全学委員会での審議内容や結果については、委員会の構成員により所属学科および教授会で報告し、教員全員で認識を共有している。また、全学教務委員会等において審議された学習成果及び 3 つのポリシーについても教授会において認識を共有している。

＜テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題＞

特になし。

＜テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項＞

教員が実施するオフィスアワーに倣った「学長オフィスアワー」（備付-126）を年 2 回開催し、対象を学生のみならず教職員に広げ、学長が学生・教職員と直接コミュニケーション

をとりながら意見や要望を聞くことで、大学運営の活性化を図っている。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

提出資料

34. 学校法人相模女子大学寄附行為（規程集 1）

備付資料

127. 令和 3 (2021) 年度監査報告書

128. 令和 4 (2022) 年度監査報告書

129. 令和 5 (2023) 年度監査報告書

130. 2021 (令和 3) 年度監事監査結果報告書

131. 2022 (令和 4) 年度監事監査結果報告書

132. 2023 (令和 5) 年度監事監査結果報告書

133. ウェブサイト「情報の公開」

<https://www.sagami-wu.ac.jp/public/>

134. ウェブサイト「決算」

<https://www.sagami-wu.ac.jp/foundation/industry/>

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1 の現状>

監事は、「私立学校法」第 37 条第 3 項の規定に従い、毎年度監査計画を作成し、学校法人全体の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査している。例年 9 月の理事会において、当年度の監事監査の基本方針、重要監査項目及び監査方法が示され、関係者へのヒアリングが開始される。理事長及び専務理事をはじめ法人役員へのヒアリングを皮切りに、大学・短期大学部の学長・副学長、併設各校の校（園）長・副校（園）長等並びに事務職員・経理の責任者等へのヒアリング（施設視察含む）を、組織（学校）単位で月 1 回のペースで翌年度の 4 月頃まで行う。これらのヒアリングをとおして、それぞれの組織のガバナンスや教育現場の現状を把握しつつ、前年度監査結果の指摘事項への対応状況や当年度事業計画の進捗状況の検証を中心に本法人の業務全般について監査している。また、ヒアリングと並行して、会計監査人及び内部監査人との会合を秋から春にかけて複数回に亘って持ち、それぞれの監査経過について情報交換・意見交換を行っており、翌年度に入ると会計監査人からの中間報告により、会計処理等の状況及び財産の状況が監事に報告され

る。

監事は、学校法人全体の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書（備付-127, 128, 129）および監事監査結果報告書（備付-130, 131, 132）を作成し、当該年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出し、報告している。

このほか、監事は理事会に毎回出席し、必要に応じて、学校法人全体の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について意見を述べている。また、評議員会にも毎回出席している。さらに、文部科学省主催の監事研修会をはじめ、一般社団法人大学監査協会主催の研究会議等に参加し、積極的に最新の情報を収集している。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準IV-C-2 の現状>

「私立学校法」第41条ならびに「学校法人相模女子大学寄附行為」第20条（提出-34）の規定に従い、評議員は令和5（2023）年5月現在32人（定数23人以上40人以内）であり、理事は令和5（2023）年5月現在15人（理事定数8人以上17人以内）のため、理事の現員の2倍を超える人数をもって組織されている。また、評議員会は「私立学校法」第42条ならびに「学校法人相模女子大学寄附行為」第26条（提出-34）の規定に基づき、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞かねばならない事項が定められており、理事長の諮問機関として適切に運営されている。

評議員会は、「私立学校法」や「学校法人相模女子大学寄附行為」（提出-34）に基づき、評議員の定数、審議内容ともに適正に運営しており、特に課題はない。

[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

<区分 基準IV-C-3 の現状>

「学校教育法施行規則」第172条の2の規定に基づき、教育情報をウェブサイト「情報の公開」（備付-133）において公表している。

「私立学校法」第47条に規定される財務情報は、ウェブサイト「決算」（備付-134）において公開している。

＜テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題＞

ガバナンスは適切に機能しており、現状で課題はない。

＜テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項＞

特になし。

＜基準IV リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

監事監査は非常勤監事2名の体制ではあるが、月1回来校し、年間を通して、理事及び幼稚部から大学までの教学トップ、事務部トップとのヒアリングを実施している。大学・短期大学部のヒアリングは学長・副学長を対象に行い、それとは別に事務局長・事務の部長を対象にしたヒアリングも行っている。また、平成27（2015）年に設置した内部監査室は前回の認証評価を受審した際は設置直後であったが、設置から約8年が経過し、年間を通して、研究費、部門別、テーマ別の監査を計画的に行ってきていたことで、事務局においては概ね部門別の内部監査を実施した。監事監査と連携を図り、それぞれの監査を補完するかたちで監査を行っている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

課題なし。